

平成26年 9 月16日
内 閣 官 房
特 定 秘 密 保 護 法
施 行 準 備 室

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」に対する意見募集の結果について

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」（以下「運用基準案」といいます。）について、平成26年 7 月24日（木）から同年 8 月24日（日）までの間、「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」（以下「施行令案」といいます。）や「内閣府本府組織令の一部を改正する政令（案）」（以下「組織令改正案」といいます。）とともに意見募集を実施したところ、これら 3 案に対し計23,820通の御意見を頂き、そのうち運用基準案宛に提出された御意見は、10,084通でした。

御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 実施方法

(1) 募集期間

平成26年 7 月24日（木）から同年 8 月24日（日）までの間（郵送の場合は 8 月24日消印有効）

(2) 告知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）及び内閣官房ホームページ

(3) 意見提出方法

e-Govの意見提出フォーム、電子メール、郵送、FAX

2 頂いた御意見の総数等

(1) 施行令案、運用基準案及び組織令改正案に対し寄せられた御意見の総数

23,820通

(2) 内訳

ア 提出先

施行令案宛：10,998通 運用基準案宛：10,084通 組織令改正案宛：2,738通

イ 提出方法

e-Gov：19,668通 電子メール：803通 FAX：2,212通 郵送：1,137通

3 意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

別添の 1 頁から46頁までに記載のとおりです。

（※）施行令案や組織令改正案宛に提出された御意見であっても、その内容が運用基準案に対する御意見であるものについては、運用基準案に対する御意見として取り扱っております。

【お問い合わせ先】

内閣官房

特定秘密保護法施行準備室

電話：03-5253-2111（代表）

意見募集に対し寄せられた御意見の概要及び 御意見に対する考え方

○ 運用基準案

I 基本的な考え方	1
II 特定秘密の指定等	9
III 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等	21
IV 適性評価の実施	25
V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の 適正を確保するための措置等	35
VI 本運用基準の見直し	46

○ 施行令案

○ 組織令改正案

○ その他

内閣官房
特定秘密保護法施行準備室

○運用基準(案)：Ⅰ基本的な考え方

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 策定の趣旨	「1 策定の趣旨」について、 ① 特定秘密の指定を極力限定すること ② 指定の恣意性を排除すること ③ 適性評価においてプライバシーを保護すること ④ 特定秘密の対象たる情報は、単に秘匿する必要がある情報ではなく、我が国の安全保障に直接関係する情報であること を盛り込むべきである。	運用基準の策定趣旨は、特定秘密保護法第18条第1項において、特定秘密の指定等同法の統一的な運用を図るためであると定められています。 ①及び②について、運用基準案Ⅰ「基本的考え方」の2「特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項」において、「特定秘密保護法第3条第1項、第4条及び別表各号については、この点（注：拡張解釈の禁止等）により一層留意し、本運用基準Ⅱ1、Ⅱ4(1)、Ⅲ(1)等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定するものとする」とを明記しています。 ③について、Ⅳ1「適性評価の実施に当たっての基本的な考え方」において、「適性評価は、評価対象者のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない」とことを明記していますが、御指摘を踏まえ、Ⅰ「 基本的な考え方 」の2「 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項 」においても、その旨明記しました。 ④について、特定秘密保護法上明らかにされていますが、Ⅱ 1「指定の要件」においてその具体化に努めているところです。
2	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項	この運用基準の法的性質は、いわゆる行政規則の一種と考えられる。基準Ⅰの1において、「行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者」が運用基準の名宛人とされているのもその趣旨と解されるが、国民にとって誤解のないようにこのことをより明確に指摘すべきである。	御指摘を踏まえ、「 本運用基準は 、行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者 ほか が、本運用基準が定める内容に従って特定秘密保護法の運用を統一的に行うことにより、特定秘密の漏えいの防止を図るとともに、その適正を確保する ために定めるものとするである 。」と修正しました。
3		運用基準は秘密指定の範囲や期間を定め、「拡張解釈の禁止」「報道・取材の自由の尊重」に留意するというのが、役所の裁量が大きく、歯止めの役割を果たせそうにない。	運用基準案においては、冒頭の「基本的な考え方」に「拡張解釈の禁止」「基本的人権及び報道・取材の自由」や「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」という大原則を明記し、その上で、Ⅱ「特定秘密の指定等」の「特に遵守すべき事項」において、「3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること」等を、Ⅳ「適性評価の実施」の「基本的な考え方」において、「プライバシーの保護」「調査事項以外の調査の禁止」等を定めています。すべての行政機関の長等は、これらの規定に従って、特定秘密の指定や適性評価を実施する必要があります。 また、運用基準案においては、法律の別表に列挙された23項目の事項を更に55項目に細分化しています。特定秘密に指定することとなる個別具体的な情報は時々の国際情勢等に応じて多様なものとなり現時点ですべて把握することは不可能ですが、可能な限り具体的かつ明確なものとしています。そして、行政機関の長は、指定の理由を点検することとし、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合には、法律上、内閣の承認を得なければならない、その場合の基準も示しております。 そして、内閣府に独立公文書管理監と情報保全監察室を設置し、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察するほか、これらの規程に従って特定秘密の指定等が行われていない場合には通報することができる制度も設けます。なお、Ⅰ2(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で述べたとおり、特定秘密が記録された行政文書についても、情報公開法の適用を受け、仮に特定秘密が記録された部分について不開示決定がなされ、当該決定について不服申立がなされた場合には、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会が調査審議を行うこととなります。その過程において、情報公開個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提供を求めることができるとされ(いわゆるインカメラ審査)、要求を受けた行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項3号の規定に基づき、特定秘密を提供することとなります。そして、調査審議の過程で、特定秘密の指定の適否についてもチェックされ、特定秘密に係る部分を開示することとなれば、指定を解除することとなります。
4		「『不当に』侵害しない」や「『十分に』配慮する」について、二重鉤括弧内の抽象的表現では、全くその保障にならない。	適性評価においては、評価対象者に適性評価制度について十分に理解してもらえるよう、告知書によって評価対象者に適性評価の手続を十分に説明し、その上で、評価対象者からの同意書の提出をもって適性評価を開始することとしております。また、関係者への質問や公務所等への照会は、無制限に行うのではなく、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときに行うこととしています。こうした仕組みを設けることにより、適性評価の実施に当たってプライバシーの保護が十分に図られるようにしています。
5		運用基準では、拡張解釈を禁止するための記載は若干あるが、基本的人権を不当に侵害してはならないことや報道・取材の自由に十分配慮することを担保するための詳細な歯止めが全く書かれていない。このままこの法律が施行されてしまったら、拠るべき基準がないことになり、「不当に侵害したかどうか」「十分配慮されたかどうか」の判断は裁判所に決めてもらうしかないのではないか。	特定秘密保護法の運用状況は、毎年、外部の有識者である情報保全諮問会議の委員に報告されるとともに、その意見を付して国会に報告されることとされており、その報告内容の詳細を本運用基準において定めています。また、国会に設置される情報監視審査会が、特定秘密保護法の運用を常時監視することとされており、こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。

6	2 特定 秘密保護 法の運用 に当たっ て留意す べき事項	「特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならないこと」を「特定秘密保護法が定める各規定を厳格かつ限定的に解釈すること」と改めるべきである。 拡張解釈してはならないことは言うまでもないことであり、厳密かつ限定的に解釈するということではなければ、解釈指針としての意味がない。	御指摘を踏まえ、「特定秘密保護法が定める各規定を拡張して解釈してはならず、厳格にこれを適用しないこと」と修正しました。
7		「報道、取材の自由は広く国民の権利であり、これを侵してはならない」旨、明確に規定すべき。	報道、取材の自由と秘密保全のバランスが重要であると考えており、本運用基準では、「憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること」「出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配慮すること」を明記しています。
8		「憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること」を、「憲法に規定する基本的人権及び国民主権原理を侵害することのないようにすること」と改めるべきである。 国政に関する情報を例外的に特定秘密として指定し、管理すること自体既に基本的人権及び国民主権原理に対する重大な制約である。そのことを十分に認識した上で運用されるべきで、「基本的人権を不当に侵害することのないようにする」では、運用権者への戒めにならないし、違法若しくは不当な運用を抑制することはできない。	
9		ジャーナリストの報道又は取材の自由だけではなく、以下についても保護すべきである。 また、その旨表題にも追記すべきである。 ・一般市民が直接知るための諸活動（国民による官公庁への質問、取材等） ・公益を目的に行う市民活動等を行う者の情報収集活動 ・環境活動家や人権活動家等、公益活動を行う者の情報公開又は情報収集活動 ・中小企業の営業とくらし、地域経済を守る活動のための情報収集	本運用基準は、内閣の意思決定である閣議決定によって定められるものであり、すべての行政機関の長は、運用基準IIの特定秘密の指定等の基準に従って、特定秘密の指定等を行う必要があります。 知る権利については、御指摘を踏まえ、「 いわゆる国民の知る権利は、憲法第21条の保障する表現の自由や、憲法によって立つ基盤である民主主義社会の在り方と結び付いたものとして、十分尊重されるべきものであること 」を明記しました。 また、国の重要な情報へのアクセスについて、本運用基準案I(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しており、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなり、これまでと変わりません。 なお、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られ、報道機関による通常の取材行為は処罰対象とはなりません。
10		日本国憲法第21条は、言論の自由を保障しており、これにより知る権利が究極的に保障されている。「知る権利」の意味を分かりやすくするため、「日本国憲法第21条で定めている、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由に裏付けられる国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由」と修正すべきである。	
11		憲法で保障された表現の自由、知る権利、報道の自由の保障が明記されていない。報道の自由は「配慮」に留まっている。市民が国の重要な情報にアクセスすることが罰せられる危険性もそのままである。	
12		「憲法第23条に規定する学問の自由を不当に侵害することのないようにすること」を付け加えるべき。	基本的人権には、いわゆる精神的自由として憲法第23条に規定されている学問の自由も含まれております。そのことを前提として、運用基準案においては、「憲法に規定する基本的人権を不当に侵害することのないようにすること」と規定しております。

13	2 特定 秘密保護 法の運用 に当たっ て留意す べき事項	拡張解釈の禁止や基本的人権の尊重を担保する具体的措置として、国家安全保障と情報への権利に関する国際原則（ツワネ原則）で示されている下記の事項を運用基準案に盛り込むべきである。 ① 国民の情報アクセス権を制限する正当性の証明が政府の責務であることの明示（原則1，4） ② 政府が秘密指定してはならない情報の明示（原則10） ③ 秘密指定が許される最長期間の明示（原則16） （特定秘密保護法第4条は指定の有効期間について定めているが、同条但書では永久秘密を認めており、最長期間の明示が徹底されていない。） ④ 国民が秘密解除の請求をするための明確な手続規定（原則17） ⑤ 全ての情報にアクセスできる独立した監視機関の設置（原則6，31～33） ⑥ 内部告発者の保護規定（原則37～46） ⑦ 一般国民は秘密情報を求めたり入手したりしたという事実を理由にした刑事訴追をされない（原則47）	ツワネ原則は、私的機関（オープンソサイエティ財団）が2013年6月に発表したものであり、各国において立法等の指針を提供するために提言されたものですが、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。 その上で申し上げれば、同原則は、情報へのアクセス権が、国の安全保障上必要な場合に、法律により制限されることを認めていると承知しています。なお、特定秘密保護法には、恣意的な法律の運用を防ぐため、二重三重の仕組みが設けられており、国民の知る権利との関係で問題を生じたり、取材の自由を制限したりするものではありません。 （①について） 特定秘密の指定は、行政機関の長が指定することが法律に規定されております（特定秘密保護法第3条第1項）。また、本運用基準案において、指定の際には指定の理由を記述する旨規定しており、どのような理由により指定を行うこととしたのか明らかとなります。 （②について） 特定秘密保護法の下では、特定秘密に該当する情報についてその定義や指定の要件及び手続が法的に明確にされています。特に、指定の要件として、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性が掲げられており、別表該当性については、運用基準に掲げる55の事項の細目に該当する情報のみが特定秘密に指定されます。また、運用基準Ⅱ 1（4）特に遵守すべき事項において、「イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として指定してはならないこと。」と明記しました。 （③について） 特定秘密保護法は、「指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない」と明記し、30年を超えて延長する場合には、理由を示して内閣の承認を得る必要があります。 なお、暗号や人的情報源に関する情報など、法律に限定列挙する極めて例外な情報を除き、指定の有効期間は60年を超えることはできません。 （④について） 運用基準案Ⅱ(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しているとおり、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなります。何人も、特定秘密が記録された行政文書の開示を請求でき、仮に特定秘密が記載された部分について不開示決定がなされ、当該不開示決定について不服申立てがなされた場合には、行政機関の長からの諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会が不開示決定の適否を調査審議することとなります。そして、その過程において、情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提供を求めることができるとされており（いわゆるインカメラ審理）、要求を受けた行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項3号の規定に基づき、特定秘密を提供することになります。そして、調査審議の過程で、特定秘密の指定の適否についてもチェックされ、特定秘密に係る部分を開示することとなれば、指定を解除することになります。 こうした点が本運用基準上も明らかとなるよう、御指摘を踏まえ、運用基準Ⅰ（2）に、「また、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の情報公開法に基づき開示を請求することができがされた場合には、開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。（中略）なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会（以下単に「審査会」という。）が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号の規定に基づき、審査会に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会による調査審議の結果、行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。」と追記しました。また、御指摘を踏まえ、こうした特定秘密保護法と情報公開制度の関係については、今後とも適切に周知・広報してまいります。 なお、米国の「強制的機密指定解除審査請求（MDR）」は、秘密情報全般を対象とし、その指定の解除の審査を求める制度であると承知しています。特定秘密は、その定義上、情報公開法第5条に掲げる不開示情報よりも範囲が限定されたものであり、特定秘密ではない不開示情報も存在します。そのため、特定秘密の指定の解除とその開示は、情報公開法に基づき行うことが適当と考えます。この意味において、御指摘のMDRによる解除審査請求と類似の機能を情報公開法の開示請求が担うことができると考えます。 （⑤について） 内閣府独立公文書管理監は、国会での議論を受けて、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除について独立した公正な立場において検証・監察するために設けられるものです。このため、運用基準案においては、行政機関の長が内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供に応じない場合には、その理由を疎明しなければならないこととしており、行政機関の長は相当の理由なく提供を拒むことはできません。 また、特定秘密が提供されない場合にも、内閣府独立公文書管理監は、行政機関に対し、特定秘密を明らかにしない形で特定秘密の指定等の必要性の説明を求めることなどはできるため、実効的な検証・監察等を行うことができるものと考えます。 運用基準案は閣議決定することとしており、閣議決定は、各行政機関がこれに従う責務を有することから、これにより、チェック機関の検証、監察等の事務や通報制度の実効性を確保することができると考えます。
----	--	--	--

13	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項		なお、米国の情報保全監督局と各行政機関との関係は、大統領令において具体的に規定されていますが、その中には、行政機関の長が情報保全監督局長にアクセスを拒否することを大統領に勧める際の手続についての規定があるなど、必ずしも情報保全監督局が各行政機関に対して強制的な権限を有しているわけではないと理解しています。 (⑥について) 本通報制度は、特定秘密の恣意的な指定等を防止するために必要であるとして、運用基準案に盛り込まれたものですが、特定秘密は、その漏えいにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある情報を指定するものであり、こうした情報は通報の形であっても漏えいされるべきではないことから、要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならないこととしています。なお、特定秘密の漏えい罪の成否については、個別の事案ごとに法と証拠に基づいて判断されることとなります。 また、通報者の保護は、本通報制度を実効的ならしめる上で極めて重要であると認識しています。このため、運用基準案Ⅴ4(3)においては、通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨定めています。また、行政機関の長は、通報者に対し、通報したことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずる旨定めています。 (⑦について) 特定秘密保護法第22条において「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定しています。 また、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られます。
14		「(1)拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重」について、ここでいう基本的人権とは何か、「不当に侵害」とは何か、それを誰が判断するのか、規定がない。	基本的人権とは、日本国憲法第11条において、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と規定しており、人間の本来の権利として、すべての国民が憲法の保障する一切の権利をひとしく共有できるものです。 「不当に侵害」とは、ある行政処分や手続きが、その制度の目的からみて適当でないことを指しますが、具体的に何がこれに該当するかは、それぞれの場合について、その制度の目的を考え、社会通念に照らして、まずは担当部局の担当者において、そして最終的には裁判所等において具体的に判断されることとなります。
15		基本的人権が具体性に欠けるため、「日本国憲法第11条で定める基本的人権を侵害するようなことがあってはならず」と修文すべきである。	基本的人権は、日本国憲法第11条を含む第3章及び第97条において規定されているものであり、「憲法に規定する基本的人権」との表現で御指摘の趣旨は十分に反映されていると考えます。
16		「基本的人権を不当に侵害することがないようにすること」を「基本的人権を不当に侵害してはならない」と修正すべきである。	お尋ねの箇所は、特定秘密保護法第22条第1項(この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。)に規定する内容を運用基準案に改めて確認的に記載したものであり、法律と表現を合わせることが適当と考えます。
17		具体的にどのように守られるのかが記載されていない。秘密取扱者が漏えいした場合や、秘密を知ろうとした市民や報道関係者の人権がどのように守られるのか。通報の処理および通報者の保護についての記載のように具体的に記載してほしい。	
18		「取材の自由 <u>に十分に配慮すること</u> 」を「取材の自由を保障すること」に変更すること。	
19		「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って」とあるが、「最小限」や「最低限」の基準を具体的に述べるべきである。	運用基準案では、Ⅱ1で特定秘密保護法の別表の細目を、Ⅱ4(1)で指定の有効期間の設定の指針を、Ⅲ1(1)で指定の有効期間を延長する際の判断の指針をそれぞれ規定しており、これらに従い、行政機関の長は、「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って」特定秘密に指定することになります。 なお、運用基準案上に「<u>本運用基準Ⅱ1、Ⅱ4(1)、Ⅲ1(1)等の規定に従って、必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って</u>特定秘密に指定するものとする」と記載することにより、この点について明らかにしております。
20		特定秘密の対象も、単に秘匿する必要のある情報というだけでなく、特定秘密として指定されるべき情報は我が国安全保障に直接関係する情報に限定されるべきであり、これは基本的な考え方の箇所に明示されるべきである。	
21		出版又は報道の業務に従事する者の定義が不明確。	

22	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項	「出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分配慮すること」とあるところの「遵守」することや「配慮」の内容を明らかにすべきである。 また、組織的な遵守、配慮として公益通報者保護法に定める狭義の公益通報ではなく、社会通念としての公益通報の保護・免責、アカウントビリティの徹底、特定秘密を含む政府活動分野における情報公開・情報提供の在り方など、包括的な対応を示すべき。	特定秘密保護法は、 ○ その漏えいが我が国の安全保障に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要である事項を特定秘密として指定し、厳正な保全措置を講ずること ○ 特定秘密の漏えいの教唆罪や特定秘密を欺罔等により取得する行為を処罰することとしていること などから、本法は、国民の権利利益の中でも、「国民の知る権利」、「報道の自由」及び「取材の自由」との関係で緊張関係が生じる可能性があります。特に、「報道の自由」は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない（最高裁昭和44年11月26日大法廷決定）とされ、国会においても、「真実を報道することは憲法21条で認める表現の自由に属する」（昭和47年4月5日衆議院予算委員会における高辻正巳内閣法制局長官）と答弁されており、報道の自由は憲法第21条の表現の自由の一環として位置付けられています。また、「取材の自由」についても、「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」（最高裁昭和44年11月26日大法廷決定）とされています。したがって、本法の罰則が拡張して解釈され、政府の保有する様々な情報を入手しようとする報道機関の正当な活動が制限されるようなことは許されるものではありません。このため、特定秘密保護法には、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と特に明記しております。この旨は、逐条解説（未定稿）（平成26年7月16日時点）P. 117から118までにおいてもお示ししているところです。 この第22条の規定は、行政機関等において解釈適用の準則となり、特定秘密保護法の解釈適用に当たる当事者全てが国民の基本的人権への不当な侵害がないかどうか、報道の自由等に十分に配慮がされているかどうかを判断し、留意することとなります。
23		素案では、「基本的人権を不当に侵害することのないように」と書かれているが、罰則規定の対象となる範囲が全く曖昧である。	特定秘密保護法は、特定秘密の故意の漏えい（同法第23条第1項、第2項）及びその未遂（同条第3項）、外国の利益又は自己の不正の利益を図るなどの目的で行う、暴行、脅迫等の行為又は特定秘密を保有する者の管理を害する行為による特定秘密の取得（同法第24条第1項）、同法第23条第1項、第2項に規定する行為又は同法第24条第1項に規定する行為の遂行の共謀、教唆、又は煽動（同法第25条）について罰則を定めており、過失による漏えいについても、処罰の対象としています（同法第23条第4項、第5項）。このように、特定秘密保護法においては、特定秘密の漏えい等の犯罪とこれに対する刑罰が法律に明確に規定されており、本法の罰則はいわゆる罪刑法定主義に反するものではありません。「基本的人権を不当に侵害することのないように」との規定は、その運用・適用上の留意事項となります。
24		「特定秘密の運用に当たって留意すべき事項」が遵守されているか否かについて、行政から独立した機関による検証が絶対必要である。	運用基準案Ⅴ「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等」において、「内閣府独立公文書管理監（内閣府独立公文書管理監が指定する内閣府の職員を含む。以下同じ。）は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまで（以下「特定秘密保護法等」という。）に従って行われているかどうか検証し、監察するものとする。」と規定しており、「特定秘密の運用に当たって留意すべき事項」が遵守されているか否かについても、内閣府独立公文書管理監によって検証、監察されることになります。
25		「特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項」に、司法の独立を担う裁判官、国権の最高機関の一員である国会議員の国政調査を絶対に守るという文言を明記すべきである。	司法権の独立は、憲法第76条第3項に規定されており、国政調査権は、憲法第62条の規定に基づき、衆・参両議院に与えられた権利であり、本運用基準案で記載する必要はないと考えます。
26		以下については処罰の対象にならない旨を明記すべきである。 ・ 記者の取材 ・ 市民活動 ・ 官僚等の内部告発	特定秘密保護法第22条第2項において、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定されており、正当な業務による記者の取材等については、処罰の対象とはなりません。 また、市民活動について、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られ、これ以外の場合で処罰対象となることはありません。 官僚等の内部告発についても、運用基準案において「行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする」と規定しています。

27	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項	立法過程において、「社会的通念に反する」とは、過去の裁判例から「良識」で判断すると説明された。表現規制が順守すべき基準は本来極めて例外的であるべきだが、取締当局（行政）の「良識」によって違法か否かを判断するなどということが、この例外性に反することは明らかである。少なくとも、取締りの対象を、こうした曖昧な判断に任せるのではなく、明らかに違法な取材行為に限定するよう、運用基準を改めるべきである。	特定秘密保護法は、第22条第2項において、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」と規定しており、特定秘密保護法の解釈適用に当たるすべての者は、この基準に従い、特定秘密保護法を解釈適用することとなります。
28		取り締まりの際の「著しく不当な行為」とは何かを具体的に例示すべきである。	このことを本運用基準案においても明らかにするため、本運用基準案I2(1)について、「特定秘密保護法は、第22条第1項及び第2項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと、及び出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする等」を定めている。」としています。
29		(1) 拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重のア～ウについての禁止規定と罰則を定めるべきである。また、第三者機関によって監視すべき。	なお、いかなる行為が「取締の対象となる行為」に該当するか否かについては、法と証拠に基づき、個別具体的に判断する必要がありますが、逐条解説（未定稿）（平成26年7月16日現在）P.119に記載のとおり、いわゆる夜討ち・朝駆けや複数回にわたる接触等については、正当な業務による行為となります。
30		ほとんどの情報は、公開をすることが当たり前となるように基準を変更すべき。	運用基準案は、恣意的な運用を防止するためのものとして、指定、解除等について詳細な基準を定めたものであり、恣意的な運用、拡大解釈をした場合については、国家公務員法等に従って、適切に対処されるものと考えます。
31		特定秘密に対して情報公開請求があった場合、担当部署の勝手な判断ではなく、第三者による検討委員会にかけられた上で、黒塗り部分を決める手続が必要である。	また、本運用基準案VIにおいて、内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室は、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法及び施行令の規定並びに本運用基準ⅠからⅢまでに従って行われているかどうか検証し、監察するものとされており、本項目についても、内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室によって検証、監察されることとなります。
32		万が一、特定秘密を指定するならば、その対価として、それ以外の情報はすべて公開すべきである。よって、閣議などの議事録、官公庁で作成される文書など全てを無条件で公開すべきである。これについては、クラウドで文書を作成させ、その作成履歴も含めて公開、共有することは技術的に容易である。秘密保護の前に情報の記録、公開を義務化すべきである。	運用基準案I(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しているとおり、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなります。何人も、特定秘密が記録された行政文書の開示を請求でき、仮に特定秘密が記載された部分について不開示決定がなされ、当該不開示決定について不服申立てがなされた場合には、行政機関の長からの諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会が不開示決定の適否を調査審議することとなります。
33		国民は誰もが公的機関の情報にアクセスする権利を有しており、その権利を制限する正当性の証明は政府が行わなければならないことを明記すべきである。	そして、その過程において、情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提供を求めることができるとされており（いわゆるインカメラ審理）、要求を受けた行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項3号の規定に基づき、特定秘密を提供することになります。そして、調査審議の過程で、特定秘密の指定の適否についてもチェックされ、特定秘密に係る部分を開示することとなれば、指定を解除することになります。
34		情報公開制度を通じた特定秘密の指定のチェックは、極めて重要な意味を持つと思われる。本法に対する国民の不信を少しでも解消するためにも、このことの重要性を広く国民に知らせて、情報公開制度の利用を呼び掛けるべきである。	こうした点が本運用基準上も明らかとなるよう、御指摘を踏まえ、運用基準Ⅰ(2)に、「また、何人も、情報公開法に定めるところにより、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を記録する行政文書の情報公開法に基づく開示を請求することができがされた場合には、開示請求を受けた行政機関の長は、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。（中略）なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会（以下単に「審査会」という。）が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号の規定に基づき、審査会に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会による調査審議の結果、行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。」と追記しました。また、御指摘を踏まえ、こうした特定秘密保護法と情報公開制度の関係については、今後とも適切に周知・広報してまいります。
35		Ⅰ2(2)について、今回の素案では、国民が秘密指定の解除を請求する制度が盛り込まれていない。特定秘密保護法はアメリカの法律を参考にしているというが、そのアメリカには「必要的機密解除審査」という専門家や市民が秘密指定の解除を要求できる権利が保障されている。本来、情報は国民のものであるべき。国民にすべての情報を公開することは不可能だが、情報へアクセスする権利を保障すべきである。	なお、米国の「強制的機密指定解除審査請求（MDR）」は、秘密情報全般を対象とし、その指定の解除の審査を求める制度であると承知しています。特定秘密は、その定義上、情報公開法第5条に掲げる不開示情報よりも範囲が限定されたものであり、特定秘密ではない不開示情報も存在します。そのため、特定秘密の指定の解除とその開示は、情報公開法に基づき行うことが適当と考えます。この意味において、御指摘のMDRによる解除審査請求と類似の機能を情報公開法の開示請求が担うことができると考えます。
36		「特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることは、他の行政文書と異なることはない」とある以上、情報公開法に基づく開示請求が不開示決定とされた場合の不服申立てに関し、情報公開・個人情報保護審査会において、他の行政文書と同様に確実にインカメラ審理が行われることを明記すべき。	また、閣議の議事の記録等の作成やその他の行政文書の作成については、公文書管理法等に従って適切に行われるものと承知しております。
37		公文書管理法と情報公開法は当然に特定秘密保護法より上位にある法律と解釈するのが妥当である。本章においてその旨特段の表現で宣言すべきである。	特定秘密が記録された行政文書についても、当然、公文書管理法と情報公開法が適用されることから、その旨を分かりやすく示すため、「特定秘密である情報を記録する行政文書についてはにも、公文書管理法及びや情報公開法のみが当然適用される他の行政文書と異なることはない。」と修正しました。

38	2 特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項	2の「(2)公文書管理法と情報公開法の適正な運用」について、特定秘密に指定された文書については、もれなく国立公文書館に移管されることとすべきである。	公文書管理法において、「行政機関の長は(中略)歴史公文書等に該当するものにあつては政令で定めるところにより国立公文書館等への移管の措置を(中略)とるべきことを定めなければならない」(第5条第5項)「行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第5条第5項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない」(第8条第1項)と規定されており、歴史公文書等に該当する行政文書が国立公文書館等に移管されることになります。特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法に従って国立公文書館等への移管が行われることとなりますが、その歴史資料としての重要性に鑑み、運用基準Ⅲ3において、指定の有効期間が30年を超える特定秘密に係る情報であつて、その指定を解除し、又は有効期間が満了したものを記録する行政文書のうち、保存期間が満了したものは、公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管しなければならないこととしています。また、運用基準案Ⅲ3において、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録する行政文書については、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否かについて特に慎重に判断するものとするを明記しています。
39		特定秘密である情報は国民の歴史的資産であることを明記し、行政機関の長を始め、特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行う全ての者は、指定期間終了後は国民の閲覧に附するよう当該情報の保管に努めるようすべきである。	
40		「歴史的公文書」に当たらなければ、首相の同意を得て廃棄できるとあるが、何が歴史的か、その定義は実に不明確で無規定だ。政府に都合の悪い情報が意図的に廃棄されるおそれがある。	国立公文書館等に移管する歴史資料として重要な文書についての具体的な基準については、「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の別表第2を踏まえ、それぞれの省庁において行政文書管理規則又は法人文書管理規則において定めることとなります。
41		情報公開法に基づく開示請求があつた際、特定秘密についても不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要があるとされているが、これは、特定秘密であっても情報公開法の不開示情報に該当しないことを意味しているのか、それとも、不開示情報に該当しないと判断された場合には特定秘密の指定が不適切であることを意味しているのか、判然としない。この点も含めて、国民による情報公開制度の利用を促進する観点からも、特定秘密と情報公開法の不開示情報との関係を整理し、国民に分かりやすく説明すべきである。	御指摘を踏まえ、特定秘密と情報公開法上の不開示情報との関係について整理し、その結果について、以下のとおり、追記することとしました。 「また、 特定秘密である情報を記録する行政文書に対し 情報公開法に基づく開示請求がされた場合には、情報公開法に基づき、行政機関の長が開示・不開示の決定を行うこととなる。特定秘密に係る部分は についても、特定秘密に指定される情報の性質上、情報公開法第5条に規定する不開示情報の一部に該当するものと解されるが、実際に開示・不開示の決定に当たってを行う際には、当該部分が 情報公開法上の不開示情報に該当するか否かについて厳格に判断する必要がある。」
42		特定秘密は情報公開法第5条第3号に該当する不開示情報よりも限定されているべきことを明らかにする必要がある。	
43		特定秘密に指定されていなかった情報に対して情報公開請求があり、その請求を受けて情報を「特定秘密」に指定してしまうといった恣意的な運用が可能ではないか。	情報公開請求を受けて情報を特定秘密に指定したからといって、その情報が記録された行政文書が情報公開請求の対象から外れるものではなく、また、開示・不開示の基準が変わるものでもないことから、御指摘のようなことは生じないものと考えます。
44		現状、情報公開法の不開示情報も拡張解釈され、「迷ったら不開示にする」とされており、また、公文書管理法の運用も杜撰で、「できるだけ公文書管理法の『公文書』にならないような工夫」をしている省庁・部署もある。両方の「適正な」運用を謳っただけでは役に立たず、より具体的な規定とすべきである。	運用基準案Ⅰ(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しているとおり、特定秘密を記録する行政文書についても、他の行政文書と同じく、公文書管理法及び情報公開法の適用を受け、両法に定める手続に従い、公開や管理が行われることとなります。
45		「行政機関の長が開示・不開示の決定を行う」とあるが、行政機関の長が恣意的に不開示にし、国民に不利益をもたらす懸念がある。	御指摘を踏まえ、情報公開法や公文書管理法の適正な運用を徹底しなければならない旨をより入念的に記載する観点から、「特定秘密保護法の運用その他特定秘密に関する業務を行うすべての者は、これらの点について十分に理解した上で、特定秘密保護法だけではなく、公文書管理法と情報公開法についても 各規定の内容を正確に理解してその 適正な運用を徹底し、国民 に対するへの 説明責務を全うしなければならない。」と修正しました。
46		「公文書管理法と情報公開法についても適正な運用を徹底し、国民への説明責任を全うしなければならない。」とあるが、どのように「説明責務」が果たされるのか、具体的な措置を明確にすべきである。	
47	3 特定秘密を取り扱う者等の責務	特定秘密を取り扱う者らの規範意識は、「過度に秘密を拡大しない」ことへも十分に向けられるべきである。	御指摘を踏まえて、以下のとおり修正いたしました。 「特定秘密を取り扱う者は、特定秘密保護法、施行令、本運用基準及び各種関連規程の内容を十分に理解し、これらの 適正な運用の確保を図りつつ、が定める 特定秘密の保護のための措置を適確に講じなければならない。」
48		基本的人権及び報道・取材の自由の尊重が特定秘密を取り扱う者の責務であることを明示するとともに、これに反する秘密指定等が行われていることを発見した場合には指定解除の手続を行うことも責務として明記すべきである。	
49		特定秘密を取り扱う者等は、違法秘密や不当な秘密を特定秘密に指定しない責務を負うことを明記すべき。	
50		例えば、「特定秘密を取り扱う者は、自己の職務上の良心に従い、特定秘密の指定、解除及びその管理に適正を欠くと判断したとき(違法秘密や擬似秘密(政府当局の自己保身のための秘密)に接したとき等)は、後記内部通報制度に基づき、遅滞なく通報しなければならない。」などと、特定秘密を取り扱う者らの通報の義務を明記すべきである。	

51	3 特定秘密を取り扱う者等の責務	「3 特定秘密を取り扱う者等の責務」について、特定秘密を取り扱う者は、特定秘密の漏えいの働き掛けを受けた場合又はその兆候を認めた場合には、上司その他の適当な者へ報告するなど、適切に対処するものとする」とされているところ、漏えいの働き掛けを受けた場合とかその兆候を認めた場合上司に報告されたら、漏えい罪で罰せられるかもしれない。これでは報道又は取材の自由は十分に配慮されていないことになる。 また、漏えいの働き掛けとかその兆候というのは特定秘密を取り扱う者の判断であるから、自由裁量が大きい。これでは報道の自由が認められていないのと同様である。 そして、法令違反又は著しく不当な方法によるものではない限り正当な業務による行為とするのであるか、報告することではない。 以上により、上司への報告義務は免除するか、責務を免除すべきである。	秘密の漏えいの防止の観点からは、上司その他の適当な者への報告などにより、職員に対する不自然な働きかけ等の不審な動向を把握し、組織的に対応することが必要であると考えます。 また、特定秘密保護法第22条第1項において、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と規定するとともに、同条第2項において、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定し、公務員に根気強く執拗に説得・要請を続けた場合でも、報道機関による通常の取材行為は処罰対象とはならないこととしています。 しかしながら、御指摘を踏まえ、本運用基準案において特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の趣旨を入念に明らかにするため、本運用基準案I2(1)について、「特定秘密保護法は、第22条第1項及び第2項において、その適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこと、及び出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」等を定めている。」と明記しました。 なお、いかなる行為が「取締の対象となる行為」に該当するか否かについては、法と証拠に基づき、個別具体的に判断する必要がありますが、逐条解説(未定稿)(平成26年7月16日現在)P.119に記載のとおり、いわゆる夜討ち・朝駆けや複数回にわたる接触等については、正当な業務による行為となります。
52		「出版又は報道の業務に従事する者との接触」に関しては報告等の義務を免除することを明記すべきである。	
53		実際には違法性がなくても、「兆候」があったという理由で、上司等へプライバシーが報告される危険性がある。	
54		出版又は報道の業務に従事する者が特定秘密に関わる取材で接触した場合、これを「特定秘密の漏えいの働き掛け」(2頁)と解してはならない旨を明記すべきである。	
55		特定秘密の指定がされている情報であるか指定が解除された情報であるかを問わず、新聞・報道各社等の身分を明かす者による適法な取材・照会を拒否する権限を行使してはならないとすべきである。	
56		「3 特定秘密を取り扱う者等の責務」について、恣意的な運用、拡大解釈をした場合の罰則が設定されていないが、懲戒解雇を含む厳罰を設定すべきである。	運用基準案は、恣意的な運用を防止するためのものとして、指定、解除等について詳細な基準を定めたものであり、恣意的な運用、拡大解釈をした場合については、国家公務員法等に従って、適切に対処されるものと考えます。
57		「特定秘密を取り扱わなくなった者についても、同様とする。」とあるが、これでは、特定秘密を取り扱った者は半永久的に秘密を守る責務を負うことになり、また、周囲の人間が当該者に対し問いかけすることもままならない。少なくとも、何を秘密にするのかを国民に提示し、その期限を明確にしなければ、人々が話し合い、協力することもできなくなる。	秘密の漏えいの防止の観点からは、特定秘密を取り扱わなくなった場合であっても、3の(1)から(3)までに掲げた責務を負う必要があるものと考えておりますが、特定秘密の指定の有効期間が満了した場合、あるいは、指定が解除された場合には、このI3で掲げた責務を負う必要はなくなります。 なお、特定秘密の指定が解除された、又は指定の有効期間が満了した場合には、特定秘密管理者がその旨を当該指定に係る特定秘密を取り扱っている者に周知し、また、当外指定に係る情報の取扱いの業務を行っていた者がその取り扱っていた特定秘密の指定の有効期間が満了したか又は指定が解除されたか否かを確認することができるようにすることとしております。

○運用基準(案)：Ⅱ 特定秘密の指定等

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 指定の要件	特定秘密の指定基準が広範・不明瞭で、指定をするか否かは行政機関の長が判断することとなっているため、時の政権によって恣意的な運用が可能。 (特定秘密指定の範囲が明確に限定されていない。「我が国と国民の安全に重大な影響を与えるもの」など曖昧な表現では限定されたとは言えない。) (指定内容が漠然としすぎ、かつ広範すぎる。一目瞭然の具体的内容を書き込むべき。)	運用基準案においては、冒頭の「基本的な考え方」に「拡張解釈の禁止」「基本的人権及び報道の自由の尊重」や「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」という大原則を明記し、その上で、運用基準案Ⅱ「特定秘密の指定等」の「特に遵守すべき事項」において、「3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること」等を定めています。すべての行政機関の長等は、これらの規定に従って、特定秘密の指定を実施する必要があります。また、運用基準案において、特定秘密保護法の別表に列举された23項目の事項を更に55項目に細分化しています。特定秘密に指定することとなる個別具体的な情報は時々の国際情勢等に応じて多様なものとなり現時点ですべて把握することは不可能ですが、可能な限り具体的かつ明確なものとしています。そして、行政機関の長は、指定の理由を点検することとし、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合には、法律上、内閣の承認を得なければならず、その場合の基準も示しております。
2		特定秘密の指定基準が不明確であり、時の政権によって恣意的な運用が可能。	そして、内閣府独立公文書管理監と情報保全監察室が、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察するほか、これらの規程に従って特定秘密の指定等が行われていない場合には通報することができる制度も設けます。
3		特定秘密保護法第3条には、何が秘密として指定できるかが挙げられている。運用基準はいくらかのガイドラインを提供しているが、不十分。「防衛」などの重要な用語の定義がなされていない。	さらに、特定秘密保護法の運用状況は、毎年、外部の有識者である情報保全諮問会議の委員に報告されるとともに、その意見を付して国会に報告されることとされており、その報告内容の詳細を本運用基準において定めています。また、国会に設置される情報監視審査会が、特定秘密保護法の運用を常時監視することとされており。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。
4		恣意的な運用を防ぐため、「特定秘密の総件数は、〇〇件を超えてはならない。」などといった画一的な特定秘密の総件数の基準を定めるべき。	特定秘密の指定件数等は、時々の情勢により変化するものと考えられることから、あらかじめ上限等の基準を設けることは困難です。仮に総件数の基準を設けた場合、本来特定秘密に指定すべき情報が指定できず、重要な情報の保全を図ることができなくなるおそれがあります。そこで、運用基準案においては、特定秘密については、各行政機関の長が必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定することとしています。
5		特定秘密の範囲は最小限に限定し、運用に関しては「その他の」「原則として」という曖昧な基準は認めない。	運用基準案においては、「その他の」の前の例示により規定の内容が具体的に分かり易くなるよう図りつつ、「その他の」の後の規定により事項の外縁を明確に規定するように努めたところです。
6		特定秘密保護法と同じく、「その他」という事項の多さなど、いくらでも拡大解釈ができる。	また、「原則として」については、一律に規律することが難しい場合であっても、当該文言に続く規定によって原則を示して可能な限り統一的な運用を図ろうという趣旨です。
7		特定秘密保護法はかつての治安維持法とつながっていると思う人が多い。このような思い込みは社会活性化に大きなマイナス。早い時点で秘密の指定・解除の具体的事例を発表し、かつての暗い社会を作るのではないことを実例で示してもらいたい。まず、試行期間を設定し、誤解を解くことから始めてほしい。	特定秘密保護法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定め、その漏えいの防止を図り、これにより我が国及び国民の安全を確保することを目的とするものです。特定秘密は、従来から秘密として扱われている情報のうち、安全保障上特に秘匿を要するものとして指定するものであり、従来の秘密の範囲を拡大するものではなく、御指摘のとおり、「治安維持法」とは全く関係がないものです。 また、特定秘密の指定の適否等については、チェック機関による検証・監察等を行うこととし、違法な指定を通報する仕組みも設けられているほか、毎年各行政機関の運用状況について、外部の有識者の意見を付した上で国会へ報告し、国民に公表されることとなります。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用を図ってまいります。
8		特定有害活動という言葉の明確な説明がない。定義が曖昧なまま秘密指定されるため、拡大解釈を無制限に許す。	
9		特定秘密保護法と運用基準案が対象とする「テロリズム」の定義をしてください。	「特定有害活動」及び「テロリズム」については、特定秘密保護法第12条第2項第1号において、それぞれ定義しています。 「特定有害活動」及び「テロリズム」の定義は、諸外国でも言語、制度等によって、まちまちとみられますが、言葉の定義にかかわらず、概念として共通するところであり、これらの活動への対策に関しては、国際社会において様々な連携・取組が進められています。
10		「テロリズム」や「特定有害活動」について、有事における他国との情報共有の際に齟齬を生じさせないため、言葉の定義を参考国と揃えておくべきではないか。	

11	1 指定 の要件	「当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」として、外国政府等の措置の有無という、当該外国によっては当事者にとって極めて調査が困難な事由を秘密指定の基準としており、予見可能性がなく妥当ではない。		御指摘の「当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置」とは、特定秘密保護法の規定により我が国の行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置と同様と認められる物的及び人的な保護措置のことを示したものです。これら措置について確認する方法としては、まず、近年我が国がいくつかの国と締結している秘密保護協定により提供を受ける方法があります。この秘密保護協定においては、秘密情報の提供を受ける締約国政府において、これを提供する締約国政府により与えられている保護と実質的に同等の保護を与えること等を約しています。また、秘密保護協定による場合以外であっても、当該外国政府等における秘密保護制度を知悉した上で、当該情報が記録された文書等に付されている秘密区分を確認するといった方法により確認することは可能です。
12		外国政府の措置を要件とすることは予見不可能である。日本で施行しようとする秘密保護法を外国でも同様に行っているか知ることはできない。		
13		別表第1号ロbの当該外国の政府等において講じられる措置として、どの程度を要求するのかを明記すべき。外国で「公務員の守秘義務違反」として処罰規定があればよいのならば、日本の制度との均衡を欠き不当である。		
14		別表各号において、「外国の政府又は国際機関から提供された情報」とあるが、これは、国民には特定秘密として知らせない重大な情報が、外国の政府又は国際機関に提供することもあると解釈できるものであり、主権在民の立場を、政府が自ら放棄するものであるから、特定秘密の指定要件とすべきではない。		我が国の安全保障のためには、関係国と緊密に情報を交換することが一層重要となっていますが、こうした外国との情報共有は、提供国において秘密とされている場合は、これが各国においても保全されることを前提に行われています。特定秘密保護法により、安全保障上の外国との情報交換が一層促進され、我が国及び国民の保護に資することが期待されます。
15		別表各号の「電波情報、画像情報その他情報収集手段を用いて収集した情報」については、情報収集手段が無限定であり、違法な情報収集活動を許容するもの。違法な手段を用いて収集した情報は特定秘密の範囲に含まれない旨を明記すべき。		
16		別表各号における情報の「収集」と、「提供」、「分析」は意味が異なり、「提供」や「分析」は特定秘密保護法別表に規定がないから削除すべき。		特定秘密保護法別表では「収集」と規定していますが、その態様や内包するものの例として、「提供」を受けること（「収集」の一態様）及び「分析」して得られた情報（「収集」したもの又は「提供」を受けたものを「分析」して得られた情報）などを明記したものです
17		(1)別表 該当性	秘密の指定対象55項目。「国民の生命、身体の保護」・・・など抽象的で、各省庁の判断で秘密の範囲は広がる。	
18			防衛秘密指定の別表該当性、外交秘密指定の別表該当性、テロ活動別表該当性などは、いずれも無限定な規定であり、あまりにも広範である。また、「該当性」とは明確な指定基準とは言えない。	
19			「重要な情報」かどうかの判断基準が全くなく、行政機関に判断を丸投げしている。行政機関の判断によっては、あらゆることが別表に関連づけられ秘密指定にされるように思える。	
20			運用基準(案)の【別表第2号(外交に関する事項)】の外国の政府又は国際機関との交渉または協力の方針または内容のうち、国民の生命および身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なものについて、その他の安全保障の中にどんな外交情報でも当てはめようと思えば当てはめることができるので、特定秘密の範囲が時の政府の考え方次第でいくらでも広がる危険性がある。国民の知る権利を制限するなら、制限は必要最小限とし、秘密指定の範囲をもっと明確にすべき。	
21	テロ・サイバー攻撃、特定有害活動(スパイ活動)などについては、無限定な規定が極めて多く、あまりにも広範である。			
22	自衛隊の運用・計画等が特定秘密の対象となりうることとされている。国民の知らないうちに集団的自衛権行使の計画が立てられ、国民の知らない間に戦争になってしまうという事態もあり得るのではないかと心配。			

23	1 指定 の要件	(1)別表 該当性	別表第1号の記述に関して、自衛隊の任務中「公共の秩序の維持に当るもの」(自衛隊法第3条1項後文)、「災害派遣」(同法83条)、「地震防災派遣」(同83条の2)、「原子力災害派遣」(同83条の3)に関するものは含まれないことを明示する。	運用基準案においては、冒頭の「基本的な考え方」に「拡張解釈の禁止」「基本的自由及び報道・取材の自由の尊重」や「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」という大原則を明記し、その上で、運用基準案Ⅱ「特定秘密の指定等」の「特に遵守すべき事項」において、「3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること」等を定めています。すべての行政機関の長等は、これらの規定に従って、特定秘密の指定を実施する必要があります。また、運用基準案において、特定秘密保護法の別表に列挙された23項目の事項を更に55項目に細分化しています。 この事項の細目については、これらを過度に詳細なものとした場合には開示できない情報を含むこととなるため公表される運用基準の記述になじまないこと、また、今後特定秘密に指定することとなる個別具体的な情報は時々の国際情勢等に応じて多様なものとなるため現時点ですべて把握することは不可能であることを踏まえた上で、可能な限り具体的に示したものです。例えば、個々の事項の細目についての御指摘のうち、別表第1号ハ等の「情報の収集整理又はその能力」や別表第1号イの細目a(a)の「自衛隊の訓練又は演習」を、「現在行われているもの」に限定すべきとの御指摘がありました。これらの事項については、「現在行われているもの」以外のものでも、明らかになることによって現在及び将来の我が国の防衛等に支障を及ぼすおそれがあるものもあるため、そのような限定を行うことは適当ではないと考えます。 他方、別表第1号イの細目bと二の細目cについては、自衛隊の運用や防衛力の整備とは関係のない米軍の運用や防衛力整備が含まれるかのように誤解を招くおそれがあることから、そのような誤解が生じないよう、イの細目bを「自衛隊及びアメリカ合衆国の軍隊(以下「米軍」という。)」の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの(同国において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるものに限る。)」と、また、二の細目cを「自衛隊及び米軍の防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの」と修正することとしました。 なお、恣意的な解釈を許さないため、内閣府独立公文書管理監と情報保全監察室が、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察するほか、これらの規程に従って特定秘密の指定等が行われていない場合には通報することができる制度も設けます。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。
24			別表第1号ハ、別表第2号ニ、別表第3号ハ、別表第4号ハは、広範に及び、限定機能を果たしていない。少なくとも、分析の対象、計画、方法、実施状況については「現在行われているもの」に限定すべき。	
25			別表第2号、第3号、第4号の「aからcまでに掲げる事項に関する情報の収集若しくは分析の対象、計画、方法、情報源、実施状況又は能力」について、広範囲すぎる。さらなる絞り込みを行ったうえで網羅的に明示するよう求める。	
26			別表第3号及び4号については、運用基準をもってしても、情報を限定することは不可能。これは、別表の内容が抽象的かつ曖昧である点が起因する。加えて、運用基準である程度具体化したとしても、閣議決定で変更可能であり、法改正なくして、指定の不当な拡大に対する解決にはならない。	
27			別表第3号イa(c)及び(d)、別表第4号イa(b)及び同(c)は具体的とは言えず、具体例を示すなどして限定すべき。	
28			別表第3号イa(a)、4号イa(a)は、「緊急事態」や「部隊」が無限定であるから、削除すべき。	
29			別表第1号イa(a)「自衛隊の訓練又は演習」は、具体的とは言えない。少なくとも、「現在行われている」訓練や演習に限定すべき。	
30			別表第1号イa(b)「自衛隊の情報収集・警戒監視活動」とあるが、自衛隊が市民団体を監視していたという過ちへの対応が考慮されていない。運用の対象外とすることを求める。	
31			別表第1号イa(b)「自衛隊の情報収集・警戒監視活動」には、自衛隊情報保全隊による国民監視活動が含まれると思料。運用基準は、自衛隊の違法な活動を特定秘密に指定することを許容するもので適切ではないため、削除すべき。	
32			別表第1号イb「アメリカ合衆国の軍隊(以下「米軍」という。)」の運用」に関し、米軍の運用については、特定秘密保護法には明記されておらず、法律の範囲を逸脱する。米軍の運用については削除すべき。	
33			別表第2号イのbは、特定秘密保護法の規定を拡張適用するから削除すべき。	
34			別表第1号ニcは、抽象的で広範。「米軍の」防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究は、特定秘密保護法で摘示していないため削除すべき。	
35			「防衛秘密」についても「自衛隊の訓練又は演習」「自衛隊の情報収集・警戒監視活動」「自衛隊法に規定する自衛隊の行動」など、対象は広範囲で無制限。(行政機関が恣意的に情報を秘密にできるものとなっている。)	
36			別表第1号ニaは、安全保障政策全体をブラックボックス化しかねない範囲となっており、これは削除すべき。	
37			別表第1号ニのaは、何も限定していないから削除すべき。	

38	1 指定 の要件	(1)別表 該当性	第1号ホは、自衛隊の持つ武器や弾薬等の種類や数量を一切秘密にできるような文言で広すぎる。何をどれだけ購入するかを国会にも示さず予算要求できるとなれば、文民統制が完全に形骸化してしまい不当。	御指摘の事項の細目では、対象となる物の種類又は数量について、「武力攻撃事態その他の緊急事態への自衛隊の対処に際して自衛隊の部隊が装備する」「当該部隊が当該事態に対処する能力を推察できるもの」と具体的に規定しています。また、別表該当性は一つの要件にすぎず、ほかに非公知性、特段の秘匿の必要性の要件があり、これらすべてを満たす必要があります。したがって、防衛の用に供する物の種類又は数量が一切秘密にできるわけではありません。
39			第1号ホには、自衛官の糧食や制服まで含むことになり広範。これまで防衛の用に供するものの納入について談合事件が発生しているが、この規定によって糧食等の納品の談合が発生した場合でも、その端緒を知ることができない点は問題。	
40			別表第1号リ「武器、弾薬、航空機その他防衛の用に供する物」には、「その他」があるためヘルメットやスコップも含まれてしまう。	運用基準案では、御指摘の事項についての細目を定めています。 また、別表該当性は一つの要件にすぎず、ほかに非公知性、特段の秘匿の必要性の要件があり、これらすべてを満たす必要があります。
41			第1号ヌ「防衛の用に供する施設の構造その他の設計上の情報」について、防衛省や防衛施設庁発注の構造物の情報までも広く含む結果となる。建築確認申請などは自治体の事務事業であるが、自治体職員は特定秘密を提供される相手側に含まれていないから、建築確認の作業に支障が生じるのみならず、自治体職員に特定秘密漏えいの危険を負わせる結果となり不当。対象とする施設及び情報を限定すべき。	御指摘の点については、これまでの防衛秘密制度においても保護の対象としてきたものです。 なお、仮に特定秘密を地方自治体に提供する必要がある場合には、特定秘密保護法第10条第1項に基づき提供することとなります。
42			別表第2号イa(d)「国際社会の平和と安全の確保(我が国及び国民の安全に重大な影響を与えるものに限る。また、(a)から(c)までに掲げるものを除く。)」とあるが、「安全」、「重大」の意味は何か、誰が判断するのか。	通常、「安全」とは、「安らかで危険のないこと」「物事が損傷したり、危害を受けたりするおそれのないこと」を意味し、「重大」とは、「事柄が容易でないこと」を意味します(広辞苑)。御指摘の点も含め、特定秘密の指定に際しては、専門的・技術的判断を要することから、行政機関の長が判断することとしています。
43			別表第2号ロa(a)には「外国人の入国の禁止又は邦人の外国への渡航の自粛要請」が記載されているが、同号ロは、「貨物」の輸出入の規制その他の措置であり、「人」の移動の規制は含まれていない。外国人の入国規制及び邦人の海外渡航に関しては、人の移動の自由の問題であり、「貨物」と同列に扱われるものではない。削除されるべき。	特定秘密保護法別表第2号ロの「我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止」は「措置」を例示するもので、これにより「措置」から「外国人の本邦への入国の禁止」等は排除されておられません。
44			別表第2号について、「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針」では、どういう国際機関が限定していない。	運用基準案では、特定秘密保護法上は特定秘密に指定できるのは法律の別表に列举された23項目に限られていたものを、更に55項目に細分化の上、対象を絞っておりますが、あらかじめ外国や国際機関を限定することは困難です。
45			別表第2号では、「外国の政府又は国際機関との交渉又は協力内容の内、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの」を指定できとしている。TPP交渉は、食の安全にかかわることから「国民の生命及び身体の保護」に関するものといえる。TPP交渉さえ「外交に関する事項」の秘密に指定される。	御指摘のTPP交渉については、これまでの国会でも答弁してきたとおり、経済に関するものであって、別表第2号イに該当することは通常想定されないことから、特定秘密の指定の対象にはなりません。
46			別表第3号イa(a)の「核兵器、化学製剤その他の物」は、特定秘密保護法第12条第2項第1号の文言のとおり規定すべき。	御指摘のように規定した場合、運用基準案における記述のバランスを失って冗長になると考えられるため、「特定秘密保護法第12条第2項第1号に規定する」としつつ、何が(a)に当たるのかをイメージし易いように規定したものであり、意味内容は御指摘のものと変わりません。

47	1 指定の要件	(2) 非公知性	「現に不特定多数の人に知られていないか否かにより行うものとする」とあるが、不特定多数の人に知られていないとしても、非公知性がなくなると見るべきである。これについては、法3章に定める以外の不特定人が当該特定秘密を認識しうる状況にあれば、現に不特定または多数人が認識したという確証がなくても、非公知性を欠くものとして、秘密指定が無効となる、と見るべき。	非公知性の要件は、特定秘密に限らず国家公務員法上の「秘密」等、秘密全般で共通の要件であり、これまでも、現に不特定多数の人に知られていないかにより判断されてきたところです。非公知性の判断は、個別具体的な状況を踏まえて行う必要がありますが、特定秘密と同一性を有する情報が現に不特定多数の人に知られるに至ったと認定する場合には、非公知性が失われたこととなるものと考えられます。 報道機関等が公表した情報がある場合、これが真に特定秘密と同一性を有するものであるか、特定秘密が非公知であるか否かを客観的に判断する(「認定する」)ことが必要となりますが、その主体は特定秘密を管理する行政機関の長が相応しいと考えます。特定秘密である情報を本来保有していた外国の政府が公表した場合は非公知性が失われますが、それ以外の外国の政府が公表する場合は、この判断が必要になります。 なお、内閣府独立公文書管理監が特定秘密の指定等の検証・監察を行う中で、御指摘の点についてもチェックを行うこととなります。
48			「当該情報と同一性を有する情報が報道機関、外国の政府その他の者により公表されていると認定する場合には、たとえ我が国の政府により公表されていなくても、本要件を満たさない。」について、少なくとも外国の政府により公表され、又は開示された場合には一律に非公知性を欠くとすべき。外国において当該情報が公表又は開示された場合には、公知の状態に至ったと解するのが自然であり、国民の知る権利の保障にもつながる。 (公表機関としてウィキリークスや、情報の確度が高ければ外国在住者または外国籍の者による個人ブログなども認定対象となるのか。)	
49			同一性の認定については、認定を行政機関だけが行うのではなく、内閣保全監視委員会や内閣府独立公文書管理監が関与できるよう制度整備を行うべきである。	
50			「…公表されていると認定する場合には、…」を「…公表されている場合には、…」と改め、なお書き部分は削除する。理由: 公表されている場合には当然に公知の情報となっている。それは客観的な事実の問題である。その上に行政機関の長による認定、判断などを要件とすることは不当である。	
51			Ⅱ 1(2)の「なお」以下は、これにより非公知性の判断が曖昧かつ恣意的になされるおそれがあるため、削除すべき。	
52		(3) 特段の秘匿の必要性	「外国との信頼関係が失われ協力が滞る」ことを要件とすべきではない。これらを要件とすることで、外国から入手した情報のすべてが特定秘密とされることにつながる。	御指摘の記述は、実際の判断に当たっての判断要素を示すものであり、原案を維持したいと考えます。 運用基準案Ⅱ 1(3)「外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力等が滞る」は、指定の要件のうち、特段の秘匿の必要性の要件を満たしているか否かを判断するためのものであり、当該要件を満たすすべての情報が特定秘密に指定されるわけではありません。 特段の秘匿の必要性については、各行政機関において、専門的又は技術的要素を含め多様な要素を総合的に判断することが必要なものであるため、あらかじめ画一的な基準を設定するのは困難ですが、運用基準案では、具体例を用いて特段の秘匿の必要性の判断要素を示すこととしたものです。 なお、「おそれ」については、特定秘密保護法でも当該文言が用いられているため、これを運用基準案においても用いています。
53			特段の秘匿の必要性について、二つ例示があるが、例示自体、恣意性が排除されず、「～安全保障協力等が滞るなど」とあることから、これらの二つも例示列举にすぎず、恣意的な特定秘密特定がなされる可能性が高いため、より具体的な基準の設定を要求する。	
54			「外国政府その他のものとの信頼関係や我が国の秘密保護に関する信頼が著しく損なわれ」るや、「我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれ」など、「著しい」「おそれ」といった主観的な裁量が含まれる。明確に判断基準を設けるべき。	
55			当該情報の漏えいにより「我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれ」の有無は、蓋然性のある事象に限定するよう明記するべき。とりわけ、原子力発電所に関する情報のような国民の生命・健康に重大な影響を及ぼす事項に関する情報については、その情報の国民への公開の重要性に鑑み、「おそれ」の有無はより慎重に判断されるべき。	
56			拡大解釈を防ぐため、特段の秘匿の必要性の「安全保障に著しい支障を生じる事態が生じるおそれがあるか」を「安全保障に著しい支障を与える事態が生じること」に変更すべき。	

57	1 指定の要件	(3)特段の秘匿の必要性	運用基準案の「など我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。」を、「など我が国の安全保障に個別的、具体的に記述し得る著しい支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うものとする。」に改める。理由:「我が国の安全保障に支障を与える事態」とは極めて漠然としており、行政機関の長の主観的判断に流れてしまうおそれが大きい。そこで、米国大統領令に倣い、「個別的、具体的に記述し得る」という字句を挿入する。	運用基準案Ⅱ3(2)では、特段の秘匿の必要性を含め、指定の要件を満たしていることについて、「指定の理由」として書面等に記述するものとしています。
58			「著しい支障を与えるおそれ」に関しては、情報漏えい等に対して厳罰を科す理由のあるものに限られるべきであり、逐条解説及び基準案でその旨を盛り込むべき。	
59			「著しい」「支障」「おそれ」について、逐条解説案でも運用基準案でも特段の解釈指針、判断基準が示されず、例示的にどのような場合が該当し得るかが示されているのみ。少なくとも、例示的なものだけでなく、各文言においてどのような解釈指針、判断基準となるのかについて示す必要がある。また、漏えいによるリスクに加えて、厳罰をもって保護する必要性についても要件に加えるべき。さらに、例示については、どのような場合は当たらないかについても加えるべき。 個別性が高く客観的・合理的な基準化ができないということであれば、そのことを明らかにし、基準化に代わる手段・方法による秘密指定範囲の抑制・抑止策と連動させた仕組みにすべきである。その場合、判断に当たって個別性が高いということは、当該特定秘密に係る業務を行う機関の技術的・専門的判断とされるものの裁量性が高くなることを認識し、特定秘密と当該関連業務の双方の視点から秘密指定の妥当性についてチェックできるような抑制・抑止策が必要である。	「厳罰をもって保護する必要性についても要件に加えるべき」等との御指摘については、特定秘密保護法第3条第1項は、罰則を含む同法に基づく保護措置の対象とすべき情報の要件を定めるものであり、運用基準Ⅱ1はそのような要件についての基準を定めるものであるため、仮に御指摘のように規定した場合、同語反復となるおそれがあります。 なお、特定秘密の指定の適否等については、チェック機関による検証・監察等を行うこととし、違法な指定を通報する仕組みも設けられているほか、毎年各行政機関の運用状況について、外部の有識者の意見を付した上で国会へ報告し、国民に公表されることとなります。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。
60		(4)特に遵守すべき事項	Ⅱ1(4)アの遵守すべき事項として、指定漏れがないようにということを書く必要はない。行政機関の特性として、指定過剰はあっても指定漏れなどということはありません。	特定秘密保護法は、我が国の安全保障に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、その漏えいの防止を図ることにより、我が国及び国民の安全を確保することをその目的としています。が、「指定漏れなどということはありません」とはいえず、そのような場合には当該情報の適切な保護が図られず、本法の目的にもとることとなるため、運用基準案において、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定する旨規定することは意義があるものと考えます。
61			特定秘密として保護すべき情報以外の情報が特定秘密として指定されることが絶対にあってはならないことを原則とし、特定秘密として保護すべき情報が漏れなく指定されるようにすることよりも優先されるべきことを明記すべき。	
62			行政機関の長は隠蔽目的ではなかったことを積極的に反証すべきであることを明記すべき。また、内閣も連帯して責任を負うものと明記すべき。	立証責任については訴訟において適切に判断されるものと考えます。
63			法律の段階、せめて政令の段階で、特定秘密の指定・解除・廃棄において、政府の違法行為や汚職腐敗、環境汚染の事実などを秘密指定してはならないことを明記すべき。	特定秘密保護法上は、特定秘密に指定できるのは、法律の別表に列举された事項に限っており、運用基準案で更に55項目に細分化して具体化の上、対象を絞ることとしており、また、行政機関の法令違反行為等を指定したとしても、その指定は有効なものではない旨、これまでも国会で答弁してきたところですが、御指摘を踏まえ、運用基準案上も「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の 事実を指定し、又はその 隠蔽を目的として指定してはならないこと。」と明記することとしました。
64			「法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」ではなく、隠蔽目的の有無にかかわらず、法令違反にあたる事項を秘密指定してはならないことを明記すべき。	
65			人権法・人道法違反・大量破壊兵器の保有・環境破壊等については秘密にしてはならないと明記すべきである。	

66	1 指定 の要件	(4)特に 遵守すべ き事項	原発の事故や事故状況、食品の放射能汚染の値、放射能汚染地域は特定秘密にはしないこと。また、戦争に巻き込まれそうな状態であるときは特定秘密にはしないことを明記すべき。	御指摘のうち「戦争に巻き込まれそうな状態であるとき」とはいかなる場合であるかが明らかではなく対応が困難ですが、原発事故に関する情報等は、特定秘密保護法別表のいずれの事項にも該当せず、特定秘密の指定の対象とはなりません。
67			原発に関する情報は、テロ対策を理由に秘密とされる可能性がある。	
68			福島第一原発の事故で明らかになったように、原子力利用に関する情報は、多くの関連死や健康被害などの大きな国富の損失につながっており、除外項目として明確に記すべき。	
69			指定するために特に遵守しなくてはならないこととして「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと。」と記述されているが、この文章は、法令違反の隠蔽でなければ、指定しても問題ないということも可能。法の範囲内ならば不当な利益を得る為に、秘密指定しても許されることになる。	御指摘の「不当な利益を得るための指定」、「不当な指定」等がどのようなものか明らかではありませんが、そもそも、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要でなければ指定の要件を欠くこととなります。 なお、行政機関の法令違反行為等を指定したとしても、その指定は有効なものではない旨、これまでも国会で答弁してきたところですが、御指摘を踏まえ、運用基準案上もⅡ 1 (4) イの記述を「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の 事実を指定し、又はその 隠蔽を目的として指定してはならないこと。」と明記することとしました。
70			政府・政権にとって都合の悪い情報を、恣意的に特定秘密に指定することを禁じる対策が必要。現状の運用基準案では、違法な秘密指定を禁じることにはなっているが、政府の過誤や、政府批判を防止する目的での情報隠蔽が禁止されておらず、不十分。	
71			禁止するのは違法な秘密指定だけで、不当な秘密指定を禁じる規定がないのは乱用につながるため問題である。	
72			人々が知る権利を有する政府の活動に関する情報や、国内法や国際人権の原則を侵害する行為を説明する情報も秘密指定されてはいけない。したがって、Ⅱ 1 (4) イとするだけでは不十分。それは、役人は、自分たちが不法行為を隠したり、きまりが悪くならないように、という「目的として」情報を秘密指定しているとは思えないからである。	
73			違法秘密や疑似秘密を指定することを、法律そのものに、少なくとも施行令案に定めておくべき。また、特定秘密を取り扱う者等の責務として、違法秘密や疑似秘密については、指定せず、また、指定されている場合には直ちに指定解除する責務を明記すべき。	
74			この運用基準案では、法令違反の隠蔽を目的とした指定以外は禁止されていない。特定秘密の指定の禁止対象となるべきものは、法令違反だけでなく、そもそも秘密指定を行い秘密保持することで、個人や組織が不当な利益を得ることを排除するべきである。秘密の保持は情報流通の遮断をあらゆるレベルで行い得るものであり、情報の隠蔽を容易にする一面があることを勘案すれば、秘密指定により発生し得る不当な利益を想定して禁止事項とすべきである。	
75			運用基準案Ⅱ 1 (4) で指摘されていることは、行政機関の長が指定に当たって遵守すべき事項として当然のことではあるが、実際にそれが遵守されるための裏付けが伴わなければ、単なる訓示的意味しかもちえない。この点で、要件に該当しない情報を漫然と特定秘密に指定した場合や法令違反の隠蔽を目的として特定秘密の指定を行った場合など、特にその違法性・非違性が重大な場合には、懲戒処分の可能性を含めて、指定した行政機関の長の責任のあり方を合わせて明確にすべき。	
76			「遵守しなければならない」とあるが、この努力目標だけで、行政機関には、これに違反した場合のペナルティがないのは問題。	運用基準は、閣議決定され、全行政機関の職員を拘束します。また、運用基準案Ⅱ 1 (4) は、努力目標ではなく義務を記したものであり、行政機関の長は、特定秘密の指定に際して、これらの事項に反しないよう責任をもって判断することとなります。
77			特に遵守すべき事項として、「公益通報の対象事実その他の行政機関の法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと」が決められているが、これは注意義務にすぎない。注意義務ではなく、明確に遵守義務として、法律として定め、政令として明記すべき。	

78	1 指定 の要件	(4)特に 遵守すべ き事項	Ⅱ 1(4)ウ「・・・指定する情報の範囲が明確になるよう努めること。」を、「・・・指定する情報の範囲を明確にしなければならない。」と改める。これを努力義務にしてはならない。	御指摘の点については、可能な限り明確にすべきことは当然ですが、明確であるか否かの判断は相対的なものとならざるを得ないため、「努める」と表現したものです。
79			Ⅱ 1(4)ウについて、指定する情報の範囲が明確にならない場合は指定そのものができるできないことを明記すべき。	運用基準案Ⅱ 3(2)で、行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述することとしており、これにより指定する情報の範囲が明確になることが確保されています。
80	2 実施 体制		特定秘密指定管理簿への満了や解除の記載は、施行令第8条第1項第3号、第11条第1項第3号にあるが、これがいつまで管理簿に登録されているのかについて運用基準案に記載がない。各行政機関の運用に委ねることになりかねないので、満了や解除された特定秘密については、当該文書が保存期間を満了して移管又は廃棄されるまで登録すべき。また、毎年度、特定秘密移管廃棄管理簿を作成し、移管・廃棄後の特定秘密に関する情報を登録した上で、この帳簿を国立公文書館等に移管して永年保存すべき。移管・廃棄を選択する際は、当該文書が過去に特定秘密であったかどうかは判断基準として重要な意味をもつため、管理簿への記載が残っていることが必要不可欠。また、移管・廃棄の検証のために、移管廃棄簿を作成して永年保存し、国立公文書館等で公開されるべき。	特定秘密指定管理簿は、公文書管理法に基づき適切に管理されることとなります。
81			「指定の整理番号」について、付番のルールはどのようになるのか。行政機関ごとに、当該行政機関全体での通し番号(例：平成〇年A省特定秘密第△号)とするのが最も単純な付番方法であるが、この理解でよいか。 なお、他の行政機関(B省)から提供を受けた特定秘密を重ねて特定秘密に指定する場合は、特定秘密指定管理簿にその旨を記載すべきである。記載する事項としては、1. 他の行政機関から提供を受けた特定秘密である旨と当該提供元行政機関の名称、2. 提供元行政機関における指定の年月日と整理番号、等が考えられる。 また、さらに他の行政機関等に提供する場合は、特定秘密指定管理簿に、1. 他の行政機関等に提供した旨と当該提供先行政機関等の名称(例：C省、独立行政法人D、E国口省、など)、2. 提供した年月日、等を記載すべきである。	施行令・運用基準を受けた特定秘密指定管理簿の最終的な書式等については、現在検討・整理を行っているところです。
82	3 指定 手続		特定秘密に指定する場合には、何が特定秘密に該当しなぜ特定秘密に指定したかを必ず文書記録に判断責任者の氏名とともに残すことが、数年経過時に指定の解除を検討する時などに有用である。	運用基準案において、施行令第4条により作成される特定秘密指定管理簿には当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を記載又は記録すること及び行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該情報の指定の理由を記すことを規定しています。これらの規定により、特定秘密の指定手続において、御指摘の点についても適切に記録として残されることとなります。
83			特定秘密にしよう判断する時に、「特定秘密とは何か」を定義(判断可能な具体的表記)した文書が必要である。	運用基準案Ⅱ 3(2)では、行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該情報の指定の理由を記すこととするともに、当該指定に係る情報の記述も記すこととしています。 なお、御指摘を踏まえ、改めて検討した結果、より読み易くなるよう、「行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができるように記述するとともに、 特定秘密として扱うことを要しない対象情報の記述(以下「対象情報の記述」という。) 及び当該情報の指定の理由(以下「指定の理由」という。)を記すものとする。この場合において、当該指定に係る情報の記述(以下「 対象情報の記述 」という。)は、これを 特定秘密として扱うことを要しないように記さなければならない。また、 指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。」と修正しました。
84			「行政機関の長は、指定する際には書面又は電磁的記録により、当該指定に係る情報を他の情報と区別することができ」は「区別しなければならず」となっており、不適切である。	
85			指定の要件を満たしていると判断する理由は、単に別表に該当する旨だけでなく、別表に該当する具体的事情を明記すべき。例えば、単に別表第1号イに該当することが指定の要件を満たしている理由とされれば、実質的には、何も理由が明記されていないことと同じであるから、該当することへの具体的事情が明記されるべき。	運用基準案において、指定の理由の中で、「当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとする。」と明記しています。
86			特定秘密の指定に当たっては、官僚の専決・代決を認めず、行政機関の長が直接指定するよう手続きを定めるべき。	指定については、行政機関の長が責任をもって行うこととなっています。

87	3 指定 手続	災害時において、住民の生命・身体に重要な関わりをもつ情報については、本来特定秘密として指定すべきではないと思われるが、仮に特定秘密に指定した場合でも、災害時にはそれが直ちに解除され、当該情報が住民に広く周知されることによって生命・身体の安全の確保が図られるようにしなければならず、このための具体的な措置と手順が明らかにされる必要がある。	御指摘のような情報であっても、平素は秘匿しておくべきものもあり得るため、そのような一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにし、適時の解除に資することとすることが合理的であると考えることから、その旨を運用基準案において明記しました。 また、御指摘のような場合においては、関係行政機関の意見を受けて、特定秘密を指定した行政機関の長が当該特定秘密の指定を解除するか否かの判断を行うこととなるものと考えます。
88		我が国はいつ何時大地震や噴火が発生するか分からない状況にある。にもかかわらず、緊急時の特定秘密の解除についての手続が定められていないのでは実効性がない。また、秘密の指定権限者である行政機関の長と住民の避難を担当する行政機関の長が異なる場合に、特定秘密の解除についての見解が相違する場合にはどちらの判断が尊重されるかも不明である。	
89		特定秘密に指定しようとする情報の指定を解除すべき条件について、知る権利の立場から、「その他の一定の条件が生じた場合」について、例示を含め記載すべき。	運用基準案Ⅱ3(4)では、「災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性」、「外国の政府等との交渉の終了」との例示を示しているところですが、「その他の一定の条件」については、個々の特定秘密の内容・性質を考慮する必要があり、あらかじめ当該条件を列挙するのは困難です。
90		秘密の指定に際して、文書全体を指定することは極力避けなければならず、原則として、文書のパラグラフごとに指定するかどうかを厳密に検討するべきであり、そのような規定を置くことが必要。	特定秘密保護法上、特定秘密の指定の対象は文書ではなく情報です。また、特定秘密である情報が記録された文書のうち、当該情報を記録する部分を容易に区別することができるときは、特定秘密の表示は当該部分にすることとなりますが、この点については、施行令第5条で、その表示方法等について明記しているところです。
91		秘密とされる情報は必要最低限のものとする。それに何らかのしるしをつけて、その情報が秘密保護されていると国民に分かるように明記する。	
92		行政機関等の内部には、特定秘密に指定された情報や、特定秘密に指定すべきと考えられる情報を引用、要約した情報が別途存在すると考えられる。それら副次的な情報の指定の取扱いや指定業務の分掌のあり方、それらを複数の行政機関等が共有する際の取扱い等についても、特定秘密の指定を抑制する観点から明確に規定すべきである。	特定秘密の指定の対象は情報ですが、特定秘密を記録した文書等への特定秘密の表示その他の管理については、施行令第12条第1項及び運用基準案Ⅱ6に基づき定める規程により定めることとなります。
93		特定秘密については、その情報を複製、引用、概要などにより利用した派生的に作成される情報も考えられる。これらについての特定秘密としての取扱い、指定について、どのように取り扱うのか、あるいは管理するのかについても基準で定めるべき。	
94		指定の理由の中で明らかにするとされている、「災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性」については、指定管理簿に記載するだけでなく、当該文書の解除の条件として当該文書そのものに記載をするものとするべきである。	
95		情報源に位置する行政機関又は都道府県警察の職員に対し、通報義務を課すことにより、国民の知る権利や取材・報道の自由が不当に制約されるおそれがあるから、削除すべき。	
96		存在そのものに秘匿性のある情報を特定秘密に指定しないこと、または、特定秘密に指定した情報の存在そのものは秘匿しないことを前提としているものと推察できるが、仮にそうでない場合には、その旨を明確にし、二重帳簿のような手段により管理簿に存在自体の秘匿が行われるようなことがないよう、必要な措置を規定すべきである。	特定秘密指定管理簿も、公文書管理法や情報公開法の適用を受け、これらに従い適切に取り扱われることとなり、御指摘のような(二重帳簿のような手段により)特定秘密指定管理簿の存在自体が秘匿されるようなことはありません。

97	3 指定 手続	Ⅱ 3(4)について、情報保全諮問会議での検討において、委員からの指摘に対して、事務局が「個別具体的に判断する必要があるため、解除条件をあらかじめ設定することは困難」である旨回答しているが、指定理由の中でその一端に付言するだけでは基準として全く不十分である。本基準に解除基準に関する項目を設け、明確に規定すべきである。	特定秘密保護法第4条第7項で、行政機関の長は、指定をした情報が指定の要件を欠くに至ったときは、速やかにその指定を解除するものとされており、運用基準案において指定の要件についての基準も定めています。
98		Ⅱ 3(5)について、特定秘密指定管理簿を特定秘密として扱うことを要しないようにするべきであるが、存否そのものが特定秘密化するものの有無など実態が分からないところがあり、概要の記載についても、特定秘密として要しないような記載については、一定の例外的な概要記載が認められるのか否かなど、実際の運用にあたっての方針、とりわけ例外的な扱いの有無については、基準ベースで明らかにすべきである。	特定秘密指定管理簿に記載される特定秘密の概要に、特定秘密が含まれると、それらを取扱業務従事者しか取り扱うことができないとなってしまい様々な支障が生じるため、運用基準案において、特定秘密として取り扱う必要のないように記述する旨明記しており、それらにつき明確性及び適切な管理可能性の観点から記すよう明記しています。
99	4 指定 の有効期 間の設定	特定秘密の指定期間は「適切と考えられる最も短い期間」とされた。これも解釈は各省庁に委ねられ、秘密指定が半永久的に続いても防止策はない。	運用基準案においては、冒頭の「基本的な考え方」に「拡張解釈の禁止」「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」という大原則を明記しています。すべての行政機関の長等は、これらの規定に従って、特定秘密の指定を実施する必要があります。 有効期間の設定に当たっては、社会や科学技術の情勢が変化し得るため、また、個別具体的な状況を踏まえなければ判断ができない場合が多いことなどから、あらかじめ一律に有効期間を設定することは困難であり、「適切と考えられる最も短い期間」と規定せざるを得ませんが、運用基準案Ⅱ 4(1)においては例示により可能な限り明確化を図っています。また、運用基準案Ⅱ 4(1)において「指定の有効期間の基準を定めることが可能な情報についてはこれを定めることなどにより、統一的な運用を図るものとする」と定めたのは、各行政機関により、指定する特定秘密の量や種類が多様であると考えられることから、各行政機関が、そのような事情を踏まえ、内部において統一的な運用が図られるよう、基準を定めるなどの措置をとることを求めたものです。 また、特定秘密保護法第4条では、「指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない」と明記し、30年を超えて延長する場合には、理由を示して内閣の承認を要することとし、さらに、60年を超えて延長する場合は、法律に限定列举する7つの事項に関する情報だけに限定されています。 さらに、運用基準案において、行政機関の長は、指定の理由を点検することとしているほか、内閣府独立公文書管理監と情報保全監察室が、特定秘密の指定が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかを検証し、監察する制度を設けます。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。
100		指定の有効期間の設定が行政の長まかせになっている。運用基準案では「指定の有効期間の基準をできるかぎり統一的に運用を図るものとする」とあるが、一定の基準はなく、しかも縦割りで統一性がなく、国民と乖離した中での恣意的な指定がまかり通る可能性が大きい。	
101		Ⅱ 4(1)において、行政機関の長は、定めた有効期間の理由を具体的に明記すべき。	
102		有効期間を延長するときの判断の理由を詳細かつ具体的に記載しなければならないと明記すべき。	
103		有効期間の設定は、情報が特定秘密ではなくなることを決める決定的な要因である。どのような有効期間が設定されるかという基準は、監察・検査の実施の対象となることも踏まえ、各行政機関にのみ委ねるのではなく、内閣保全監視委員会ないし内閣府独立公文書管理監による承認ないし同意を経て定めるべきである。	
104		秘密指定期間を決定づける要素の主たるものは「特段の秘匿の必要性」を要する期間がどの程度かという判断であるところ、これについて実質的な基準化がされていない。それに代わり、可能な場合は、各行政機関がそれぞれ指定期間の基準化を行うことになっている。指定期間については、個別性による客観的・合理的な基準化ができていないという前提で基準案が作成されており、これについては指定と同様、特定秘密と当該関連業務の双方の視点から秘密指定の妥当性についてチェックできるような抑制・抑止策が必要である。	有効期間を含む特定秘密の指定の適否等については、チェック機関による検証・監察等を行うこととし、違法な指定を通報する仕組みも設けられているほか、毎年各行政機関の運用状況について、外部の有識者の意見を付した上で国会へ報告し、国民に公表されることとなります。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。 なお、特段の秘匿の必要性と有効期間の関係については、運用基準案において「時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておくものとする。」と記しているところです。

105	4 指定の有効期間の設定	Ⅱ 4(1)に「指定の理由を見直すに当たって」とあるが、「指定の要件」と「指定の理由」の関係が判然としないため、明確に規定すべきである。その上で、「指定の理由を見直す場合」に「最も短い期間を定める」ことを唯一例示しているだけでは基準として全く不十分であり、指定の有効期間の設定の基準を明確に規定すべきである。	指定の理由の中には、当該情報が指定の要件を満たしていると判断する理由を明記することとしており、指定の要件と指定の理由の関係は明確であると考えます。 また、Ⅱ 4(1)では、複数の具体例を用いて具体化に努めたところ です。
106		運用基準Ⅱ 4(1)通信技術の動向については2年とすべき。	運用基準案Ⅱ 4(1)においては、「特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間」との基本的な考え方を示したものであり、そのような期間の例について具体的に記載したものです。御指摘の点については、あくまでも例示として「(3年等)」と挙げたものですが、個々の特定秘密の指定の有効期間の設定は、各行政機関の長による専門的・技術的判断の下で行われることとなります。
107		「2年等」「3年等」「4年等」などの年数はあくまでも例示に過ぎず、可能な場合は更に短い年数を定めるよう明記すべき。	運用基準案Ⅱ 4(1)では例を示しつつ、「最も短い期間」を定めるものとしています。
108		すべての秘密事項を10年又は30年で公開することとし、延長については特別な理由に限定した上で、さらに政府だけの判断にせず第三者による検証を行うとすべき。	個々の秘密の機密性は異なり、指定の要否を個別具体的に判断する必要があることから、一定期間経過後、一律に秘密指定を解除し、公開することは困難です。一方、特定秘密保護法では、特定秘密の指定の際に5年以内の有効期間を定めることとしており、また、特定秘密の指定の有効期間は30年が上限であり、30年を超える有効期間の延長には内閣の承認を要することとするなど、重層的な仕組みを設けています。
109		Ⅱ 4(2)に「当該指定の有効期間を5年とした上で、特定秘密の指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする」とあるが、なぜこれが努力義務なのか。確実に明らかにするようにしてください。	指定を解除すべき条件の有無やその内容をあらかじめすべて把握することは困難であるため、「努める」ものとししました。 また、特定秘密指定管理簿の様式等については、御指摘も参考に今後検討してまいります。
110		「特定秘密の指定を解除する条件を指定の理由の中で明らかにするよう努めるものとする」は、「指定を解除する条件を明らかにしなければならない」とし、特定秘密指定管理簿では「解除条件」欄を設けて記載するようすべきである。	
111		有効期間を、あくまで仮に、上限である5年とするのであるから、指定を解除する条件をあらかじめ明らかにすることを義務化するとともに、特定秘密指定管理簿の必要記載事項とすべきである。	必ずしもすべての秘密について年数・条件を示せるわけではありませんが、特定秘密保護法第4条第7項で、行政機関の長は、指定をした情報が指定の要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、速やかにその指定を解除するものとされており、また、運用基準案では、行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させることとしています。
112		仮の有効期間を5年とする理由が、法の逐条解説が説明するように防衛分野の事情によるのであれば、防衛分野の情報に限った規定とすべきである。	法案作成過程において、特定秘密の有効期間の上限を5年とする際の参考として、防衛分野を参考としましたが、そのことをもってⅡ 4(2)の対象を防衛分野に限定すべきと考えることは困難です。
113		指定期間30年は国際常識からも長すぎる。	5年以下の有効期間を設定し、その上限を原則30年としていることは、諸外国の同様の制度に比して長過ぎるということはありません。
114	5 指定に関する関係行政機関の協力	「それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなど」という一文は、複数の行政機関が保有する情報を特定秘密に指定する場合のうち、特定秘密を指定できない行政機関においても指定すると読めるが、それは指定できないとすべきではないか。	御指摘の「それぞれの行政機関の長が特定秘密に指定するなど」との記述は、「など」としているとおり、関係行政機関の協力の1つの場合について述べたものです。なお、複数の行政機関の中に特定秘密を指定できない行政機関がある場合も、指定できる行政機関による指定は妨げられません。
115		関係行政機関の協議の過程や結果について、特定秘密指定管理簿に記載するなどの方法により記録を残すべき。覚書などの形で文書が作成され、その文書が公文書管理法に基づき確実に保存されるのであれば、それが望ましい。	施行令・運用基準を受けた特定秘密指定管理簿の記載内容は、現在検討・整理を行っているところです。 なお、御指摘のような文書等が作成されるなどした場合、これらは公文書管理法に基づき適切に管理されることとなります。

116	6 指定した特定秘密を適切に保護するための規程	秘密保護措置としての緊急な特定秘密の廃棄については、極めて限定的かつ例外的なものであるべきであり、「危機管理に万全を期す」ために実施する手続等については、基準において事項を明示すべきである。危機管理という言葉は広い概念であり、施行令案のいう「特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急事態」とは、特定秘密文書等の奪取以外に例示も無く、「その他特定秘密の漏えいのおそれ」という限定を受けない規定ぶりになっている。特に別表3号、4号に該当する特定秘密の場合の例外的な事態とはどのようなものかは、強い関心の対象である。極めて例外的なものである趣旨を明確に基準に示すために、その適用基準並びに規程に定めるべき事項について示すべきである。	特定秘密の漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを踏まえ、本施行令案第12条第1項第10号において、「特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態」との客観的な判断の基準を示し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる、極めて例外的かつ限定的な場合における廃棄について規定したものです。
117		施行令第12条第1項第10号に掲げる緊急の事態に際する特定秘密文書等の廃棄について、私はそのような廃棄を認めること自体に反対であるが、現在の運用基準では、「…特定秘密文書等の廃棄について、危機管理に万全を期すため、その実施手続その他必要な事項を定めるものとする」にとどまるが、それは、特定秘密が記された文書など、特定秘密という情報そのものを超えた範囲の文書等の廃棄も認めるということなのか。「保全上真にやむを得ない場合」について恣意的な判断がなされないよう、予め運用基準において、より詳細な指針を示すべきである。その際には、特定秘密という情報と行政文書の管理との関係が現在の運用基準では不明確であるため、この点も含めて明らかにされるべきである。	同号の緊急の事態については、例えば有事などの際に航空機が不時着し、運搬中の特定秘密が記録された文書等が奪取されるおそれがある場合などやむを得ない例外的な場合を想定しているところですが、そのような事態をあらかじめ限定して規定することは困難です。 その上で、御指摘を踏まえ、運用基準案において、「 廃棄をする場合には、あらかじめ行政機関の長の承認を得ること。ただし、その手段が無い場合またはそのいとまが無い場合には、廃棄後、速やかに行政機関の長に報告すること。 」、「 廃棄をした場合には、廃棄した特定秘密文書等の概要、施行令案第12条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、行政機関の長に報告すること。 」及び「 上記の報告を受けた行政機関の長は、当該廃棄をした旨を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告すること。 」と規定しました。
118		施行令案が「運用基準で定めるところにより」としているにも関わらず「行政機関の長が必要な事項を定める」旨しか規定していないのは不当。「おそれ」「緊急事態」「適当な手段がないと認められる」などについて明らかにして明確に基準を規定すべき。	
119		規程案の作成と運用に内閣保全監視委員会や独立公文書管理監が関与する仕組みを設けてしかるべきである。	施行令案第12条第1項に規定する規程が、施行令及び運用基準に基づいて作成されているかを確認することは重要であると考えており、このため、運用基準案において、各行政機関の長は規程を定めようとするときは、あらかじめその案を内閣総理大臣に通知することを規定しています。
120		行政機関の長は、規程を定めようとする場合に内閣総理大臣に通知するとしているが、通知では規程の実質的な審査をするとは読み取れない。規程の策定に関しては、一義的には行政機関の長の責任ではあるが、その妥当性については内閣総理大臣の「同意」として、指揮監督を行う内閣総理大臣の責任として明確に位置づけるべきである。また、規程については公表をする旨を基準で明らかにすべきである。	更に、内閣保全監視委員会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる旨規定しており、その中でご指摘の規程についても検証を行うことも可能です。なお、当該規程については、情報公開請求がなされた場合には、情報公開法の規定に基づき適切に開示されることとなります。
121		6(2)について、本規定は国会での総理答弁等を踏まえて有事を想定したものであると考えられるが、本規定に限らず、本基準の有事での運用について特記すべき事項が想定されるのであれば、明確に規定すべきである。	現時点でそのような事項は想定していません。

○運用基準(案)：Ⅲ 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長、解除等

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 指定の有効期間の満了及び延長	延長はすべきではない。その時々状況を理由に都合良く判断される懸念がある。後世の批判に耐えられるよう、例外なく、満了を迎えるのが最良。	御指摘の点については、個々の秘密の機密性は異なり、指定の要否を個別具体的に判断する必要があることから、一定期間経過後、一律に指定の有効期間を延長せず満了させることは困難ですが、運用基準案において、行政機関の長は、必要最低限の期間に限って指定することとされ、また、指定の理由を点検し要件を満たさないときは指定を解除することとされています。また、特定秘密保護法では、特定秘密の指定の際に5年以内の有効期間を定めることとしているほか、特定秘密の指定の有効期間は30年が上限であり、30年を超える有効期間の延長には内閣の承認を要することとしています。他方、内閣府独立公文書管理監と情報保全監察室が、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察するほか、これらの規程に従って特定秘密の指定等が行われていない場合には通報することができる制度も設けます。さらに、特定秘密保護法の運用状況は、毎年、外部の有識者である情報保全諮問会議の委員に報告されるとともに、その意見を付して国会に報告されることとされており、その報告内容の詳細を本運用基準において定めています。また、国会に設置される情報監視審査会が特定秘密保護法の運用を常時監視することとされております。こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。
2		指定の有効期間は、国民の知る権利の観点から必要最小限でなければならない、有効期間を安易に延長することがあってはならない。ところが、素案では、「指定の理由を点検する。」と定めているのみであり、安易な延長に歯止めがかかっていない。	
3		本来特定秘密の要件を欠く情報も延長指定されないよう、有効期間を延長する場合であっても、従前特定秘密に指定されていた全情報について機械的に延長すべきではなく、延長指定する情報の範囲について可能な限り限定的に行うことを義務づけるべき。	
4		延長の判断も行政機関の長に一任するのではなく、3年ごとに国会で審議し判断すること。	
5		秘密の期間を過ぎれば公開を原則とし、特別に延長が必要な場合は、国会及び第三者機関による審査やパブリックコメントの結果により判断されるものであり、延長期間も5年以内とする。	
6		武力紛争が終結するまで秘密指定を解除しないとすれば、戦争の始まりや経過に誤りがあっても正せない。期間設定の要件が曖昧すぎ、また、30年以上の期間延長さえ「特に慎重に行う」とあるだけでは何の縛りにもなっていない。	
7		Ⅲ 1 (1)については、同一の情報を異なる指定理由で延長できることを前提とした記述のように理解しているが、指定は3つの要件に従って厳格に行われるべきである。	時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中、更に当該指定の有効期間を延長する場合にも、3つの要件の該当性の判断は、厳格に行うべきことは当然です。
8		「時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化している中」とあるが、特定秘密の有効期間の延長については、「特段の秘匿の必要性」だけではなく「非公知性」についても考慮することを明確に記述すべきである。	非公知性については、当該情報が非公知であるか否かの判断だけであるので、非公知性が維持されている場合には、改めて書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにしておく必要はないものと考えます。
9		「当該指定の有効期間を延長するときは、慎重に判断する」とあるが、「慎重に判断する」とは「むやみに延長しない」の意であるか、「誤って満了させてしまわないようにする」の意であるかが判然としない。「むやみに延長しない」との趣旨に沿って明確に規定すべきである。	御指摘の点については、引き続き特定秘密として保護すべき情報は有効期間の延長により保護され、そのような情報ではなくなった情報は有効期間の満了により特定秘密でなくなることが確保されるよう、慎重に判断するとの意味です。
10		30年超、60年超となる延長についての法第4条第4項の各号についての判断基準を、別途明確に規定すべきである。また、Ⅱ 1 (1)の別表のいずれの事項が30年超、又は60年超となり得るのかについても明確に示すべきである。	御指摘の点については、特定秘密保護法第4条第4項に明確に規定されています。
11		法第4条第4項の内閣の承認にあたっての具体的な基準を、現時点で明確に規定すべきである。	
12		30年超から60年までの秘密指定期間の延長と、60年超の秘密指定期間とする場合について、それぞれ適用する際の要件となるものを基準に設けるべきである。また、法4条4項各号については、国会での修正であったことを受けてか逐条解説案でもそれぞれについて解釈指針となるものが示されていない。	

13	1 指定の有効期間の満了及び延長	有効期間を延長するときは、その判断の理由を明らかにしておくものとするがあるが、この判断の理由が国民に知らされなければ、有効期間の延長が妥当かどうか検証しようがない。	延長の理由については、不開示情報が含まれることも考えられるため、公表することとはしていませんが、その妥当性については、特定秘密の指定の適否等をチェックする機関による検証・監察等が行われるほか、毎年の国会報告や、国会の審査会での審議もあり、これらにより、特定秘密保護法の的確な運用が図られることとなります。また、情報公開法に従って適切に対応することとなります。
14		Ⅲ 1(1)ア～オまでに掲げる事項に関し、これらはいずれも本来延長が許されないものばかりである。延長するときには「慎重に」判断すると定めているが、あまりに抽象的。	御指摘の運用基準案Ⅲ 1(1)のアからオまでに掲げる事項については、当該アからオまでに掲げるときには特段の秘匿の必要性を巡る状況が変化していることが比較的明らかであるため、これらを列挙しているものですが、これらの事項に関する特定秘密の有効期間を延長することとなる理由をあらかじめ特定することは困難であるため、「慎重に判断する」としたものです。
15		Ⅲ 1(1)について、秘密の指定期間についても客観的・合理的な基準化ができていない。そのため、延長についても例示的に判断に際しての留意事項が示されているにとどまっている。	
16		人的情報源に関する情報に関しても、「当該人が亡くなったとき」などとして、原則的な期間を設けるべき。	
17		時の政府の判断で、特定秘密とされた情報が原則30年を越えて60年まで延ばされたり、7項目に該当すると判断されれば60年を越え永久に秘密とされることもありえる。	特定秘密保護法第4条では、「指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない」と明記し、30年を超えて延長する場合には、理由を示して内閣の承認を要することとし、さらに、60年を超えて延長する場合は、法律に限定列挙する7つの事項に関する情報だけに限定されています。
18	2 指定の解除等	特定秘密の解除は、指定期間中に行われるものとして例外的に行われるものと実質的になっており、解除がされ得るのは「特定秘密の指定の理由の点検」によることが本基準案で明らかになった。しかし、「点検」とは何を指すのかが明らかでなく、解除が機能するのか否かが不明。少なくとも、「点検」についてのフレームワークが示されていないければ、機能するのか判断できないため、この実質性に関する内容を基準に書き込むべきである。	御指摘の「点検」とは、指定の要件を満たしているか否かを点検するものであり、運用基準案では、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとしており、有効に機能するものと考えています。 また、点検の時期や頻度については、特定秘密の内容や当該行政機関における業務の実施体制により異なると考えられることから、運用基準案により一律の基準を設けることはしていませんが、点検の実施年月日を書面に記録等することとしており、適切に運用されるよう図っています。
19		運用基準(案)は、行政機関の長は、職員に特定秘密の指定の理由を点検させ、その実施年月日を記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときは、速やかに指定を解除すると規定しているものの、点検の時期、頻度、方法等については何ら規定していない。これでは、秘密指定がなされたまま漫然と放置される危険性があるので、点検すべき期間を定めて定期的な点検を義務づけるなど、具体的な基準を設けるべき。	
20		ある情報のもたらす公益が、公開によって生じる損害を上回るときには、その情報は秘密にしていけない、ということを明確にするのが、近年(国際的に)一般的になっている傾向がある。また、指定の解除への要求に対応する際に、少なくともそのようなバランスをはかるテストが必要である。いくつかの裁判所でも、ある情報の公開によって生じる損害よりも公益の法が大きい場合には、政府はそれが政府役人でも個人でも、情報を公開したという理由でその人を罰してはいけないという判決を下している。当運用基準は、この概念を取り入れて改訂すべき。	御指摘の点については、まず、特定秘密の指定に際して解除すべき条件をあらかじめ特定できる場合として、運用基準案Ⅱ 3(4)において「特定秘密に指定しようとする情報が、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性、外国の政府等との交渉の終了その他の一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、当該条件を指定の理由の中で明らかにするものとする。」と規定しており、当該条件が生じた場合には特段の秘匿の必要性等を判断するなど指定の理由を点検の上、指定の要件を満たしていないと認めたときには速やかに解除し、公表することとなります。また、指定に際して解除すべき条件をあらかじめ特定できない場合であっても、指定後に、解除すべきと考えられる条件が生じた場合には、当該特定秘密として指定されている情報の性質を踏まえた上で、特段の秘匿の必要性等を判断する中で考慮することとなります。 なお、特定秘密保護法上、特定秘密は有効期間が満了し、又は行政機関の長が指定を解除して初めて公表すべきものであって、そのような場合以外に職員が自らの判断で公表した場合には、処罰される場合もあり得ます。
21		運用基準案Ⅲ 2(1)について、Ⅱ 3(4)で解除条件の一例について付言しているが、解除基準に係る項目を設け、指定を解除し公表することに拠る公益性との関係などについても言及し、明確に規定すべきである。	
22		Ⅱ 3(4)にある指定の理由の記載事項とされているものは、まさに公益的な理由による解除が含まれていると解される。そこで、一般的な公益的解除と公開基準、そして個別に例示あるいは列挙できる場合はその基準を設けるべきである。	

23	2 指定 の解除等	ここにいう「指定の理由の点検」と、施行令第12条第1項第9号にいう「特定秘密の取扱いの業務の状況の調査」との関係がわからない。別個の行為であるとする、似たような作業が併存して煩雑になるのではないか。	運用基準Ⅲ2(1)の「指定の理由の点検」は、指定の要件を満たしているか否かについての点検を行うものであるのに対し、施行令第12条第1項第9号の「特定秘密の取扱いの業務の状況の検査」は、指定の要件を満たしている特定秘密を適切に保護するために、当該特定秘密を記録する文書等の管理の状況の検査等の措置を行うものであり、両者は異なるものです。
24		秘密の保護はできるだけ短く、しかもそれは自動的に解除されなければならない。	個々の秘密の指定の要否は、個別具体的に判断する必要があることから、一定期間経過後、一律に秘密指定を解除し、公開することは困難です。運用基準案では、「行政機関の長は、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する行政機関の職員に、当該特定秘密の指定の理由を点検させ、その実施年月日を書面又は電磁的記録に記載又は記録させるとともに、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとする。」と定めています。
25		秘密指定については、「60年」はあくまでも例外的であり、可及的短期間で指定解除しなければならない仕組みを明確にする。	
26		秘密が解除されたという事実を公表する仕組みがなく、仕事で特定秘密を知った人は、退職した後でも「漏えい罪」に問われる危険を負う。	運用基準案Ⅲ2(2)で、特定秘密の指定が解除されたときには、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようになっています。
27		刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定がなされた場合、刑事訴訟規則第192条に基づく証拠提示命令がなされた場合及び民事訴訟法上の文書提出命令が出された場合には、秘密指定が解除されることを明記すべきである。	御指摘の点については、逐条解説(未定稿)(平成26年7月16日時点)P.57、P.59から61において明記しているところですが、裁判所の決定がなされてこれが確定した場合等により指定の要件である非公知性が失われることになるのが制度上明らかですので、特に記載していないところです。
28		民主社会において情報を公開することの重要性に鑑みて、指定が解除されたものについては公報等でその旨を周知徹底させることが肝要。	特定秘密の指定が解除された情報であっても、引き続き不開示とすべきものもあり得るため、公報等することとはしていません。
29	3 指定 が解除され、又は 指定の有効期間が満了した 当該指定に係る情報を記録する行政 文書で保存期間が満了したもの の取扱い	特定秘密を記録した行政文書であって、行政文書の保存期間よりも特定秘密の指定期間が長く、かつ歴史公文書等であるものについて、それを国立公文書館等に移管するまでの間の行政機関等の内部における管理措置の内容を、明確に規定すべきである。	御指摘の点については、特定秘密を記録した文書等の取扱いについては施行令案及び本運用基準Ⅱ6に基づき定める規程により管理され、行政文書ファイル等の管理及び歴史公文書等の国立公文書館等への移管等については公文書管理法に基づき管理することになるため、運用基準案で規定はしていません。
30		内閣が承認するときには、その理由を詳細かつ具体的に書面に記載しなければならないと明記すべき。	御指摘のような内容について、閣議関係文書の中で必要に応じ明らかにされることとなると考えられます。
31		運用基準案Ⅲ3(2)ア「又は、歴史公文書等に該当しないもの(例えば、正本・原本以外の写しの文書、断片情報を記録した文書)については内閣総理大臣の同意を得て廃棄する」について、この例が適切な例の引用なのか、多くを代表する例なのか判断がつかない。今、不要と判断しても、後々必要だったと判断が変わることは十分あり得、廃棄しては再生できない。電子データで保管が可能なので、他と分類して管理するなどの工夫をすれば良い。	公文書管理法上、歴史資料として重要なものであるか否かについての判断は行政機関の長が行い、歴史公文書等に該当しないものの廃棄に当たっては、内閣総理大臣に協議し、同意を得ることとされています。運用基準案も、このような公文書管理法上の制度に沿うものであり、特定秘密である情報を記録する文書についてのみ、他の行政文書と扱いを異にする必要はないと考えます。
32		30年以下の文書が、首相の同意を得て廃棄できる。特定秘密指定された文書、情報などは、いずれ全てを公開するようにすべき。非公開のまま破棄されるような文書、情報などが1件たりともあってはならない。	
33		30年以下の特定秘密についても、すべて国立公文書館等に移管すべき。	
34		指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密を記録した文書の廃棄に際しては、独立公文書管理監が審査を行う仕組みを規定すべきである。	運用基準案において、毎年1回、行政機関の長は、内閣府独立公文書監に対し、特定行政文書ファイル等の1件1件すべてについて、それぞれの保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄の予定)を報告することとしており、これを基に内閣府独立公文書監は移管又は廃棄の措置が妥当であるか、検証・監察等を行うことになります。
35		運用基準は秘密指定されていた情報がのちに指定解除され、歴史的価値がない場合は総理大臣の了承を得て廃棄できるとしている。しかし、アメリカ合衆国を含めたほとんどの現代民主主義においては情報を破棄する前に、独立機関がその情報が歴史的に重要かどうかを決定する権限を有する。これは極めて重大な条件である。もしある情報が秘密指定されるほど重要であるならば、秘密指定が不要になった時点でもその情報は重要性を保持しているはずであり、したがって人々はその情報について知る権利を有するからである。	
36		指定の有効期間の満了及び延長、解除について、国民に知らせる制度を設けるべき。	運用基準案Ⅴ5(3)において、各行政機関による特定秘密の指定等の状況については、毎年1回、内閣総理大臣が情報保全諮問会議の委員の意見を付して国会に報告するとともに、国民へ公表することを定めています。

37	3 指定 が解除さ れ、又は 指定の有 効期間が 満了した 当該指定 に係る情 報を記録 する行政 文書で保 存期間が 満了した ものの取 扱い	秘密指定は原則5年ごとに見直す、その都度延長できる。秘密指定の期間が30年を超えた文書は「歴史公文書」として国立公文書館への移管を義務付ける一方で、30年以内の文書は政権にとって不都合な情報を隠す「裏技」として、「重要でないのに特定秘密の状態を半永久的に延長し続ける」、「重要な文書なのに、あえて30年以内に指定して廃棄する」といった、両極端の抜け道が残される。	行政機関の長は、指定の有効期間が通じて30年以下の特定秘密が記録された文書のうち、指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、当該行政文書に長期間にわたり特定秘密に指定された情報が記録されていることを踏まえ、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとする旨運用基準案は定めることとしており、これにより、適正な運用が図られることとなります。
38		30年以下の指定期間の資料が指定解除された後に内閣が認めれば廃棄できるという危険性もある。これでは、歴史の真実を解明する手段が奪われてしまう。	
39		「特に慎重に判断」なるものは、抽象的で基準たり得ない。	
40		30年を超える特定秘密にかかる情報は、歴史公文書として国立公文書館等に移管するとされている。30年超とされているため、5年ごとに更新されて秘密指定が30年に達した特定秘密は、移管義務の対象外となる。30年以上の秘密指定期間については移管義務の対象とすべきである。	特定秘密保護法第4条第6項は、指定の有効期間を通じて30年を超えて延長する際の内閣の承認が得られなかったときは、当該指定に係る情報が記録された行政文書の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等に移管しなければならないとしています。 御指摘の運用基準案Ⅲ3(1)は、かかる内閣の承認を得ようとした点は同じであるにもかかわらず、これを得られなかった特定秘密が記録された行政文書と、これを得られた特定秘密であって指定が解除され、又は有効期間が満了したものが記録された行政文書との間で、国立公文書館等への移管について取扱いに差異を設けることは妥当でないために規定したものであるもので、Ⅲ3(2)アについての御指摘の部分と併せ、原案を維持したいと考えます。
41		Ⅲ3(2)アでは、指定の有効期間が30年以下の特定秘密に係る情報を対象としているが、30年未満とすべきである。	
42		Ⅲ3(1)の「公文書管理法第8条第1項の規定にかかわらず、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとする」について、これは、本基準案で定めるだけでなく、公文書管理法の行政文書管理ガイドライン及びそれに基づく各行政機関の行政文書管理規則の改定が必要なものとすべきである。移管については、公文書管理法に根拠を置くことで、より法的に明確なものとなるため、不可欠である。	運用基準は、閣議決定され、全行政機関の職員を拘束します。なお、更に、ガイドラインや各行政機関の文書管理規則の改正については、その必要性を含め検討中です。
43		25年を超える特定秘密については、「万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう」とあるが、歴史公文書等と指定されている行政文書については廃棄をすれば違法であるため、本基準の趣旨は、歴史公文書等とすべきものを保存期間満了後の措置として移管としていないものがあつた場合についての留意事項であるのか否かについて、まずは明確に基準上位置づけるべきである。	運用基準案Ⅲ3(2)イの対象文書は「アの行政文書のうち」のものであり、この留意事項は指定の解除又は通じて25年を超える有効期間満了後のものですので、御指摘のような、公文書管理法上のレコードスケジュールを設定する際の留意事項ではありません。
44		指定の期間が25年を超える特定秘密を記録するもののチェックについては、行政機関でない機関でのチェックを要望する。	公文書管理法上、歴史資料として重要なものである否かについての判断は行政機関の長が行い、歴史公文書等に該当しないものの廃棄に当たっては、内閣総理大臣に協議し、同意を得ることとされています。運用基準案も、このような公文書管理法上の制度に沿うものです。 他方、行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するものについては、内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正の対象となり、また、そのような行政文書ファイル等の廃棄件数等については国会への報告及び公表の対象となることから、的確な運用が図られることとなると考えます。
45		多くの特定秘密を記した公文書が人知れず廃棄される可能性が残る。5年を超えて特定秘密の指定をした公文書については、保存期間満了後、すべて国立公文書館に移管すべき。	
46		素案では、通じて60年を超えて延長する場合について、一切触れていない。	

○運用基準(案)：Ⅳ 適性評価の実施

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 適性評価の実施に当たった基本的な考え方	評価対象者の家族もプライバシー保護の対象とすべきである。	御意見を踏まえ、運用基準案Ⅳ1(1)を「適性評価は、評価対象者 やその家族等 のプライバシーに関わるものであることから」と修正しました。
2		「適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み」とあるが、適法かどうか分からない場合は、適法な政治活動や労働組合の活動も調査される可能性があり、「適法な」を削除し、「一切の」とすべきである。	違法な活動までも調査の対象から一切排除することは、我が国及び国民の安全の確保に資するという特定秘密保護法の目的に鑑み、適当でないものと考えます。
3		「適法な政治活動及び労働組合の活動について調査することは厳に慎み」とあるが、「厳に慎み」は「禁ずる」とすべきである。	御意見を踏まえ、運用基準案Ⅳ1(2)を「例えば、評価対象者の思想、信条 及び信教 並びに適法な政治活動、 市民活動 及び労働組合の活動について調査 することは厳に慎みしてはならない。 」と修正しました。
4		宗教の調査を禁止すべきである。	
5		「公益を目的とする市民活動等」についても、調査してはならない旨明記すべきである。	
6		適性評価の調査事項、とりわけ特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項は思想信条や政治活動とも密接に結び付くものであり、現在の規定では、思想信条等が調査されない保証とはならない。例えば、思想信条や政治活動に関する情報を保有している諸機関との接触の禁止や違反した場合の懲戒処分等の措置について明示すべきである。	特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項に関しては、具体的には、いわゆる謀報活動やテロ活動を行っていないか、こうした活動に対して具体的な支援を行っていないかなどについて、評価対象者の行動を調査するものです。したがって、特定有害活動とテロリズムとの関係に関する事項と、評価対象者の思想信条等は全く異なるものであり、これらが特定秘密保護法に規定する調査事項と関係することは想定されず、これを調査することはありません。
7		調査に当たっては、違法調査や人権侵害を禁止することを明文化すべきである。	運用基準案Ⅳ1において、法律に規定する調査事項以外は調査しないことや、プライバシーの保護、基本的人権の尊重等についても規定しています。
8		適性評価では、評価対象者はどのような調査がされたか分からず、調査すべきでないことを調査されても、これを確認する方法がなく、間違いを訂正する手段もない。	運用基準案Ⅳ1(2)において、調査事項以外の調査を禁止しており、そもそも特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる調査事項以外の事項を調査することはありません。 なお、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないとされた場合、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、その理由が通知されることとされているほか、実施された適性評価について、苦情の具体的な根拠を示すことなく、苦情の申出をすることが可能です。
9		「適性評価に関わる者は、威迫、強制、不利益の示唆など不当な言動をしてはならないのは勿論、職制上の地位を利用した事実上の強制と誤解を招くような言動はしてはならない。」という一文を追加すべきである。	運用基準案Ⅳ1において、プライバシーの保護や基本的人権の尊重等を規定しているところであり、適性評価の事務を処理する者が御指摘の威迫等を行ってはならない旨をあえて規定する必要はないと考えます。
10		適性評価を口実として、当人はもとより親族や友人に至るまで手当たり次第、思想信条から個人的嗜好まで調べ尽くすのは、違法ではないか。	運用基準案Ⅳ1(2)では、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる調査事項以外の事項について調査を行ってはならず、思想信条を調査してはならないことを明記しています。また、家族等に関する調査事項は、氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所に限られています。

11	1 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方	思想信条や政治活動に関する情報を調査対象から除外するために、これらの情報を保有している機関との接触の禁止や違反した場合の制裁などの具体的な措置を明記すべきである。	特定秘密保護法において、適性評価の調査事項を同法第12条第2項各号に掲げる事項に限定しており、運用基準案においても、思想信条等、法定の調査事項以外の事項を調査してはならない旨明記しています。また、同法第16条では適性評価の結果等を特定秘密の保護以外の目的で利用・提供することを禁じており、この旨は運用基準案においても明記されています。運用基準は閣議決定され、全職員を拘束するものとなることから、仮にこれらに違反した場合には、国家公務員法等に基づき懲戒処分その他の措置が講じられることとなりますので、この点について別途規定することは必要ないものと考えます。
12		調査事項以外の調査をするなど、違法な調査をした者については、懲戒処分の対象とすべき。	
13		調査事項以外の事項を調査した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置を講じるべきことを明記すべきである。	
14		適性評価の結果等を特定秘密の保護以外の目的で利用・提供した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置を講じるべきことを明記すべきである。	
15		適性評価の実施に当たって人事担当者の協力や人事管理情報との照合を求めながら、適性評価の結果等を人事評価に利用することを禁じるのは矛盾ではないか。人事評価と適性評価の間の情報交換や担当者間の接触を禁じたり、適性評価の結果等を人事評価に利用した場合の制裁措置を設けるなど、具体的な措置が必要である。	
16		適性評価の実施責任者は、官房長、局長又はこれに準ずる者という人事の責任者であり、適性評価の結果が、事実上人事評価に利用されるのではないか。	特定秘密保護法第16条では、評価対象者の不安感や不信感を払拭するため、適性評価の結果等を人事評価のような特定秘密の保護以外の目的で利用することを禁止しており、これに違反した場合には、国家公務員法上の職務上の義務に違反することとなることから、懲戒処分の対象となり得るものと考えます。 なお、適性評価の実施に当たって人事担当者の協力や人事管理情報等との照合は必要なため、適性評価の担当者和人事の担当者との必要な情報交換やそのための接触は認めることとなります。
17	2 実施体制	適性評価実施責任者及び適性評価実施担当者は、都道府県警察及び公安調査庁から指定してはならず、また、適性評価の実施のための調査活動を都道府県警察及び公安調査庁の職員に担当させてはならないことを明記すべきである。	適性評価は各行政機関の長が実施することとされており、都道府県警察や公安調査庁における適性評価では、その職員が責任者・担当者に指定されます。それ以外の行政機関において、当該行政機関の職員でない都道府県警察や公安調査庁の職員が責任者・担当者に指定されることはありません。また、運用基準案Ⅳ12により、他機関の調査の代行は禁じられます。
18	3 評価対象者の選定	適合事業者の従業者についての適性評価は、「契約後等当該事業者が特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれることとなった後に実施する」とされており、「見込まれる」という状況であっても、契約を締結するために適性評価に進んで応じざるを得ない状況を作り出している。	適合事業者の従業者は、適性評価の実施に同意しないことができ、また、同意をした後でも、適性評価の結果の通知がなされるまでに、いつでも同意を取り下げることができます。
19		適合事業者の従業者の適性評価は、契約前に実施し、その結果に基づいて契約を結ぶべきではないか。	適性評価は、適合事業者の従業者が特定秘密の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった場合等、特定秘密保護法第12条第1項各号に掲げる場合に実施するものであり、適合事業者が行政機関と契約を結ぶことが確実視されない段階でその従業者に適性評価を実施することはできません。
20		適性評価を受ける者の数が大量とならないよう、名簿に登載する評価対象者の要件に関し、「特定秘密管理者は、当該行政機関の職員の職務が現に特定秘密の取り扱う者となるとき」と改めるべきである。	運用基準案Ⅳ1(1)において、評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならないと明記しています。
21		評価対象者の選定において行政機関の長の承認を受けるに当たっては、承認を行うための判断資料の提出を適性評価実施責任者に対して義務づけるべきである。	一般に、行政機関の長の承認を受ける際、必要に応じてその判断の参考となる資料を用意することは当然であり、評価対象者の選定の承認手続についてのみ、あえてこれを義務付ける必要はないと考えます。
22		対象者の選定の基準となる「秘密を取り扱う職員の類型」を例示し、各行政機関の運用に差異がないようにするべきである。	職員の職種にかかわらず、特定秘密の取扱いの業務を行う者が適性評価の対象となります。

23	4 適性評価の実施についての告知と同意	評価対象者を公務員以外まで広げることにより、個人情報の調査だけでも膨大な手間がかかるのではないか。	評価対象者は、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる者等に限定されています。また、調査事項は、法律で定められたものに限定されています。
24		昇格、人事、処遇も含めた報復の不安にさらされることになるため、上司から同意を求められれば、拒否することは困難である。	特定秘密保護法第16条においては、同意をしなかったという事実を特定秘密の保護以外の目的で利用・提供してはならないと規定しており、運用基準案Ⅳ10(4)においても同様の規定をしております。 また、そのような不安を与えないように、同意しなかったこと等を特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供されないことについて告知書に明記しています。
25		家族について調査をするならば、家族全員の同意が必要ではないか。	家族や同居人に関して取得する情報は、氏名、生年月日、住所及び国籍に限られており、これらは、通常、人事管理上の必要により本人から提供されることがある情報であるので、評価対象者本人が同意していれば、家族や同居人の同意を別途取得しなくとも、許容されるものと考えます。
26		同意書の2項(1)ないし(3)毎に同意・不同意の意思表示が可能ないようにするべきである。	「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」の2(1)は関係者に質問し、回答を得ること、(2)は公務所等に照会し、必要な報告を得ること、(3)は(1)及び(2)の場合に、同意書の写しを提示又は交付することについて記載していますが、いずれかの事項について同意が得られなかった場合、実効ある調査が行えないおそれがあることから、同意することができない事項が一つでもあるときは、不同意として取り扱うこととしています。
27		関係者への質問や、公務所等への照会については、その都度同意を得るべきである。	質問や照会を行うごとに個別に同意を得ることについては、多数の適性評価を行う事務処理上の問題があり、かつ、調査の具体的な手法が明らかとなり、以後の適性評価に支障を及ぼすおそれがあることから、適当でないと考えます。
28		派遣労働者が適性評価に同意しなかったり、適性が認められなかった場合には、派遣労働者を雇用する事業主が派遣先を紹介することをちゅうちょするなど、派遣労働者が不利益を被る可能性が大きい。	特定秘密保護法第16条第2項において、派遣労働者を雇用する事業主は、特定秘密の保護以外の目的のために、派遣労働者が適性評価の実施に同意しなかった事実や適性評価の結果を利用してはならない旨規定されており、不利益な取扱いをすることはそもそもできません。 仮に不利益な取扱いがなされた場合には、派遣労働者の保護に係る労働関係法令により定められた諸制度に基づき対応されることとなります。
29		不同意の場合、わざわざ不同意書を提出させる必要はないのではないか。	評価対象者の同意・不同意の意思表示は明示的に書面でなされる方が、誤解をなくすなど事務を円滑に行う上で望ましいと考えます。
30		不同意書のうち、2の記載(「同意しなかった場合に特定秘密の取扱いの業務に従事できないこと」、「特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があること」、「同意しなかったことにより適性評価が実施されなかった旨が適合事業者等に通知されること」)については、配置転換を始めとする不利益処分を予想させるものであり、削除すべきである。	適性評価の実施に同意しない場合に特定秘密の取扱いの業務を行わないポストへの配置換をするなどの措置を講ずることは、適性評価制度において当然に予定されているところであり、不利益処分にも該当しますが、同意しない場合にどのような措置が講じられることになるのかを評価対象者に明示することは、評価対象者が適性評価の実施に同意するか否かを自ら判断する上での材料を提供することになるものと考えられることから、これを削除することは適当でないと考えます。 なお、適性評価の実施に同意しなかったことを特定秘密の保護以外の目的のために利用・提供してはならない旨は、特定秘密保護法第16条及び運用基準案Ⅳ10(4)において規定されています。
31		告知書において、同意しなかった場合や同意を取り下げた場合には、特定秘密の保護のための配置換以外は、不利益な取扱いを受けないことを告知すべきである。	御意見を踏まえ、告知書に以下のとおり明記しました。 「取扱業務が予定されないポストにあなたが配置換となることもあります。 (なお、あなたが適性評価の実施に同意しなかった事実や、同意を取り下げた事実を、特定秘密の保護以外の目的で利用することは禁止されています。) 」
32		不同意書において、不同意の場合に、特定秘密の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること以外には不利益な取扱いを受けないことを明記するべきである。	
33		不同意書や同意の取下書を提出したことにより不利益を被った場合の苦情窓口、救済機関について明記するべきではないか。	特定秘密保護法第16条及び運用基準案Ⅳ10(4)においては、特定秘密の保護以外の目的のために、評価対象者が同意しなかったという情報を利用することを禁止しており、例えば、人事考課のように特定秘密の取扱いに関係しない不利益な取扱いに利用することはそもそもできないこととされています。仮に不利益な取扱いがなされた場合には、特定秘密保護法に基づく苦情申出制度とは別に、国家公務員法や労働関係法令により定められた諸制度に基づき対応されることとなります。

34	4 適性評価の実施についての告知と同意	告知書において、特定秘密取扱者となった場合の義務(故意又は過失を問わず、特定秘密を漏えいしてはならない等)及び罰則も明示すべきである。	御指摘を踏まえ、告知書に以下のとおり明記しました。 「(4) 取扱業務を行う者がその業務により知り得た特定秘密を故意又は過失により漏らしたときは、特定秘密保護法に基づき罰せられることがあります。」
35		評価対象者本人が検討する時間を十分に確保するため、不同意の場合や同意の取下げの場合であったとしても、一定期間はその意向の変更を認めるべきである。	評価対象者が適性評価の実施に同意しなかったり、同意を取り下げた場合には、その者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることができないことから、人事配置を早急に見直さなければならないこともあり得ます。そのため、不同意書や同意の取下書が提出された後、一定期間はその意向の変更を必ず認める、とすることはできません。 なお、かつて同意しなかったり、同意を取り下げた者であっても、その者に特定秘密の取扱いの業務を行わせる必要がある場合には、本人が同意に転じるときは、適性評価が実施されます。
36		告知書で示されている特定有害活動に関する説明のうち、「不当な手段」の定義が概括的過ぎる。	御意見を踏まえ、運用基準案別添1の「適性評価の実施に当たってのお知らせ(告知書)」に、「脅迫、贈賄等の不当な手段」と例示を追加しました。
37		告知書で示されているテロリズムの説明が抽象的で分かりにくい。	御意見を踏まえ、運用基準案別添1の「適性評価の実施に当たってのお知らせ(告知書)」に、「重要な施設その他の物(例えば、国会・政府・裁判所の建物、空港等の交通施設や通信インフラその他の社会インフラ等がこれに当たります。))を破壊するための活動」と例示を追加しました。
38	5 調査の実施	評価対象者本人の自己申告を基にしては、秘密が漏れる可能性が否定できないのではないかと。	適性評価のための調査は評価対象者が記載した質問票の内容を基に行いますが、それ以外にも、評価対象者の上司等が調査票を記載することとなり、これらにより確認等する必要がある場合には、関係者に対する質問を行うなどすることとされています。こうした調査の結果、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうか総合的に判断します。
39		調査事項に関係しない事項の調査の禁止を徹底するために、質問票への回答に対する追加調査を禁止すべきである。	適性評価のための調査は、質問票に記載された事項を基に、疑問点等を明らかにしていくものであることから、質問票への回答に対する追加調査を行うことはあります。
40		関係者への質問は最小限度にとどめると明記すべきである。	関係者への質問は、質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるときに行うものであり、無制限に行われるものではありません。
41		関係者の範囲、関係者に対する調査方法を具体的に明記すべきである。また、関係者の守秘義務について具体的に示すべきである。	関係者の範囲やその調査方法については、個々の事例ごとに異なり得るものであることから、網羅的に明記することは困難です。 また、関係者が調査前から知っている評価対象者に関する情報について、守秘義務を課すことは適当でないと考えます。
42		照会を受けた民間団体が、専ら照会に対し客観的事実を回答するもので、適性評価の判断までは求められてないことを確認したい。	御指摘のとおり、適性評価の判断は各行政機関の長が行うものであり、照会を受けた民間団体等が行うものではありません。
43		照会書の交付について、「ただし、照会先において照会書の交付を要しないとした場合は、この限りでない。」と、書面交付の義務を外しているが、これだと、担当者の恣意によって無限定で照会ができてしまうのではないかと。	運用基準案Ⅳ5(5)イにおいて、照会書は、照会先から「照会書の交付を要しない」との明確な意思表示がなされた場合を除いては、必ず交付することとされており、ただし書の規定により、担当者の恣意的な照会が可能とはなるものではありません。
44		公安警察等が調査の代行を脱法的に行うことを防ぐため、照会先が照会時に保有している情報のみを回答し、照会事項に回答するために新たな調査をしてはならないことを徹底すべきである。	運用基準案Ⅳ12において、他の行政機関が実施する適性評価の調査を代行してはならない旨明記しています。御指摘のような「照会事項に回答するために新たな調査」を脱法的に行うことは認められません。
45		運用基準では、面接などで「疑問点、矛盾点その他の事実を明らかにすべき事項がないかどうかを確認することを基本とし、これにより疑問点が解消されない場合等に、公務所等への照会を行うものとする。ただし、調査を適切に実施するために必要があるときは、これらの手続の順序を入れ替えて実施することを妨げない」として、「調査を適切に実施するために必要があるとき」という不明確な要件で、要件充足の判断手続も明らかでないまま、公務所等に対して調査を行うことが可能とされ、原則と例外が逆になってしまうおそれがある。	公務所等への照会については、運用基準案Ⅳ5(5)アにおいて、「適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等についての疑問点が解消されず、これを確認するなど必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。」と明記されており、必要性に鑑みず無制限になされることはありません。

46	5 調査 の実施	運用基準Ⅳ5(6)アについて、手続の順序を入れ替えることが例外であることを明記すべきである。また、順序を入れ替える場合には、その理由を記録することを明記すべきである。	運用基準案Ⅳ5(6)においては、公務所等への照会は面接等の補充として行うことを本文に、必要があるときにこの順序を入れ替えることを許容することをただし書に定めており、後者が例外的であることは明らかであると考えます。 順序を入れ替えた事実及びその理由については、事務処理上必要があれば、各行政機関において適宜記録されることになります。
47		質問票の質問事項は、評価対象者のプライバシーに配慮し、簡素化すべきである。	いずれの質問事項も評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかを適切に評価するために必要な調査事項であると考えます。
48		犯罪や懲戒処分の対象行為の動機まで質問票に書かせるのはプライバシーの侵害ではないか。	なお、犯罪や懲戒の経歴があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないわけではなく、犯罪行為や懲戒処分の対象となった行為の内容やその動機、時期、再発の可能性等を調査し、これを考慮した上で判断する必要があると考えます。
49		犯罪の経歴について、処罰を受け、更生しているのであれば、調査する必要はないのではないか。	犯罪の経歴があるという事実は、評価対象者の規範を遵守する意識や注意力が十分でないかもしれないことを強く示唆すると考えられることから、これを調査することとしたものであり、刑の執行が終わった後であったとしても、こうした観点から、調査すべき事実であることには変わらないものと考えます。 一方で、過去に罪を犯したことがあることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるわけではなく、個々具体的な事情を考慮して総合的に判断されることとなります。
50		外国籍の人間との婚姻を適性評価上の重要項目としているのは憲法違反である。	配偶者の国籍については、評価対象者への外国の情報機関等の働き掛けの有無を調査するための参考とするためこれを調査することとしていますが、外国籍の者と婚姻関係にあることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるわけではありません。
51		「特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバー」であるかどうか、その「団体の設立目的・団体の主な活動」、その団体の「メンバーである理由」等を記載させることは、思想・良心の自由を保障する憲法に違反する思想調査である。	特定有害活動やテロリズムを行う団体に所属しているかどうかを調査することは、評価対象者が特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないかどうかを適切に評価する上で極めて重要であり、憲法に違反しないと考えてます。
52		スパイの多くは女性でハニートラップにかけるのが常套手段と言われているが、これを防ぐための手立てがなく、きちんと法が運用されるのかが疑問である。	異性関係は調査事項とはなっておりませんが、例えば、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる調査事項である「特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項」との関係で、いわゆるハニートラップの事実がある場合には、特定有害活動との関係において、その事実について調査することはあります。
53		「薬物の濫用及びその影響に関する事項」、「精神疾患に関する事項」、「飲酒についての節度に関する事項」を調査することは、精神疾患患者等が「本人にその意図がなくても特定秘密を漏えいするかもしれない」という差別意識に基づいたもので医学的根拠はなく、認められない。	調査事項に該当する事実があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるわけではありません。その具体的状況、時期、再発の可能性等を踏まえ、必要な場合には医療機関等に照会し、専門的な所見を求めながら個々具体的に判断することとなります。精神疾患患者等に対する差別意識に基づいて定められたものではありません。
54		医療従事者から患者の情報を提供させることは、医師の守秘義務違反に当たるのではないか。	特定秘密保護法第12条第4項に照会権限が法定されており、また、照会が行われることがある旨事前に評価対象者に告知を行い、その同意を得ることとしていることから、照会に応じて必要な報告を行っても、守秘義務違反にはなりません。
55		医療機関への照会を制度化することにより、医師を信頼してありのままを話すことができなくなり、また、医療機関に行くこと自体を躊躇することになりかねない。	適性評価の実施に当たっては、告知書により評価対象者に精神疾患に関する事項等について調査を行うことを告知した上で、本人の同意を得ることとしています。医療機関に照会がなされることがあり得ることも理解した上で適性評価の実施に同意した者が、受診を避けるようなことはないものと考えます。 なお、精神疾患についての受診歴があること等をもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するものではなく、精神疾患の具体的症状、その後の治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、個別具体的に判断することとなります。
56		精神疾患を調査事項とすることにより、精神疾患に対する偏見、差別を助長することになるのではないか。	精神疾患があることをもって直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するものではなく、精神疾患の具体的症状、治療の経過、再発の可能性等を踏まえ、必要な場合には医療機関に照会し、専門医の所見を求めながら個々具体的に判断することとなります。精神疾患患者全てについて、自己を律して行動する能力が十分でなく、特定秘密を漏らすおそれがあるとみなすことはありません。

57	5 調査 の実施	医療福祉業務のため、患者の権利保証のため、福祉の充実のために集積されている、医療情報、生活歴、学歴、家族歴といった精神科医療に関連する個人情報があるように適性評価のために提供し得ることになり、精神科医療に対する信頼の根幹を国家が自ら破壊するものである。	精神疾患に関する事項については、精神疾患により、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかどうかを調査することとしており、医療機関に照会する際は、調査に必要な範囲で報告を求めることとなります。 なお、照会は評価対象者本人の同意に基づいて行われます。
58		関係者への質問や、公私の団体への照会等の調査の中で、精神疾患等により医療を受けている者のプライバシーを周囲に暴露することになり、対象者の自尊心と生活を大きく傷つけることとなりかねない。	質問、照会等の調査は、評価対象者の同意に基づいて行われますが、調査内容を関係のない者に教えることはなく、プライバシーを不当に侵害することのないよう留意して調査に当たることは当然と考えます。
59		精神科医に照会を行っても、症状や治療経過と「特定秘密を漏らすおそれ」に医学的関係はないので、評価の核心部分である「特定秘密を漏らすおそれ」について回答することは不可能であり、無意味な調査となる。	精神疾患に関する事項については、精神疾患により、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈しているかどうかを調査することとしており、医療機関に対しては、評価対象者の具体的な症状、治療の経過、再発の可能性等について照会することとなります。「特定秘密を漏らすおそれ」がないかどうかは、行政機関の長が、照会結果を参考としつつ判断します。
60		照会を受けた公務所等が、対象者の思想信条や宗教に関する事項を回答してはならないことや、照会先が照会時に保有している情報のみを回答することを明示すべきである。	特定秘密保護法に基づく照会は、同法に定められた調査事項以外の事項について行うことはできないことから、照会を受けた公務所等が照会を受けた事項以外の事項をあえて回答することはないものと考えます。
61		照会事項を広範にすることによって、事実上調査の代行が行われることを防ぐため、照会し得る事項を具体的に定めるべきである。	照会は、特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる調査事項についてのみ行われますが、照会する必要が生じる事項や照会先を網羅的に記載することは困難です。 運用基準案Ⅳ12において、調査の代行を行ってはならない旨を明記しており、また、運用基準案Ⅳ5(5)において、「評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等についての疑問点が解消されず、これを確認するなど必要があるとき」に照会を行うこととし、行政機関以外への照会は調査のための補完的な措置とすることとするなど、照会についても一定の制限を設けています。
62		公務所等への照会を行う場合の照会先、照会の要件を明確にすべきである。	
63		通信事業者に照会して、通信の内容を報告させることが考えられるが、不当である。	通信の内容について、照会を行うことはありません。
64		適性評価を行うに当たって、本籍を聞く必要はないのではないか。	公務所等への照会を行う必要がある場合等に、本籍が必要となることがあります。
65		中退の理由まで聞く必要はないのではないか。	特定秘密保護法第12条第2項各号に掲げる調査事項に関し、評価対象者の過去の行動や状態を調査する上での参考として記載を求めることとしています。
66		病院・薬局の診療録(カルテ)は5年間の保存義務が課せられており、診療力以外の処方せん等は2年間の保存義務が課せられている。「薬物の濫用及び影響」と「精神疾患」については、こうした保存期間に合わせるべきである。	評価対象者本人の適性を適切に評価するためには、直近2年ないし5年だけの調査では不十分であると考えます。 照会先においては、照会時に保有している情報により回答すれば足り、行政機関の長は、照会結果を参考としつつ、他の調査の結果判明した事実と合わせ、総合的に判断することとなります。 なお、医師法等の規定は、必須保存期間を経過した場合に直ちにカルテ等を廃棄すべきである旨を定めたものではないと考えます。いずれにせよ、調査は質問票等の記載事項を基に、評価対象者に面接を行うなどして疑問点等を確認するものであり、照会も含め、様々な調査手続により取得した情報を踏まえ、総合的に評価されることとなります。
67		国税や保険料の滞納については、本人請求に係る納税証明書ですら過去3年分しか発行されないことから、調査対象期間は3年間とすべきである。	
68		滞納や自己破産、民事執行等については、調査期間を過去3年以内に限定すべきである。	
69		「飲酒についての節度」については、「けんか等のトラブル」よりも「泥酔による記憶の欠落」や「過度の飲酒による判断力の低下」等の方が秘密保全上重要ではないか。	

70	5 調査の実施	「信用状態その他の経済的な状況」についての調査に当たり、「親族の医療・介護」や「冠婚葬祭」のための借入れも、住宅や車両の購入目的の借入れと同様に調査の対象から外すべきである。	「住宅、車両、耐久消費財の購入」や「教育」のための借入れは、多くの人が生活を営む上で計画的にこれを行うことが多いと考えられるため、その記載を要しないこととしたものです。他方で、医療・介護等のための費用は予見することが比較的困難であり、経済状況の悪化を招く可能性もあることから、その記載を求めることとしています。 なお、医療・介護等のための借入があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されるわけではありません。
71		債務の残高は、100万円を超える場合のみ記載させるべきである。	過去の情報漏えい事件には、経済的な事情を動機とするものがあつたことに鑑みると、住宅や車両の購入といった一般的な目的とは異なる目的で多額の債務を抱えている者は、特定秘密を漏らすおそれがあると評価し得るところ、評価に当たっては、本人の資力、借入れの理由、額その他の事情を総合的に見る必要があり、一定額以下の借入れを除外することは難しいと考えます。 他方、御意見の趣旨を踏まえ、 クレジットカードを使用して商品等を購入した場合に発生する信販会社等に対する短期的な債務を、要記載事項から除くこととしました。 なお、債務があることをもって、直ちに特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断するわけではなく、その具体的な内容や目的、時期等個々具体的な事情を考慮し、総合的に判断します。
72		質問票において、過去に適性評価を受けて「適性なし」とされたことがあるか、との質問項目があるが、生涯その事実がついて回るとすれば不当である。	質問票の当該項目を削除しました。 なお、過去の適性評価において、特定秘密を漏らすおそれがないと認められないと判断されたことにより、以後の適性評価も同様の結果となるわけではありません。
73		対象となる知人その他の関係者を例示し、かつ、質問票にも質問や資料提出を求める知人その他関係者の記載欄を設けるべきである。	告知書において、「あなたの上司や同僚等の知人その他の関係者」と例示を行っています。 質問票や調査票の記載内容等を基に調査を進めていく中で、質問を行うべき関係者が定まってくることから、質問票に関係者の記載欄を設けることは適当でないと考えます。
74		調査票は疑問点が生じていなくても記載を求めることとされているが、必要に応じ、個別に質問を行い、回答を求める形にすべきである。	自己申告だけを基にして適切な調査を行うことは困難であると考えます。
75		調査票の提出を求められた評価対象者の上司や人事担当課の職員らは、自己の職務上の知見及び職務上アクセスすることができる記録の記載のみに基づいてこれを作成する旨明記すべきである。	調査票において、「記載に当たっては、あなたが把握している事実に基づき、あなたの所見をありのままに記載してください。」と記載しています。
76		誓約書において、「故意・過失を問わず罰せられることがある」と記載されているが、故意・過失を問わずに罰せられることはないにもかかわらず、無過失の場合でも罰せられる記載になっているのではないか。	無過失でも罰せられるように読める表現であるとは考えていませんが、御意見を踏まえ、「 故意又は過失により 特定秘密を漏らしたときは、 故意・過失を問わず 罰せられることがあること」と修正しました。
77		質問票等の資料の作成時間、面接、研修等に要する時間は労働時間である旨明記するとともに、適性評価に供する資料のコピー等(本人負担部分)にかかる費用については、対象者本人が請求した場合、担当する行政機関が支払うことを記載するべきである。	適性評価の手續に要する時間の取扱いや費用の負担については、事業に必要な他の行政手續にかかる時間や費用と同様に、各事業者において適切に判断されるものと考えます。
78		適性評価実施以前に行われていた各省庁における調査は廃止することを明示すべきである。	特定秘密保護法制定前から「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)に基づき実施されている適格性確認制度については、特定秘密保護法施行に伴い廃止することを予定しています。
79	6 評価	評価の視点として掲げられたもののうち、「規範を遵守して行動することができるか」、「自己を律して行動することができるか」、「職務の遂行に必要な注意力を有しているか」、「職務に対し、誠実に取り組むことができるか」については、一般的な人事評価の視点であり、適性評価の視点としては必要ない。	運用基準案Ⅳ6(1)のアからキに掲げるものは、程度の濃淡はあっても、いずれも漏えいのおそれを総合判断するために必要なものであり、調査により判明した事実をどのような視点から評価するのか具体的に示すことが、適性評価の適切な実施や評価対象者の理解にも資すると考えます。
80		評価の際に、「対象行動等の背景及び理由」を考慮することとなれば、評価対象者の思想信条に立ち入る危険性が高いことから、この項目を削除するべきである。	評価対象者の思想信条に立ち入って調査することは厳に慎まなければならない旨、運用基準案Ⅳ1(2)に明記しています。

81	6 評価	特定の熟練労働者以外に技術を伝承させない事例もあり、これらが特定秘密を取り扱えない場合には作業に従事する者がいなくなることもあり得ることから、下請け、孫請けとして部材・部品を製造している事業者・労働者に対する「特別な措置」を記載するべきである。	事業者の作業推進上不可欠な技術を持つ者であるからといって、特定秘密を漏らすおそれがある者に特定秘密の取扱いの業務を行わせることは、適当でないと考えます。
82		適合事業者において、数年単位で実施している人事異動や、新任者の配属に支障を来すことのないよう、適性評価に要する時間を短くするべきである。	適性評価の実効性を確保しつつ、その実施に過度に時間を要することのないよう配慮していきたいと考えます。
83	7 結果等の通知	結果の通知に際して、特定秘密を漏らすおそれがないと判断された具体的事情も本人に通知すべきである。	適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合に、その理由を通知することとしているのは、これを通知しなかった場合に、評価対象者が適性評価制度に対して不信感を抱くことになりかねないためであり、特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に対してまで、具体的事情を通知する必要はないものと考えます。
84		理由の通知の希望を確認する際には、本人の自由意思が制約されることのないよう配慮すべきである。	運用基準案別添2-1の「適性評価の実施についての同意書」において、評価対象者本人が理由の通知を受けることを希望しない旨の欄に自ら進んでチェックをしない限り、理由が通知されることとなります。チェックをするかしないかは、評価対象者本人の意思に委ねられており、これが制約されることはないと考えます。
85		法第13条第4項の「適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において」については、第三者の保護等限定的に解すべきであり、評価基準や調査の着眼点、評価方法等についてはできる限り評価対象者に明らかにすべきである。	理由の通知は、適性評価制度の信頼性を確保する観点から、可能な限り具体的に行う必要があるものと考えます。 一方で、調査の着眼点や情報源、手法等が明らかとなることで、特定秘密を漏らすリスクがあることを隠そうとする者を利することとなったり、関係者からの以後の協力が得られなくなったりするおそれがある場合には、具体的な事実等を示さないことも許容されるべきであると考えます。
86		結果の理由の通知に当たっては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められない具体的事実及びそれを認定した資料についても記載すべきである。	
87		適合事業者において、適性評価の結果が行政機関から伝達された後、どの立場の者までこれを承知すべきか明確にすべきである。	特定秘密保護法第16条第2項において、適合事業者は、特定秘密の保護以外の目的で行政機関の長から通知された評価対象者の適性評価の結果等を利用してはならないとされています。また、適性なしと評価されたとき、その判断理由は評価対象者本人以外には通知されません。 かかる規定の下、適性評価の結果を事業者内のどの範囲に伝えるかは、各事業者において適切に判断されるものと考えます。
88		規模の小さい事業所であれば、例え評価結果が評価対象者本人にしか通知されなくても、適性なしとされた理由も含めて公然の秘密となる可能性が高く、然るべき保護措置が必要である。	
89		誓約書の(2)において、「特定秘密に係る文書の紛失等特定秘密の漏えい又は漏えいのおそれがあると認められる事情が生じた場合には、速やかに当該特定秘密に係る特定秘密管理者に報告するとともに、必要な調査に協力すること」とあるが、当該事情は当該特定秘密取扱者に生じた事情に限定されることを明確にすべきである。	特定秘密を取り扱う者として、特定秘密の保護に努める必要があり、例えば、他の者が特定秘密を漏らそうとしていることを認めた場合には、当然これを管理者に報告する必要があると考えています。
90	8 苦情の申出とその処理	苦情処理窓口は、各省庁から独立してこれを設けるか、これができない場合には、苦情処理責任者と適性評価実施責任者が同一人とならないようにすべきである。	運用基準案において、苦情処理の担当者には当該適性評価の調査に直接従事していなかった職員を指定するルールを設けることにより、苦情処理の実効性・効率性を確保しつつ、適性評価の調査の方法や、それにより認定した事実関係を客観性をもって検証し、適切に再検討することができるようにしているところです。
91		適性評価において情報提供を行った者についても、苦情処理担当者とするべきではない。	
92		苦情処理担当者に、当該行政機関以外の者を加えるべきである。	

93	8 苦情 の申出と その処理	苦情申出は口頭でもできるようにすべきである。	苦情の内容を正確に把握した上で処理する必要があるため、書面によるべきであると考えます。
94		苦情申出者に意見陳述、資料提出の機会を保障すべきである。	御意見を踏まえ、運用基準Ⅳ8(3)に以下のとおり記載を追加しました。 「ウ 苦情申出者が(2)アにより申し出た苦情について意見を述べ、又は資料を提出することを希望したときは、苦情処理担当者は、その機会を与えなければならない。」
95		苦情の申出があった場合、申出者の所属する組織全体の賃金帳簿、労働条件に関する書類、昇任等の人事処遇に関する資料等を苦情申出者及び苦情処理責任者に提出させるべきである。	特定秘密保護法第14条第1項による行政機関の長に対する苦情の申出は、適性評価の結果その他評価対象者について実施された適性評価について行うことができるものです。他方で、適性評価の結果に関連して事業者が行った人事措置等に関する苦情については、労働関係法令に基づく既存の制度により対応されることになるものと考えます。
96		苦情の申出を理由とした不利益な取扱いに、「昇格・昇給の遅延」、「労働強化」、「定年延長又は再雇用契約の締結拒否」、派遣労働者について「契約解除・雇止め」なども加えるべきである。	運用基準Ⅳ8(2)イにおいて列挙する解雇、減給等の措置は、不利益な取扱いの例示であり、特定秘密保護法第14条第3項に規定されているとおり、苦情の申出を理由とした不利益な取扱いは一律に禁止されています。
97		苦情の申出を理由として不利益な取扱いを受け、これが是正されない場合、当該企業への「取引停止」、「入札参加資格停止」措置等の具体的な対応についても記載すべきである。	個々具体的な事情に応じ、各行政機関において適切に判断されるものであり、一律に御指摘の措置を講じるべきことを定めることは適当でないと考えます。
98		苦情申出者に対し、適性評価実施担当者から聴取した判断の根拠等に関する事項を開示すべきである。	特定秘密保護法第13条第4項において、適性評価の結果、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなかった場合には、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内においてその理由が通知する旨規定されています。
99		苦情の申出を理由とする不利益取扱いの禁止を担保する具体的な仕組みを整備し、評価対象者に対して明示すべきである。例えば、苦情の申出を理由とする不利益取扱いに対する具体的な救済方法を苦情申出者に教示することや、不利益取扱いをした者に対する懲戒処分等の制裁が考えられる。	苦情の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことは、特定秘密保護法第14条第3項に明記されており、また、運用基準案Ⅳ8(2)イにおいても同様の規定が置かれているほか、運用基準案別添9の「適性評価結果等通知書」において、評価対象者及び適合事業者に対してその旨を通知しています。
100		苦情の申出を理由として不利益な取扱いを受け、これが是正されない場合、労使協議、都道府県労働局長による助言・指導、紛争調整委員会によるあっせん等で争うことができる旨記載すべきである。	仮にそのような不利益な取扱いがなされた場合には、苦情申出者は、国家公務員法や労働関係法令に基づく既存の制度により適切に保護されるものと考えます。
101		苦情処理の結果を通知する際、判断の根拠となった事実やその評価について記載すべきである。	御意見を踏まえ、運用基準案Ⅳ8(4)に以下のとおり記載を追加しました。 「イ 苦情処理の結果を通知する際は、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明するものとする。ただし、苦情申出者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、結果の通知によって、適性評価の調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げることとならないようにしなければならない。」
102		苦情処理に要する期間を具体的に定めるべきである。	苦情処理に要する期間は、個々の苦情内容により異なることが予想されるところ、標準的な処理期間を設定することにより、必要な調査を行わないこととしたり、逆に、不必要に調査に時間をかけたりすることが懸念されます。そのため、当面は標準的な処理期間を設けないこととしています。
103		適性評価に当たっては、本人以外の者、機関からの異議申立てと、損害賠償請求権等人権侵害を生じさせない仕組みを作るべきである。	本人以外の者であっても、適性評価に関する苦情がある場合には、これを受理して誠実に処理する旨を運用基準案Ⅳ8(5)において規定しています。なお、万が一適性評価の調査等によって損害が生じた場合には、国家賠償法に基づく賠償請求が可能です。

104	9 適性 評価実施 後の措置	「行政機関の職員が特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合の措置」において、「特定秘密を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと」が認められた場合には特定秘密管理者に報告することとされているが、上記の事情は不明確であるので、見直し又は削除する必要がある。	特定秘密管理者に報告されるべき事情は運用基準案Ⅳ9(1)アの(ア)から(ク)において具体的に規定していますが、これ以外にも特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる事情に該当する可能性のある事情はあるものと考えられ、これが特定秘密管理者に適切に報告されなければ、本来特定秘密の取扱いの業務を行うべきでない者が引き続き当該業務を行うことになりかねず、秘密の漏えいが懸念されます。そのため、報告漏れが起こることのないよう、この項を置きました。
105		職員の上司等は、特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当する可能性がある事情がある場合には特定秘密管理者に報告することとされているが、評価対象者の日常の行動を常時監視することになるのではないか。	職員の上司等が日常の業務・人事管理の範囲内で把握した事情を報告すれば足り、評価対象者の「行動を常時監視する」とを求めるものではありません。なお、職員本人についても、同様の事情がある場合には、誓約書に基づき申し出ることとされています。
106		特定秘密保護法第12条第1項第3号に該当すると認める理由は、詳細かつ具体的な根拠に基づき、漏えいするおそれが相当程度に認められるものでなければならぬと明記すべきである。	特定秘密保護法第12条第1項第3号に掲げる事情は、適性評価を開始すべき事情を定めたものであり、御指摘の「詳細かつ具体的な根拠に基づき、漏えいするおそれが相当程度認められる」かどうかについては、その後の調査によって明らかにされるべきものです。
107	10 適性 評価に関 する個人 情報等の 管理	適性評価の実施に当たって収集した個人情報の管理基準が個人情報保護の観点から不十分である。	運用基準案Ⅳ10(2)において、適性評価に関する文書等に含まれる個人情報の管理については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める個人情報の適切な管理のための規程によることとされており、これにより、適性評価の実施に当たって取得した個人情報は適切に管理されるものと考えます。
108		公務員の個人的所作が様々な形で職場にさらされることは人権上問題である。	適性評価の手続には限られた者しか関与できないことを運用基準案Ⅳ2(3)に、法令に規定する場合を除き、適性評価の実施に当たって取得する個人情報を特定秘密の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならないことを特定秘密保護法第16条及び運用基準案Ⅳ10(4)において明記しています。
109	12 適性 評価の実 施に関す る関係行 政機関の 協力	「代行してはならない」とされている部分は、「一部又は全部を代行してはならない」とするべきである。	運用基準案Ⅳ12において、「行政機関の長は、他の行政機関の職員及び他の行政機関が契約する適合事業者の従業者に ついての適性評価の調査を代行してはならない」と規定されていますので、調査の一部を代行することも認められません。

○ 運用基準(案):V 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための措置等

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	適正を確保するための重層的な仕組みとして、内閣保全監視委員会(仮称)、独立公文書管理監(仮称)及び情報保全監察室(仮称)を設置するなどとはお遊びである。3つもつくと責任者不在になり機能しない。	特定秘密保護法においては、国会での幅広い御議論を経て、特定秘密の指定等の適正を確保する仕組みとして、第18条第4項の規定が設けられ、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、統一的な運用基準に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとされています。内閣保全監視委員会は内閣総理大臣がこのような役割を果たすことに資するために設置するものです。 これに加え、附則第9条の規定が設けられ、政府は、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置等について検討することとされました。この新たな機関について、与野党4党の合意により、上記の第18条第4項の仕組みとは別に、内閣府に情報保全監察に関する機関を設置することとされ、これを踏まえて設置することとしているのが、特定秘密保護法を所管する内閣官房とは別の内閣府に置かれる独立公文書管理監及び情報保全監察室です。 閣議決定する運用基準案において、内閣府独立公文書管理監は、各行政機関の長から報告を受け、検証・監察を行い、特定秘密の指定の解除や特定秘密が記録された文書の適正な管理等の是正を求めるものとしており、各行政機関の長は、適切な措置を講じた上で独立公文書管理監に報告することとなります。閣議決定は、内閣の意思決定として、その構成員たる国務大臣はもとより、内閣の統括下にある全ての行政機関を拘束するものであり、行政機関の職員はこれに従って職務を執行する責務を有します。したがって、内閣府独立公文書管理監は、各行政機関との間で緊張関係を保ちながら、特定秘密の指定等の適正を確保するための検証・監察等の事務を実効的に行うことができるものと考えています。 行政機関の長が内閣府独立公文書管理監からの特定秘密の提供の要請に応じないときは、その理由を疎明しなければならず、その疎明内容もチェックされることとなるため、相当の理由なく提供を拒むことはできません。 内閣府に置かれるチェック機関の構成員について、具体的な人員配置は今後の検討課題ですが、個別具体的な特定秘密の指定等の適否を確認する作業には、行政実務に精通していることを前提として高度な専門的判断を要することから、構成員から行政機関の職員を排除して実効的なチェック機能を果たすことは困難であると考えます。 なお、米国の情報保全監督局と各行政機関との関係は、大統領令において具体的に規定されていますが、その中には、行政機関の長が情報保全監督局長にアクセスを拒否することを大統領に勧める際の手続についての規定があるなど、必ずしも情報保全監督局が各行政機関に対して強制的な権限を有しているわけではないと理解しています。
2		監視の仕組みについて、内閣保全監視委員会と独立公文書管理監及び情報保全監察室との関係が分からず、どのような分掌になるのか全く不明であるので、一つに統一すべき。	
3		省庁再編で公務員を削減したと思えば、ここ数年、徐々に以前はなかった機関ができています。今回もまた内閣保全監視委員会(仮称)や独立公文書管理監(仮称)をつくり、局に格上げし、機関を増やすのか。その時の内閣の方針でどうしても変わる機関なら不要。	
4		特定秘密保護法は、特定秘密の取扱いの適正確保を担うべき独立した監視機関の設置に関する規定を完全に欠いており、きわめて問題である。この点、政令案や運用基準は、「適正確保の仕組み」と称して、監視機関に類する機関の設置を定めているが、いずれも内閣において改廃・変更が可能なものであって、行政機関による特定秘密の恣意的運用を抑止するための制度として根本的な問題を抱えている。	
5		チェック機関は政府から独立した機関であるべき。例えば、この組織を国立公文書館の管轄にしたり、行政機関職員を含まない有識者、法曹関係者、報道関係者等で構成する独立機関とするなどの工夫が求められる。	
6		行政機関の長が特定秘密の提供の求めに応じないことがあることや、求めに応じない場合に疎明すべきことが「著しい支障を及ぼすおそれがないと認められないこと」であることも含めて、内閣府独立公文書管理監の権能が、特定行政文書ファイル等の監察にとどまっていることは不十分である。	
7		米国の情報保全監督局並みの強制的な権限をもった第三者機関を設置するよう修正すべき。	

8	1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	内閣保全監視委員会は実質的な監視機能を果たさないため、名称をふさわしいものに変えるべき。	内閣保全監視委員会は、特定秘密保護法第18条に基づく内閣総理大臣の指揮監督を補佐する立場から、行政機関の長に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正を求めるものとしており、監視機能を有する会議体として設置するものです。したがって、予め定める事務としては、本運用基準案Ⅴ5に記載しているとおりですが、内閣総理大臣による指揮監督の必要に応じ、柔軟にその機能を果たしていくこととなります。また、官房長官を長として複数の関係行政機関の事務次官級により構成することによって、運用状況の共有を図り、課題の抽出を図るほか、専門的見地から、複眼的に運用の適否をチェックすることが可能であると考えます。
9		内閣保全監視委員会の権能については、法の逐条解説で「特定秘密の指定・解除等について、内閣総理大臣がチェック機関としての役割を果たすことに資する組織」と説明されているが、判然としない。委員会の権限や内閣総理大臣との分掌について明確に規定すべき。	
10		内閣保全監視委員会ついては、どのように役割を遂行し、内閣総理大臣の指揮監督の補佐・代行を行うのか、という機能や活動を示すものがない。そのため、名称に入っている「監視」という機能がどう発揮されるのか、効果的かつ機能的なものであるのかなどについて検討する材料が示されていない。監視機能は設ければよいというものではなく、どのような機能と効果が具体的に発揮されるのかという方策とともに示されるべきものである。どのような端緒や頻度、何をもって監視機能を発揮するのかについて、基準案に追加して具体的機能を明らかにすべき。	
11		内閣保全監視委員会はいずれの行政機関にも偏ることなく判断する、とされているが、具体的にどのような形でかかる判断が可能か一切示されていない。少なくとも省庁の出向者による場合には到底公正な判断は期待できない。	内閣保全監視委員会は、特定秘密保護法第18条に基づく内閣総理大臣の指揮監督を補佐する立場から、行政機関の長に対して資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは是正を求めるものとしており、監視機能を有する会議体として設置するものです。特定秘密保護法第18条第4項は、内閣総理大臣は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関し、その適正を確保するため、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとしており、これを補佐する内閣保全監視委員会が、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関して一体としてその役割を担うことが適切であると考えます。
12		特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行のために、内閣保全監視委員会（庶務は内閣情報調査室）を設置するとあるが、情報保護と情報解除という情報の取扱のチェックと、適性評価の公正さのチェックはかなり性質が異なるので、部署は分けた方がよい。また、適性評価の実施を報告を求める機関と、情報の指定や解除の実施報告を求める機関とが同一であるが、情報の取扱と適性評価の実施は性格が異なっており、部署は分けた方がよい。 性質の異なる実務を同一部署が担う場合には、実務が正確に出来ない場合と、権限の集中により運営が強権化される可能性が見出せる。特に後者については法案審議において指摘されている。	
13		内閣官房内閣情報調査室は、内閣保全監視委員会（仮称）の庶務担当部局には相応しいとは思われないので、別途庶務担当部局を設けるべき。	内閣情報調査室の事務を掌理する内閣情報官は、特定秘密保護法附則第7条による内閣法の改正により、特定秘密の保護に関する企画立案・総合調整に関する事務を掌理することとされました。これを踏まえ、特定秘密保護法第18条第4項に基づく内閣総理大臣の行政各部に対する指揮監督を補佐するための会議体である内閣保全監視委員会の庶務を内閣情報調査室が担うこととしています。
14		監視機関としての情報保全諮問会議の権限強化を求める。秘密の内容を知ることができること、秘密指定の解除ができること。この2つの権限を与えることによって独立公文書管理監の上位に位置づける。当然行政機関も情報保全諮問会議の決定には従わなければならない。	情報保全諮問会議については、特定秘密保護法施行後には、同法第18条第3項の規定に基づき、毎年、内閣総理大臣が同法の運用状況を報告し、御意見を伺い、頂いた御意見とともに、国会に報告することとされており、同会議は本法の運用状況をチェックする役割を担っています。 個別の特定秘密の指定等については、特定秘密保護法第18条第4項の規定に基づき内閣総理大臣が、また、附則第9条の規定により設置する機関が、それぞれの立場でその適正の確保を図ることとなり、具体的には、運用基準案に記載しているとおり、内閣保全監視委員会と内閣府独立公文書管理監・情報保全監察室がその役割を適切に果たしていくこととなります。

15	1 内閣官房及び内閣府の任務並びにその他の行政機関の協力	内閣保全監視委員会(仮称)について、「内閣保全監視委員会(仮称)の構成その他必要な事項は、別に内閣官房長官が定めるものとする」と書かれている。政府は「内閣保全監視委員会(仮称)」に重要な位置付けを与えているにもかかわらず、「内閣保全監視委員会」はパブリックコメントの対象になっていない。安倍政権が、重要と位置付ける「内閣保全監視委員会(仮称)」は国民から意見も聞くこともなくつくられようとしている。これでは施行に向けてのアリバイつくりのためのパブリックコメントと言われても仕方がない。	内閣保全監視委員会の主要部分については、運用基準案において、同委員会の任務や事務として、特定秘密の指定等の適正を確保するための事務の公正かつ能率的な遂行を図るものであること、内閣総理大臣が行政各部を指揮監督するに当たり、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出及び説明を求めることができ、必要があるときは是正を求めるものとする等と記述し、パブリックコメントの対象として御意見をいただいているところです。なお、構成員や細目については内閣官房長官に委ねていますが、このうち、構成員については、パブリックコメントのウェブページに掲載している説明資料において、内閣官房長官を長としてインテリジェンスコミュニティの事務次官級を中心に構成する旨補足させていただいています。
16	3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	チェック機関の人選の基準を明確にすべき。	内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の構成員に外部有識者を充てることは一つの考え方であると考えますが、個別具体的な特定秘密の指定の適否の確認や特定秘密が記録された行政文書の管理の確認の作業には、行政実務に精通していることが必要であると考えます。いずれにせよ、内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の構成員について、具体的な人員配置は今後の検討事項であり、専門性等の観点を踏まえつつ、チェック機関として適切に機能するよう適切な人材配置を行ってまいります。 内閣府独立公文書管理監・情報保全監察室は20人規模とすることとしており、その中で一律に特定秘密の指定を行う行政機関に戻れないこととすることは、行政機関職員としての適切なキャリア形成の観点等から適当ではないと考えます。米国においても、情報保全監督局の職員が後に秘密指定する行政機関で働くことは禁じられておらず、また、省庁間上訴委員会は関係省庁の幹部級により構成されているものと理解しています。 なお、国民の代表である国会の両院に設置される情報監視審査会に報告する際には、行政機関の長が保存する特定秘密指定管理簿を取りまとめたものを添付する旨運用基準案Ⅴ5(3)イにおいて定めています。
17		独立公文書管理監(仮称)組織は、民間人を登用するなど、官だけの組織にせず民間の声も反映させるべき。	
18		独立公文書管理監組織は、弁護士、法律学者等の外部有識者を過半とすべき。	
19		内閣保全監視委員会(仮称)のメンバーには法曹界など第三者を複数入れることとし、外部からの委員は国会承認を得ること。独立公文書管理監(仮称)の任命、罷免は国会の承認事項とすること。	
20		本来は、より制度的にも運用的にも独立性の高い監視組織を設置すべきであるが、当面の暫定的な措置として、少なくとも、内閣府に設置される情報保全監察室の室員に関しては、特定秘密を取り扱う行政機関の業務を熟知している者を中心に構成できないこととし、行政監察、情報公開、公文書管理など多様な人材を登用すべきであり、その旨を基準で示しておくべき。	
21		チェック機関には学識者のみならず一般市民にも参加枠を設けるべき。	
22		チェック機関の人的独立性を担保するために、出向人事は禁止すべきであり、そのために全ての職員を移籍することと、アーカイブの専門知識を有する専門職員としなければならない。	
23	24	独立公文書管理監の人選は公募した民間人による選考委員会で行い、そこが任免権を持つこととし、当該選考委員会はできる限り公開の場で討論する。	内閣府特命担当大臣の設置は、内閣総理大臣の任命権に属するものであることから、閣議決定で将来にわたり常設することと定めることは適当でないと考えます。なお、内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室の職員の任命については、御指摘のような観点も含め、適切な人材配置を行うことが必要と考えます。
24		運用基準の末尾に、特定秘密を担当する内閣府特命担当大臣を常設することを明記し、さらにその大臣が独立公文書管理監や情報保全監察室の職員を任命する際には、国民からその中立性に疑念を持たれないように努めること、という努力規定を加筆すべき。	

25	3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	独立公文書管理監(仮称)は、ツワネ原則が必要であるとしている独立第三者機関に該当しない。	ツワネ原則とは、私的機関が昨年6月に発表したものであり、各国において立法等の指針を提供するために提言されたもので、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。 その上で申し上げれば、内閣府独立公文書管理監は、国会での議論を受けて、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除について独立した公正な立場において検証・監察するために設けられるものです。このため、運用基準案においては、行政機関の長が内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供に応じない場合には、その理由を疎明しなければならないこととしており、行政機関の長は相当の理由なく提供を拒むことはできません。 また、特定秘密が提供されない場合にも、内閣府独立公文書管理監は、行政機関に対し、特定秘密を明らかにしない形で特定秘密の指定等の必要性の説明を求めることなどはできるため、実効的な検証・監察等を行うことができるものと考えます。 運用基準案は閣議決定することとしており、閣議決定は、各行政機関がこれに従う責務を有することから、これにより、チェック機関の検証、監察等の事務や通報制度の実効性を確保することができると考えます。 なお、米国の情報保全監督局と各行政機関との関係は、大統領令において具体的に規定されていますが、その中には、行政機関の長が情報保全監督局長にアクセスを拒否することを大統領に勧める際の手続についての規定があるなど、必ずしも情報保全監督局が各行政機関に対して強制的な権限を有しているわけではないと理解しています。
26		独立公文書管理監(仮称)の運営が公開か非公開か明確でない。	運用基準案Ⅴ5(1)オにおいて、内閣府独立公文書管理監がとった措置の概要を公表する旨定めています。また、内閣府独立公文書管理監の事務の過程で作成された文書についても情報公開法の適用を受け、同法に基づいて適切に対応することとなります。
27		運用基準案は、内閣府独立公文書管理監(仮称)について「必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる」などとしているが、いかなる法的根拠をもってこのような権限を有しているのか不明である。	内閣府独立公文書管理監は、内閣府設置法第4条第2項の規定(内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務)に基づき、運用基準案に記載された事務を行うこととなります。
28		チェック機関には指定の解除権を持たせるべき。	特定秘密の指定の解除は、法の規定に従い、行政機関の長が行うべきと考えますが、御指摘を踏まえ、Ⅴ3(1)ウに「 内閣府独立公文書管理監は、是正を求めたときは、その内容を内閣保全監視委員会へ通知するものとする。 」との規定を追加し、同様の事案について適切な措置をとるよう主要関係省庁で是正要求の内容を共有することとしました。このことにより、内閣府独立公文書管理監からは是正を求められた行政機関の長がより実効的な措置をとることに資するものと考えます。
29		独立公文書管理監(仮称)は秘密指定解除を要求できるが、省庁は「適切な措置を講じる」とされるだけで要求に従う義務はない。要求に従う義務を明記すべき。	
30		行政機関の長が特定秘密指定管理簿の写しを提出することとされているが、これに従わなかった場合には直接独立公文書管理監が必要な事項を調査できる権限を付与されることが必要である。	運用基準案は閣議決定することとしており、閣議決定は、各行政機関がこれに従う責務を有することから、行政機関の長は内閣府独立公文書管理監に特定秘密指定管理簿の写しを提出しなければなりません。
31		特定秘密指定管理簿には、秘密指定の日付や指定期間、秘密の概要などが記録されるが、「秘密の概要」は中身が分からない程度しか書かれないため、独立公文書管理監(仮称)が不正について容易には立ち入れない。	特定秘密指定管理簿に記載される指定に係る特定秘密の概要については、運用基準案において、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述することとされており、指定された特定秘密そのものではありませんが、どのような情報が指定されたのかについて判別することが可能なものとなります。 また、運用基準案Ⅴ3(1)イにおいて、内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる旨定めています。
32		特定行政文書ファイルが通常の行政文書ファイル管理簿に記載され、その検証の対象に入っているのか明確になっていない。特定行政文書ファイルが通常の行政文書ファイル管理簿の中でレコードスケジュールの確認に回されることなく、また独立公文書管理監(仮称)もその検証をしないとすれば、例えば、特定行政文書ファイル等について保存期間を比較的短期とし、保存期間満了時の措置を廃棄にしておけば、ほぼ自動的に廃棄が行われるのではないかと危惧する。	特定秘密が記録された特定行政文書ファイル等も行政文書ファイル管理簿に記載されるものであり、内閣府によるレコードスケジュール設定の確認についても他の行政文書ファイル等と同様のプロセスを経ます。 また、運用基準案において、毎年1回、行政機関の長は、内閣府独立公文書管理監に対し、特定行政文書ファイル等の1件1件すべてについて、それぞれの保存期間が満了したときの措置(移管又は廃棄の予定)を報告することとしており、これを基に内閣府独立公文書管理監は移管又は廃棄の措置が妥当であるか、検証・監察等を行うこととなります。
33		特定秘密が含まれる行政文書ファイルが「特定行政文書ファイル等」として独立公文書管理監に報告されることになっているが、「行政文書ファイル管理簿」には、特定秘密を含むかどうかは記載されない。そのため特定秘密の指定期間が、行政文書としての保存期間より長い場合、特定秘密の指定期間が終わっていないのに文書が破棄されてしまうおそれがある。	
34		特定行政文書ファイル等の検証に関して、当該文書の廃棄については独立公文書管理監に審査権限を持たせる必要があると思われるが、素案の独立公文書管理監の権限には廃棄に関する検証は明示されていない。	

35	3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	通常の公文書は行政文書ファイル管理簿でレコードスケジュールが設定され、内閣府あるいは国立公文書館からその妥当性についての意見を受ける。特定秘密が記録された特定行政文書ファイルが、果たして適性評価の対象外である国立公文書館の職員の確認に供されるかどうか甚だ疑問である。国立公文書館におけるレコードスケジュールの確認と独立公文書管理監(仮称)による特定秘密の検証において、文書の保存期間と秘密の指定期間の妥当性がセットで検証されるような仕組みが必要。	
36		独立公文書管理監(仮称)による特定秘密あるいはかつて特定秘密だったものを含む行政文書ファイル等の廃棄審査が行えるよう、特定秘密と行政文書の関係を管理できるような仕組みを設けるべき。	
37		特定秘密に指定された情報が秘密の指定期間の途中で破棄されてしまうおそれがある。このような問題を避けるためにも、特定行政文書ファイル等について、特定秘密の指定の整理番号、特定秘密を指定した年月日、有効期間の満了年限などを記載事項として含めることが必要。	内閣府独立公文書管理監が特定行政文書ファイル等の移管又は廃棄(特定秘密の有効期間内の廃棄)の措置を検証・監察するに当たっては、必要に応じ、行政文書ファイル管理簿の記載事項、特定秘密の指定の有効期間等を確認しつつ、その妥当性をチェックすることを考えています。 特定秘密の有効期間が満了し又は解除された後の行政文書ファイル等の国立公文書等への移管又は廃棄の措置については、本運用基準案Ⅴ5(1)に記載している内閣保全監視委員会及び独立公文書管理監への報告事項として、その実施状況を監視していく考えです。
38		特定秘密に係る行政文書は、特定秘密としての指定は特定秘密指定管理簿、行政文書としての管理は行政文書ファイル管理簿、特定秘密に係る行政文書であることを示すものとして特定行政文書ファイル等の管理事項と、少なくとも3つの管理に関連するものがある。特定秘密は、指定期間と行政文書としての保存期間は一体のものではなく、それぞれで期間の設定がされるため、行政文書の寿命と、特定秘密としての寿命をリンクさせて管理すべきである。具体的には、指定管理簿に記載される指定の整理番号を、特定行政文書ファイル等の管理事項に含める、あるいは行政文書ファイル管理簿そのものに含めるべき。 秘密指定の有効期間と行政文書の保存期間については、有効期間の方が短く行政文書の保存期間が長い場合、有効期間の方が行政文書の保存期間より長い場合がある。前者に関しては、行政文書としての保存期間が満了した時点では特定秘密が含まれないが、特定秘密であったものを含む行政文書ファイルは独立公文書管理監による廃棄審査をすべきであり、この場合についても取り出して廃棄審査ができるようなファイルの管理形態にすべき。後者は、特定秘密の指定期間と文書の保存期間の関係について、基準で明確に示しておくべき。保存期間は満了し、行政文書としての現用性がなくなり、かつ移管対象ではない場合は、秘密指定をしたまま廃棄ということになると考えられる。この場合は、特定秘密としての有効期間内に廃棄とすることについて、具体的にその妥当性の審査がされるべきであり、特定秘密としての指定、行政文書ファイル等の管理をリンクさせて独立公文書管理監が検証・監察し、かつ廃棄の審査ができるようにすべき。 移管対象文書である場合は、秘密指定が必要でなくなるまで、行政文書の保存期間を延長するものについては、既に現用性がなくなった行政文書を保有し続ける状況になる。この状態のまま国立公文書館等に移管ないし移送を行うべきであるとともに、特定秘密の指定と行政文書ファイルの管理がリンクする形態で管理を行うべき。 こうした行政文書の保存期間と特定秘密の指定期間との関係については、一般に分かりにくく、しかし文書廃棄に対する懸念が存在する状況に対し、政府として基準において明確にして遵守すべき内容が何かを明らかにすべき。	特定秘密の有効期間の間に当該特定秘密である情報を記録する行政文書ファイル等を国立公文書館等に移管又は移送することは、特定秘密の保護の観点から適当でないと考えます。 特定秘密の有効期間と、行政機関内における行政文書の利用の必要性を踏まえて設定する行政文書の保存期間は必ずしも連動するものではないことから、特定秘密の有効期間と行政文書の保存期間の関係について一律に規律することは困難であると考えます。 なお、特定秘密が記録された特定行政文書ファイル等も行政文書ファイル管理簿に記載されるものであることから、内閣府及び国立公文書館によるレコードスケジュール設定の報告についても他の行政文書ファイル等と同様のプロセスを経るものと考えています。ただし、特定行政文書ファイル等のレコードスケジュールの設定の妥当性について国立公文書館から行政機関が説明を求められた際には、基本的に特定秘密そのものを提供しない形で特定秘密の指定の有効期間との関係も含め、国立公文書館に説明をすることになるものと考えています。
39		公文書管理法に基づく文書管理は行政文書ファイル管理簿に依るが、特定秘密を含む文書は行政文書ファイル管理簿上では識別できない。このため特定秘密を記載(記録)した特定行政文書ファイル管理簿が独立公文書管理監に報告されることになっている。しかし、行政文書の保存期間と秘密指定の期間は一致していないため、解除されずに長期保存している文書を探す場合などそれらの管理簿が連動する構造になっていないと、担当者(主に後代の担当者)にとって大きなロスが生じる可能性がある。基準案ではこれをどのように担保するのかが不明であり、混乱が起きる公算が高い。	特定秘密の保護措置をとる中で、特定秘密である情報を記録する文書は当該特定秘密の指定と関連付けて管理することとなるものと考えられるため、御懸念のような事態は当たらないものと考えています。

40	3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	指定の有効期間が通じて25年を超える特定秘密を記録するものについては、万が一にも歴史公文書等を廃棄することのないよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないか否か特に慎重に判断するものとしている点について、行政機関でない機関がチェックすべき。	公文書管理法上、歴史資料として重要なものである否かについての判断は行政機関の長が行い、歴史公文書等に該当しないものの廃棄に当たっては、内閣総理大臣に協議し、同意を得ることとされています。運用基準案も、このような公文書管理法上の制度に沿うものです。 他方、行政文書ファイル等のうち特定秘密である情報を記録するものについては、内閣府独立公文書管理監による検証・監察・是正の対象となり、また、そのような行政文書ファイル等の廃棄件数等については国会への報告及び公表の対象となることから、的確な運用が図られることとなると考えます。
41		特定秘密が記録された文書について廃棄してはならない基準を法律で定めなければ、独立公文書管理監(仮称)の設置は意味をなさない。	特定秘密が記録された行政文書ファイル等も、公文書管理法の適用を受け、廃棄に際しては内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとなります。 その基準は、他の行政文書ファイル等と同じであり、公文書管理法上の歴史公文書等に該当するかどうかということになります。
42		特定秘密の緊急廃棄を行った場合に、行政機関の長及び独立公文書管理監(仮称)ないし内閣保全監視委員会(仮称)に報告することを定め、例外的な廃棄が行われたことがきちんと報告されること、そしてその理由が妥当だったかどうか、チェックが行われるような制度にすべき。	御指摘を踏まえ、運用基準案Ⅱの6「指定した特定秘密を適切に保護するための規程」を以下のとおり修正し、施行令第12条第1項に規定する規程に緊急廃棄をした際の報告等の措置を定めることとしました。 「(3) 規程には、緊急の事態における施行令第12条第1項第10号の廃棄について、危機管理及び公文書の管理に万全を期するため、次に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。 ・ 廃棄を行う場合には、あらかじめ行政機関の長の承認を得ること。ただし、その手段が無い場合又はそのいとまがない場合に、廃棄後、速やかに行政機関の長に報告すること ・ 廃棄をした場合には、廃棄した特定秘密文書等の概要、同号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、行政機関の長に報告すること ・ 上記の報告を受けた行政機関の長は、当該廃棄をした旨を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告すること」
43		特定秘密の総件数の基準を設け、総件数の管理を内閣保全監視委員会、独立公文書管理監、情報保全監察室等が管理すべきである。	特定秘密に指定すべき情報の数量は、その時々安全保障環境に応じて大きく変化するものであるため、その総件数の基準を一概に設けることは妥当ではないと考えます。仮に総件数の基準を設けた場合、本来特定秘密に指定すべき情報が指定できず、重要な情報の保全を図ることができなくなるおそれがあります。
44		チェック機関はすべての情報にアクセスできるべき。	
45		独立公文書管理官の役割は検証・監察なのであって、それらが機能するためには独自の権限として特定秘密にアクセスすることができるようになっていべき。すなわち、法第10条第1項の規定を根拠とするのではなく、独立公文書管理監および情報保全監察室は、その機能として必要な場合は独自の権限として特定秘密へのアクセスができ、それが本来の権限として認められるようにすべき。	
46		行政機関の長に対し特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、さらには実地調査を行うことができるとしても、各行政機関の長はこれら求めに応じるべき義務はなく、監視機関として実効性のないものである。実効性ある監視機関としての十分な調査権限が確保されるべきであり、行政機関には調査に応じる義務が規定されるべきである。	内閣府独立公文書管理監は、国会での議論を受けて、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除に関する基準等が真に安全保障に資するものであるかどうかを独立した公正な立場において検証・監察するために設けられるものです。このため、運用基準案においては、行政機関の長が内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供に応じない場合には、その理由を疎明しなければならないこととしており、行政機関の長は相当の理由なく提供を拒むことはできません。 また、特定秘密が提供されない場合にも、内閣府独立公文書管理監は、行政機関に対し、特定秘密を明らかにしない形で特定秘密の指定等の必要性の説明を求めることなどはできるため、実効的な検証・監察等を行うことができるものと考えます。
47		独立公文書管理監の権限を、行政機関の長よりも上にするか、あるいは、行政機関の長が資料の提出を拒否した場合に、その判断が適正かどうかを判定する組織が必要。	

48	3 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正	2月21日の国会答弁で森大臣は、保全監視委員会については、個々の特定秘密の内容にアクセスできる根拠は特定秘密保護法第18条第4項に基づいていると答えたが、独立公文書管理監については明言を避けている。要は十分な法的根拠がないということではないか。「一般的には第6条（安全保障上の必要による提供）か、第10条（公益上の必要による特定秘密の提供）によることとなる」とも森大臣は言っているが、これは秘密指定した行政機関の長が認めなければそれまで。第18条第4項にしても、内閣総理大臣が必要性を認めなければそれまで。	行政機関の長から内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供は、特定秘密保護法第10条第1項の規定に基づき行われることとなります。運用基準案においては、行政機関の長が内閣府独立公文書管理監への提供に応じない場合には、その理由を疎明しなければならないこととしており、行政機関の長は相当の理由なく提供を拒むことはできません。
49		独立公文書管理監（仮称）からの特定秘密の提供の求めに応じられない場合の「当該特定秘密の提供が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められない」の「おそれ」とは何か判断の基準をつくるべき。	行政機関の長が内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供に応じない場合には、その理由を疎明しなければならないこととしており、行政機関の長には相当の説明が求められますが、当該説明の妥当性等については、個別に判断されるものと考えます。 なお、米国においても、特定の類型の秘密情報へのアクセスを情報保全監督局長に認めた場合に国家安全保障に関する例外的な危険を及ぼすおそれがあるときは、影響を受ける行政機関の長又は上級幹部職員は、同局長から当該アクセスに関する求めがあった日から60日以内に、そのアクセスを拒否することを勧める書面を、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて大統領に提出するものとする旨が大統領令において定められていると理解しています。
50		チェック機関による措置は事後チェックの域を出ておらず、指定の有効期間設定時の実態のチェック、その時に法令等違反があった場合の処置、罰則規定も曖昧。	内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることができるとされており、各行政機関における指定の有効期間設定時の実態のチェック等を行うことができると考えます。
51		情報公開を求めた場合、担当部署の判断ではなく、第三者による検討委員会にかけられた上で、黒塗り部分を定める手続が必要。	特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなります。何人も、特定秘密が記録された行政文書の開示を請求でき、仮に特定秘密が記載された部分について不開示決定がなされ、当該不開示決定について不服申立てがなされた場合には、行政機関の長からの諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会が不開示決定の適否を調査審議することとなります。そして、その過程において、情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提供を求めることができるとされており（いわゆるインカメラ審理）、要求を受けた行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項3号の規定に基づき、特定秘密を提供することになります。そして、調査審議の過程で、特定秘密の指定の適否についてもチェックされ、特定秘密に係る部分を開示することとなれば、指定を解除することになります。
52		内部通報の窓口も完全に独立した機関を外部に設置すべき。各行政機関に設置するのでは、告発つぶしを奨励するようなもの。	通報先については、各行政機関は、通報に係る特定秘密の内容に精通しているため迅速な対応が可能であること、また、漏えい防止も容易に可能な立場にあることなどの理由から、第一次的には各行政機関の通報窓口への通報を原則としています。同時に、行政機関内部の窓口に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合等、運用基準案Ⅴ4(2)イ(イ)に記述する一定の場合には、各行政機関への通報をしなくとも、内閣府独立公文書管理監に通報できることとしており、各行政機関外部の通報窓口として機能するものと考えます。 通報者の保護は、本通報制度を実効的ならしめる上で極めて重要であると認識しています。このため、運用基準案Ⅴ4(3)においては、通報の処理に関与した職員は、通報者を特定させることとなる情報その他の通報に関する秘密を漏らしてはならず、又は知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない旨定めています。また、行政機関の長は、当該行政機関の職員が、通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱をすることのないよう適切な措置を講じなければならない旨定めるとともに、通報者に対し、通報したことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずる旨定めています。
53	4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	各行政機関を第一次的な窓口とすることで、内部通報を抑止する結果となる。第一次的な窓口として行政機関に対する通報を前提とすべきではない。 内部通報は独立公文書管理監（仮称）に対して行うことを原則とすべき。	
54		「(ア)に定める通報は、ア(イ)において調査を行わない旨の通知又は同(オ)の通知を受けた後でなければ、行うことができない」(31頁)という手順は、通報の敷居を不当に高くしている。通報者の自由な選択により、行政機関の通報窓口及び内閣府独立公文書管理監（仮称）の通報窓口のいずれにおいても通報可能とするべきである。	
55		内部通報制度も特定秘密を取扱う人はごく少数なので通報者の特定ができてしまう。	
56		通報者保護のために、匿名の通報も認めるべき。 独立公文書管理監を第一次的な通報窓口とし、匿名の通報でない場合には、独立公文書管理監は通報者の氏名を行政機関の長に伝えてはならないことを明示すべき。	

57	4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	内部通報者への人事報復等の防止策が示されていない。	通報者に対し、通報したことを理由として不利益な取扱い等が行われた場合の対応については、不利益な取扱いの内容に応じて国家公務員法等関係法令等を異にするため、一律に規定することは困難であると考えます。また、通報と不利益な処分との因果関係については、通報から不利益処分までの期間についても考慮の一要素にはなり得ますが、その判断は個別具体的な状況によるので、運用基準案の中に推定規定を設けることは適当でないと考えます。なお、(3)イにおける「適切な措置」とは、不利益な取扱いの禁止について、行政機関の職員に対し、周知・教育等を行うことが考えられます。 匿名での通報については、通報者との連絡がつかないため十分な調査ができないこともあり、また、通報者へのフィードバック(調査結果の通知等)も困難であることなどから、当該通報を運用基準案にいう通報として扱うことはしておりませんが、仮に匿名で有益な情報が寄せられた場合には、行政機関の長は必要な調査を行い、内閣府独立公文書管理監は、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出若しくは説明を求め、又は実地調査をすることはあり得ます。 なお、米国において、秘密指定に係る異議申立ては、各行政機関に行った上で省庁間上訴委員会に上訴することとされていると理解しています。
58		通報者・その家族の安全を保障する具体的な方法を明記することが必要。	
59		「不利益な取扱いをすることのないよう適切な措置を講じなければならない」とは全く抽象的であり、通報者の保護等に関する運用基準にはなっていない。「適切な措置」の内容について具体的に規定すべきである。	
60		通報者に対し通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員等に対しては、単に「懲戒処分その他の適切な措置を講ずる」だけでなく、懲戒処分等を義務付けるべきである。また、「その他の適切な措置を講ずる」は抽象的であり、「懲戒処分その他相当の処分を行わなければならない」とすべきである。なお、不利益な人事措置など通報後の不利益な取扱いと当該通報との因果関係に関しては、通報後の一定期間の不利益な取扱いにつき通報との因果関係の推定規定を設けるなど通報者の保護に万全を期すべきである。	
61		チェック機関は、内部通報の受け手となることが前提となる以上、元の省庁に戻るべきでないようにしないことには内部通報者を保護できない。	
62		不利益取扱いが発生した場合に、組織的にそれが行われた場合は行政機関の長の是正による救済が機能しないことも十分に考えられる。不利益取扱いを受けた場合については、行政機関の長による是正だけでなく、別の救済の仕組みを設けるべきである。	特定秘密の指定等に係る通報をしたことを理由として不利益な取扱いがなされた場合の行政機関の長による是正の仕組み以外としては、例えば一般職の国家公務員であれば、人事院に対して不服申立てや苦情相談等を行うことができます。
63		窓口は通報の処理のために特定秘密にアクセスしうるはずであり、そうであれば、窓口で特定秘密にかかる情報を述べたとしても、それが情報漏えいにはならず、窓口の権限としてそうした情報も通報受付時点で取り扱えるようにするべきである。	
64		要約して通報するのでは、何を通報しているのか、通報窓口が理解できないのではないか。	
65		通報の方法として「特定秘密である情報を特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約して通報するなどし」と記載があるが、これでは通報に際して特定秘密の漏えいのリスクを常に負うことになる。特定秘密である情報を特定秘密として扱うことができるよう整備すべき。	
66		通報窓口には特定秘密を取り扱う資格を有する職員を配置することにより、通報者が通報において特定秘密の内容に触れても責任を問われない規則とするべきである。	
67		通報窓口は、特定秘密に直接・間接に関与する権限を有する行政機関の長や独立公文書管理監(仮称)が設置するものであるから、通報窓口そのものにおいて、特定秘密を漏らすことのない体制を確保すべきである。	
68		内部通報者は、明らかにされた情報による公益が、秘密保持による公益を上回る場合には、罰せられない規定を設けるべきである。	

69	4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	内部通報窓口を行政機関と独立公文書管理監(仮称)に設置するとしているが、法律や政令の中に、政府の法令違反について秘密指定してはならないという規定がない以上、公務員が、その秘密指定が特定秘密保護法に違反していると確信できるなどという場合はほとんどあり得ず、公益通報の実効性は全く期待できない。	特定秘密保護法上は、特定秘密に指定できるのは、法律の別表に列挙された事項に限っており、運用基準案で更に55項目に細分化して具体化の上、対象を絞ることとしており、また、行政機関の法令違反行為等を指定したとしても、その指定は有効なものではない旨、これまでも国会で答弁してきたところですが、御指摘を踏まえ、運用基準案上も「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の 事実を指定し、又はその 隠蔽を目的として指定してはならないこと。」と明記することとしました。 特定秘密の指定は、特定秘密保護法や運用基準案に従って行うものであるところ、これらに違反していると公務員を含む取扱業務者等が思料することはあり得ると考えます。
70		通報する内容を法令違反に限っているが、この範囲を広げ、行政上の過誤の隠蔽や国家安全保障上保護する必要の無い情報開示を防止したり遅延させる目的といったような、行政が不当に利益を得るための特定秘密指定も、通報の対象にすべきである。	行政の過誤の隠蔽や情報開示を不当に制限したり遅延させたりすることなどを目的とした特定秘密の指定は、特定秘密保護法等に従った指定ではないため、本通報制度の対象となります。
71		「行政機関の長は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知する」(30頁)、「内閣府独立公文書管理監(仮称)は、調査の結果を遅滞なく通報者に対し通知する」(31―32頁)のいずれも具体的な期間(申立から60日以内といった)を明示すべきである。 「(イ)行政機関の長は、通報を受理した場合、(中略)遅滞なく通知する」に関しては、具体的な期間(申立から60日以内といった)を明示すべき。	特定秘密に関する通報は、対象となる特定秘密の種類や不適切な取扱いの内容等が多岐にわたると考えられます。このため、調査自体に必要な期間はもとより、調査を開始するか否かの判断に要する期間についても一律に具体的な日数を設定することは困難であると考えます。 なお、公益通報者保護法は、通報に係る調査を20日以内に行うことまでを求めているわけではないと理解しています。
72		通報に関し、「遅滞なく」必要な調査を行う、「遅滞なく」通知するではなく、具体的な日数を明記すべき(公益通報者保護法は20日)。	
73		通報処理の枠組みとして通報窓口を設置し、公表するものとするとしているが、何を「公表する」のか不明である。公表の対象や内容等について明記すべきである。	公表する内容としては、通報窓口の部署名、電話番号等を想定しています。
74		特定秘密の取扱業務者等が、自己の職務上の良心に従い、特定秘密の指定、解除及びその管理に適正を欠くと判断したときは、行政機関の通報窓口又は内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し、遅滞なく通報することを責務として明記すべき。	取扱業務者等が特定秘密の指定及び解除等が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料したときに改善がなされるよう対処することは当然であり、その対処方法としては、例えば、上司に報告し組織的に是正を行っていくといったことも考えられるため、一律に取扱業務者等に通報義務を課すことや、通報者に報奨金を授与する制度を作ることは適当ではなく、通報できる枠組みを整備しておくことが重要と考えます。 また、取扱業務者等に対し、特定秘密の指定等が特定秘密保護法に従って行われていないと思料した場合の対応について、教育等の機会を通じて、通報も含めた適切な対応について周知を図っていきたいと考えます。
75		単に通報を義務付けるだけでなく、通報者にインセンティブを与え、通報を奨励する制度すなわち通報者に対する報奨制度の導入が不可欠であり、本運用基準においてもその提案がなされるべきである。たとえば、アメリカ法や韓国法に倣って、一定の要件のもと通報者に報奨金を授与する制度なども検討されるべきである。	
76		行政機関の長及び独立公文書管理監(仮称)は、調査の結果どのような措置をとったか当該通報者に告知することとし、その措置に不服があるときの不服申し出制度を定めるべきである。	運用基準案Ⅴ4(2)ア(オ)及びイ(ケ)において、行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、調査の結果を通報者に対し通知することとされています。 また、通報者は、行政機関の長がとった措置について納得できない場合には、内閣府独立公文書管理監の通報窓口に対し通報することができます。内閣府独立公文書管理監の調査は、チェック機関としての調査であるため、その調査結果に通報者が納得できない場合に更に別の窓口で通報を受け入れることは想定していません。
77		通報を受けた独立公文書管理監(仮称)による調査でも各行政機関は特定秘密の提供を拒否できる。例外なく提出義務を負うこととすべき。	行政機関の長から内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供は、特定秘密保護法第10条第1項の規定による提供であり、同条の枠組みに従う必要があります。なお、行政機関の長が内閣府独立公文書管理監からの特定秘密の提供の要請に応じないときは、その理由を疎明しなければならず、その疎明内容もチェックされることとなるため、相当の理由なく要請を拒むことはできません。

78	4 特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報	通報の記録は、適切な運用を確保するための抑止力として長期の保存期間(30年以上)とし、情報公開の対象とすべき。	通報の対象となる特定秘密の指定の有効期間や特定行政文書ファイル等の保存期間はそれぞれ異なること、通報内容によって、通報の処理に係る記録を将来の特定秘密の指定及びその解除の参考とするために比較的長期間保存することが望ましい場合もあれば、そのような事情がない場合もあることなどを踏まえて、各行政機関の長が保存期間を設定することが妥当であると考えたため、運用基準の案においては、統一的な保存期間の設定は行わないこととしたものですが、運用状況を見つつ検討してまいります。なお、この記録は行政文書として情報公開法の対象となります。
79		本通報制度の対象に「適性評価の実施の適正」も加えるべきである。また、適性評価の対象となり「取扱業務者等」にならなかった者も「適性評価の実施の適正」に関して本通報の通報者とすべきである。	適性評価については、特定秘密保護法第14条において、行政機関の長へ苦情の申出をすることができる旨規定しており、苦情の申出を受けた行政機関の長は、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知する旨が定められています。また、運用基準案Ⅳ8(4)において、苦情処理の結果、改めて適性評価を行う必要があると認める場合には、改めて適性評価を行うこととされており、これにより「適性評価の実施の適正」は図られるものと考えます。
80	5 特定秘密保護法第18条第2項に規定する者及び国会への報告	特定秘密の指定等の状況について、定期的に国会に報告し、国民に情報公開すべきである。	特定秘密の指定等の状況を国民の皆様へ情報提供し、特定秘密保護法の運用に係る透明性を高めることは重要であると認識しています。特定秘密保護法において、各行政機関による特定秘密の指定等の状況については、毎年1回、内閣総理大臣が情報保全諮問会議の意見を付して国会に報告するとともに、国民へ公表することが定められています。また、運用基準案において、公表には、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付すこととしています。他方で、毎月公表することは、過大な事務負担となるため困難と考えます。
81		毎月特定秘密に指定した情報の概要(項目・期限等できる限り)を公表すべき。	
82		例えば月に1回や半年に1回など期間を区切って、その期間内に有効期間が満了、または秘密指定が解除された情報にはどのようなものがあるか、国民が閲覧できるリストを公表する等、国民に向けた積極的な情報公開の方法を規定すべき。	
83		内閣総理大臣への報告等に関し、特定秘密の指定、延長、解除の件数の数え方について明確な定義を設けるべき。	運用基準案Ⅴ5(1)アにおいて、各行政機関の長から内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監への指定・延長・解除の件数の報告は、事項の細目ごとに行う旨定めており、どのような情報について特定秘密の指定・延長・解除を行ったか概要は明らかになると考えます。 また、各行政機関の長は、特定秘密を指定した際にはその概要等についても一覧的に記載した「特定秘密指定管理簿」を作成することとしており、内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監は、この特定秘密指定管理簿を必要に応じて随時提出させたり、特定秘密である情報を含む資料の提出を求めたりすることも可能であるため、どのような情報について特定秘密の指定、延長、解除を行ったのか更に詳しく把握することが可能です。 なお、特定秘密はできる限り部分を特定して表示することとしており、一件の文書において、特定秘密が記録されるのは一部のページだったり、特定秘密である情報とそうでない情報が同一ページの中に混在したりすることがあり得ること、電磁的記録にはページの概念はなく、フォントの大きさや印刷の仕方によりページ数が変わること等から、特定秘密である情報を記録する文書のページ数の報告は困難又は意義がないと考えます。
84		行政機関の長からの報告は全て件数で行われるということだが、件数だけでは、内容の重要性を把握できない。内容の重要性が把握できないような報告は、全くの形式にしか過ぎない。各1件が、どの程度の分量のあるものかを、例えば、页数によって報告するのが、最低限の要請であるべき。	
85		内閣総理大臣への報告等に関し、件数だけでなく、どのような情報について特定秘密の指定、延長、解除を行ったのか、概要の説明もすべき。	
86		内閣保全監視委員会(仮称)及び独立公文書管理監(仮称)への報告事項ア(ア)～(カ)については、件数だけでなく件名(タイトル)の一覧についても報告の対象とすべきである。	
87		各行政機関の長から内閣総理大臣への報告に関し、①(ア)～(シ)に加えて「指定期間別の特定秘密の指定件数」と紛失した「特定行政文書ファイル」の件数、②(ウ)については有効期間の満了と有効期間内の解除別の件数、③(キ)についてはその処理状況を併せて、それぞれ公表すべきである。	
88		各行政機関の長から内閣総理大臣への報告事項に、秘密指定期間についての状況を入れるべきである。また、原指定とそれ以外のものについての現況も報告事項とすることが望ましい。さらに、自己監察を各行政機関で実施し、その結果についての報告も入れるべきである。	

89	5 特定 秘密保護 法第18条 第2項に 規定する 者及び国 会への報 告	対独立公文書管理監の行政機関の長による年一回の報告の確認範囲が内閣保全監視委員会より少ない合理的な理由が不明である。	特定秘密保護法附則第9条では、特定秘密の指定及びその解除等の適性を一層確保するために、第18条第4項の措置に加えて新たな機関の設置を検討することとされました。この機関の所掌事務については、与野党4党の合意がなされ、その中では、特定秘密の指定及びその解除並びに特定秘密の記録された行政文書の管理について所掌することとされ、適性評価に関する事務については含まれませんでした。このような経緯を踏まえ、適性評価に関する項目については、内閣府独立公文書管理監への報告対象とはしていないものです。なお、運用基準案Ⅴ3(2)アのとおり、内閣府独立公文書管理監に対しては、特定秘密指定管理簿の写しの提出や、個別の特定行政文書ファイル等の名称等の報告もされることになっています。
90		年一回の報告では特定秘密に指定されてから報告までの期間、最大一年間は監視委員会及び対独立公文書管理監の全く監査のないまま特定秘密として扱われてしまう。その期間に発生する不正な機密扱い情報が機能してしまうことに誰も責任を持たない。	運用基準案Ⅴ3(2)ア(ア)において、行政機関の長は、特定秘密を指定し、施行令第4条に基づき特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載したとき等には、速やかに、内閣府独立公文書管理監へ当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出することとしています。内閣府独立公文書管理監は提出を受けた特定秘密指定管理簿等をチェックし、運用基準案Ⅴ3(1)イに基づき、必要があると認めるときは行政機関の長に対し、資料提出や説明を求めたり、実地調査をしたりすることもできるため、1年間の間全く監査が行えないということはありません。
91		年次報告に、内部通報の件数及び処理の内容(解除した場合は秘密の内容も)も加える。行政機関への通報と独立公文書管理監(仮称)への通報を区別して報告することとすべき。	通報の処理内容の概要についても、可能な限り、運用基準案Ⅴ5(1)エの「国民に分かりやすい形で取りまとめた概要」において盛り込むことを予定しています。また、行政機関への通報と内閣府独立公文書管理監への通報とは区別して報告することを予定しています。

○運用基準(案)：VI 本運用基準の見直し

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	—	運用基準は、定期的(例:3年毎)に見直されるようにすべきである。	御指摘を踏まえ、「政府は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し、常にその運用の改善に努めつつ特定秘密保護法の運用状況を踏まえつつ、定期的に、又は必要に応じて本運用基準について見直しを行うものとする。なお、特定秘密保護法施行後5年を経過した場合においては、その運用状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。」と修正しました。
2		必要に応じて見直すことで、本運用基準は流動性の大きなものとなる。これでは、秘密の保全是可能とは言えない。	
3		見直しの際には、パブリック・コメントを募集するべきである。	御指摘を踏まえ、見直しによって運用基準を改訂する際には、パブリック・コメントを実施することを検討してまいります。
4		見直しはどのように行うのか。また、見直しの内容や結果は、公表されるのか。	見直しの方法については、今後検討されていくものと考えますが、御指摘を踏まえ、「見直しの結果については、これを公表するものとする。」との文言を追加しました。

○特定秘密の保護に関する法律施行令(案)

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	第1章 総則	法第2条第5項で定める機関について、検察庁を指定するのは、刑事事件一般の可視化の動きや公正な刑事手続を担保する上で重大な欠陥になる。公平な刑事手続・秩序維持の面で非常に問題があり、検察庁の追加指定は撤回すべきである。	特定秘密保護法第2条第5号の「特別の機関」とは、国家行政組織法第8条の3で規定されている「特別の機関」のことであり、この「特別の機関」のうち、特定秘密を保有し得る機関の一つとして検察庁が想定されることから、施行令第1条において検察庁を規定いたしました。検察庁は、法務省に置かれた機関ですが、①検察権行使の独立性を確保するため、法務省ないし法務大臣からの強い独立性が要求されている機関であること、②検察庁の保有することとなる特定秘密は、個々具体的事件の捜査・公判などの検察権の行使に直接関係するものが想定されることから、検察庁の独立の要請を満たしつつ、特定秘密の取扱いに関する業務を円滑に遂行するため、公文書管理法等と同様、本法においても、検察庁を法務省とは別の行政機関と位置づけることが適当と考えます。
2	第2章 特定秘密 の指定等	施行令第2条第2号から第4号までは、高等検察庁等が特定秘密の指定をすることはあり得ないから、削除すべき。	ご指摘の行政機関の長は、施行令第3条第3号に規定されており、特定秘密の指定を行うことはありませんが、他の行政機関から特定秘密の提供を受けてその取扱いを行うことはあり得ることから、施行令第2条各号により、本法上の行政機関の長と位置づける必要があります。
3		施行令第3条第3号により、施行令第2条に掲げる者は特定秘密の指定はできないこととなるが、これらの規定は矛盾しているのではないか。	
4		指定を行う行政機関の数が多。 (例:国家安全保障局に限定すべきではないか。原子力規制委員会が含まれることで原発情報も特定秘密に指定されるのではないか等)	
5		特定秘密は安全保障に関する情報に限定するべきであり、金融庁、法務省、総務省、消防庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会は指定を行う行政機関から外すべきである。	国会における法案審議において、指定される特定秘密の範囲が広くなりすぎるのではないか、恣意的な指定が行われるのではないかなどの御指摘を頂いたことを真摯に受け止め、特定秘密の指定を行う行政機関の長については、各行政機関における平成26年6月時点の特別管理秘密の指定及び保有の状況や特定秘密の指定の見込み等を踏まえ、各行政機関とも協議の上、限定することとしたところです。
6		平成24年12月末の段階で金融庁については特別管理秘密の件数は40、法務省については0であることから、これらは指定を行う行政機関から外すべきである。	
7		原子力規制委員会については、原子力発電所の安全性に関する情報が特定秘密にされることを防ぐ必要があることから指定を行う行政機関から外すべきである。	
8		違法な調査を繰り返す公安調査庁は、秘密指定できる19の行政機関からはずさなくてはならない。	
9		施行令第2条で秘密の指定機関を「限定」しているように見えるが、防衛・外交に直接対応する機関を中心に、治安警察、経済・資源エネルギー関係の機関に集中させただけであり、実質的に限定になっていない。	
10		最低限、宮内庁、文部科学省、文化庁、観光庁、気象庁、公害等調整委員会、運輸安全委員会は外すべきである。	御指摘の行政機関の長は、施行令第3条各号に規定されており、特定秘密の指定をすることはできません。
11		なぜ文化庁や気象庁が秘密指定できるのか。	
12		法第3条ただし書の政令で定める行政機関以外の行政機関の長は、法第3条ただし書の政令で定める行政機関とそれ以外の行政機関が共有する情報を、特定秘密に指定できない旨を規定すべき。	特定秘密保護法の規定上、行政機関の長は当該行政機関の所掌事務に係る別表に掲げる事項に関する情報について特定秘密の指定を行うことから、他の行政機関と共有する情報についても特定秘密の指定を行うことはあり得ます。また、施行令第3条各号に規定された行政機関の長は、特定秘密の指定を行うことはできませんが、特定秘密の提供を受けてその取扱いの業務を行うことは可能です。政府において安全保障に関する情報を収集・整理・活用する重要性が増大している中、これを的確に保護しつつ、政府部内での情報共有を促進するためにも、ご指摘の規定を設けることは困難です。
13		行政機関が自らの保有する情報について他の行政機関による特定秘密の指定を拒否できるようにすべき。	

14	第2章 特定秘密 の指定等	特定秘密の指定の要件(運用基準で示された55の細目に該当するか等)は、施行令に規定すべき。	運用基準は、特定秘密の指定等の実施について、政府としての統一的な運用を確保するために特定秘密保護法第18条の規定に基づき定められるものであり、ご指摘の事項については運用基準で規定することが適当と考えます。運用基準の作成に当たっては、閣議決定を求めることとされており、運用基準に規定された事項は、内閣の意思決定として、内閣の統括下にあるすべての行政機関を拘束し、各行政機関の関係職員はこれに従って職務を執行する責務を有することとなります。 なお、施行令案は、特定秘密保護法において政令で規定することとされている委任事項を中心に規定いたしました。
15		運用基準案で「漏えいにより、我が国に対する攻撃が容易になったり、外国との信頼関係が失われ協力が滞るなど、我が国の安全保障に著しい支障を与える事態が生じるおそれ」が指定要件として挙げられているが、削除すべきであり、施行令においても、これを特定秘密の指定要件としないことを明示すべきである。	運用基準案Ⅱ1(3)は、指定の要件のうち、特段の秘匿の必要性の要件を満たしているか否かを判断するためのものであり、具体的に例示することが適切であると考えます。 なお、施行令案は、特定秘密保護法において政令で規定することとされている委任事項を中心に規定いたしました。
16		施行令第4条第1号について、最初の指定なのか、延長の際の再指定なのか、この条文では明確ではない。	施行令案第4条第1号の「指定をした年月日」は、特定秘密保護法第3条の規定により行政機関の長が特定秘密の指定を行った年月日です。指定の有効期間を延長した際は、施行令第9条第2号の規定により、指定の有効期間を延長した旨、延長後の指定の有効期間及びその満了する年月日等が特定秘密指定管理簿に記載等されます。
17		施行令第4条第2号について、有効期間及び満了日は、延長された結果、通算何年になるのかが記載されるのかどうか、この条文では明確ではない。	施行令案第4条及び第9条第2号の規定により、特定秘密保護法第3条の規定により行政機関の長が特定秘密の指定を行った年月日、延長後の指定の有効期間が満了する年月日等が特定秘密指定管理簿に記載されることから、指定の有効期間が通じて何年になるのかについても把握することができます。
18		特定秘密に指定する場合には、何が特定秘密に該当し、なぜ指定をしたかを必ず文書記録に判断責任者の氏名とともに残すことが、数年経過時に指定の解除を検討する時などの検証時に有用である。	運用基準案において、施行令案第4条により作成される特定秘密指定管理簿には当該指定に係る特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職を記載又は記録すること及び行政機関の長は、指定する際には、書面又は電磁的記録により、当該情報の指定の理由を記すことを規定しています。これらの規定により、特定秘密の指定手続において、御指摘の点についても適切に記録として残されることとなります。
19		施行令案第4条について、特定秘密指定をした者及び指定の理由が記載されていない。担当部署、担当者役職、氏名等、また指定の理由も必須である。	
20		特定秘密とされた文書について管理簿の作成をすることとされているが、そもそも特定秘密とされた文書名についても非公開とされるのであれば、管理簿そのものの存在が国民によって検証できないこととなる。	特定秘密である情報を記録する行政文書も公文書管理法の適用を受け、行政文書ファイル等の名称は、行政文書ファイル管理簿に記載され、当該行政文書ファイル管理簿は、一般の閲覧に供されることとなります。また、特定秘密指定管理簿について、情報公開請求がなされた場合には、情報公開法の規定に基づき適切に対応することとなります。
21		特定秘密指定管理簿に、「公文書管理法第5条において定められた保存期間及び保存期間の満了日」を追加すべき。	特定秘密の指定の対象は「情報」であり、同一の特定秘密である情報を記録する文書であっても、その用途等に応じ、公文書管理法上の保存期間は異なるものになることから、特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するために整備する特定秘密指定管理簿への記載事項として御指摘の事項を追加することは困難です。 なお、特定秘密を記録する行政文書も公文書管理法の適用を受け、ご指摘の行政文書ファイルの保存期間及び保存期間の満了日は行政文書ファイル管理簿等により適切に管理されることとなります。
22		情報保全監察室による秘密指定された情報へのアクセスは、特定秘密指定管理簿に記載される「秘密の概要」によって大きく影響を受けるので、この概要は、秘密指定される情報の一部を構成する概要と同じものが提供されなければならない。	特定秘密指定管理簿に記載される指定に係る特定秘密の概要については、運用基準案において、特定秘密として取り扱うことを要しないよう要約したものを記述することとされており、指定された特定秘密そのものではありませんが、どのような情報が指定されたのかについて判別することが可能なものとなります。また、運用基準案において、情報保全監察室は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる旨規定しています。

23	第2章 特定秘密 の指定等	特定秘密の指定管理簿の作成媒体を「磁気ディスク(これに準ずる方法により…記録できるものを含む)」とあるが、紙への印字を原則とすべきである。	施行令案の規定上、特定秘密指定管理簿については、文書による作成、磁気ディスクによる調製のいずれも可能です。なお、磁気ディスクにより調製するものについても、施行令案の規定上、一定の事項を確実に記録しておくことができるものである必要があります。
24		特定秘密に指定した情報の存在そのものは秘匿しない旨を明確にし、二重帳簿のような手段により特定秘密指定管理簿の存在自体の秘匿が行われることがないよう、必要な措置を講じるべき。また、①施行令案第12条第1項第10号の措置②運用基準案Ⅱ3(4)やⅡ4(2)にある指定解除の条件を特定秘密指定管理簿の記載事項とすべき。	特定秘密指定管理簿も、公文書管理法や情報公開法の適用を受け、これらに従い適切に取り扱われることとなり、ご指摘の二重帳簿のような手段により特定秘密指定管理簿の存在自体が秘匿されるようなことはありません。また、特定秘密指定管理簿は、特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するために整備するものであり、個々の特定秘密文書等について講じられる施行令案第12条第1項第10号の措置について規定することは困難です。また、運用基準案にある指定解除の条件については、特定秘密の指定等の際に指定の理由の中で記述されます。
25		指定に関する記録について、「作成された記録は、削除、修正をおこなうことはできない」として記録の改ざんを防ぐべき。	特定秘密指定管理簿も、公文書管理法や情報公開法の適用を受け、これらに従い適切に取り扱われることとなり、ご指摘のように記録の改ざんが行われるようなことはありません。その上で、運用基準案において、行政機関の長は、指定等の際して特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載し若しくは記録したときは、速やかに内閣府独立公文書管理監に当該指定に関する特定秘密指定管理簿の写しを提出することとしています。更に、内閣府独立公文書管理監は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる旨規定しています。したがって、内閣府独立公文書管理監は、特定秘密指定管理簿等の検証を行うことも可能です。
26		特定秘密指定管理簿は、複数の検証可能な機関での管理について示されておらず、捏造や改ざんに対して脆弱である。	
27		指定の有効期間が満了したり、解除されたものであっても、特定秘密の表示がされている限り、それが公開されることを萎縮させることを意図している。「特定秘密」という表示が、自主規制を促進させる。	特定秘密の表示は、指定の有効期間が満了したとき又は指定を解除したときには、施行令案第8条第1項第1号又は第11条第1項第1号の規定により抹消することとなり、指定の有効期間が満了し、又は指定を解除した後までこの表示が続けられることはありません。
28		特定秘密の文書、図面には特定秘密であることを明示するとある。しかし、そこに記された「特定秘密」であるとの印が正当なものであることを証明する手立てがない。	行政機関の職員が法令の規定に反して、虚偽の特定秘密の表示を行うことはありません。その上で、指定の際に表示措置が講じられた特定秘密については、運用基準案に基づき特定秘密を取り扱う者に指定がされた特定秘密の概要が周知されており、万が一、虚偽の特定秘密の表示がなされた場合に識別することが可能です。
29		施行令第5条について、指定解除以前の廃棄を禁止する旨、表示すべき。	施行令案第5条の特定秘密表示は、特定秘密保護法第3条第2項の規定に基づき指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするためになされる措置です。なお、特定秘密である情報を記録する行政文書も公文書管理法の適用を受け、歴史公文書等に該当しないものの廃棄に当たっては、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとされています。
30		施行令第5条第1項第3号について、容器又は包装の外部に表示する場合、表示と当該情報の紐付けを確実にを行うために情報の詳細を記録するべき。	施行令案第5条の特定秘密表示は、特定秘密保護法第3条第2項の規定に基づき指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするためになされる措置です。なお、指定された特定秘密の概要は運用基準に基づき、これを取り扱う者に周知されるため、表示と情報の関連について把握することができます。
31		施行令第5条第1号及び第3号の「当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは」は適切でなく、「当該情報を記録する部分と当該情報以外を記録する部分とを明確に区分し」と改めるべき。	特定秘密の表示は、どの箇所が特定秘密に該当するか区分をした上で行うべきことはご指摘のとおりです。他方、1ページで文書の全体にわたって特定秘密が記録されている場合、特定秘密に指定された仕様等を化体した物件などの場合は、特定秘密を記録する部分とそうでない部分を容易に区分できない場合もあるため「当該情報を記録する部分を容易に区分することができる」としたものです。

32	第2章 特定秘密 の指定等	施行令第8条第1項第1号について、「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにするのでは、どの文書が指定されていたのか容易に分からなくなる。逆に指定されていたことが明確に判読できるようにすべきと考えます。	指定の有効期間が満了した際は、施行令案別記第2様式の「特定秘密指定有効期間満了」との表示がなされることから、記録された情報が特定秘密であったことは明らかになると考えます。
33		有効期間満了後に講ずるべき措置及び指定の解除に伴い講ずる措置として「保存期間満了後も廃棄してはならない旨表示すること」を追加する。	
34		有効期間満了後の文書すべてを「歴史公文書」とする旨規定すべき。	
35		第12条第1項第7号末尾に、「なお、公文書管理法第5条5項、第8条1項の規定にかかわらず、廃棄を認めない。」の文言を付加すべき。	公文書管理法上、歴史資料として重要なものであるか否かの判断は行政機関の長が行い、歴史公文書等に該当しないものの廃棄に当たっては、内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとされています。特定秘密である情報や特定秘密に指定されていた情報を記録する行政文書についても、正本・原本以外の写しの文書等様々なものがあるため、それらの文書をその保存期間満了後も一律に廃棄してはならない旨規定することは困難です。
36		特定秘密の指定期間が行政文書の保管期間よりも長い場合、特定秘密が指定期間を満了する前に廃棄されてしまう可能性があります。その原因は廃棄の基準が明確に示されていないことにあります。	
37		法律で解除の要件について具体的に定めない場合であっても、法第3章で本来予定された範囲以外の者が特定秘密について知り得る状態になった場合には、指定が無効になること及びその場合の指定解除の手続きを明示すべきである。	特定秘密保護法第4条第7項において、行政機関の長は、指定をした情報が指定の要件を欠くに至ったときは、速やかにその指定を解除する旨を規定しており、特定秘密と同一性を有する情報が不特定多数の人に知られるに至ったと行政機関の長が認定する場合には、当該法の規定に基づき特定秘密の指定が速やかに解除されることとなります。
38		法第4条第6項に該当する場合は、「6ヶ月間公開した後、国立公文書館等に移管するものとする」旨規定すべき。	通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することについて、内閣の承認が得られなかった情報は、指定の有効期間が満了することとなりますが、そのような情報であっても引き続き情報公開法上の不開示事由に該当する場合はあり得ることから、一律に当該情報を記録する文書等を公開することは困難です。
39		「規定する要件を満たし延長をする」ときは、「国会に報告し延長する」旨規定すべき。	行政機関の長は、必要最低限の期間に限って指定することとされ、また、指定の理由を点検し要件を満たさないときは指定を解除することとされています。また、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合には、法律上、内閣の承認を得なければならない、その場合の基準も示しております。 そして、内閣府に独立公文書管理監と情報保全監察室を設置し、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、本運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察するほか、これらの規程に従って特定秘密の指定等が行われていない場合には通報することができる制度も設けます。
40		有効期間延長の客観的判断基準が示されていない。永久の秘密になることを防ぐ歯止めが示されていない。	さらに、特定秘密保護法の運用状況は、毎年、外部の有識者である情報保全諮問会議の委員に報告されるとともに、その意見を付して国会に報告されることとされており、その報告内容の詳細を本運用基準において定めています。また、国会に設置される情報監視審査会が、特定秘密保護法の運用を常時監視することとされており、こうした重層的な仕組みにより、特定秘密保護法の適正な運用が図られることとなります。
41		有効期間の延長はどのような場合にのみ可能ですか。また、延長が可能かどうか、誰が、どうやって検証するのですか。もし延長が国民の利益を損なう場合、延長を止めることができるのですか。それについて明確にしてください。	特定秘密保護法第4条第2項において、行政機関の長は、指定の有効期間が満了する時において、指定をした情報が特定秘密の指定の要件を満たすときは、5年を超えない範囲においてその有効期間を延長することとされています。 行政機関の長は、必要最低限の期間に限って指定することとされ、また、指定の理由を点検し要件を満たさないときは指定を解除することとされています。また、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合には、法律上、内閣の承認を得なければならない、その場合の基準も示しております。
42		本来なら指定期間を過ぎたものは原則公開すべきであり、特定秘密の指定期間延長それ自体の正当性を判断するためには、一旦特定秘密の指定解除が必要である。そうしなければ、何を根拠に秘密指定をしているのか、十分な審査ができない。	具体的には、運用基準案では、行政機関の長は、指定の有効期間を延長するときには、指定の理由を点検し、時の経過に伴い指定の理由に係る特段の秘匿の必要性を巡る状況の中で、更に指定の有効期間を延長するときは、書面又は電磁的記録により、その判断の理由を明らかにすることとしています。加えて、行政機関の長は、指定の有効期間を延長し、特定秘密指定管理簿に必要な事項を記載等したときは、速やかに内閣府独立公文書管理監にその写しを提出することとしています。内閣府独立公文書管理監は、その指定の延長が、法律、政令、運用基準に従って行われていないと認めるときは、行政機関の長に当該特定秘密の指定の解除等の是正を求めるものとしています。
43		特定秘密の指定が延長された場合に、その措置に対して異議申立を行う手順の策定を併記すべきである。	また、内閣府に独立公文書管理監と情報保全監察室を設置し、特定秘密の指定や解除等が特定秘密保護法やその施行令、運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察するほか、これらの規程に従って特定秘密の指定等が行われていない場合には通報することができる制度も設けます。

44	第2章 特定秘密 の指定等	後日の検証を行い、指定を責任あるものにするため、施行令により例外なく「最長でも30年で指定解除」となるよう運用すべきである。	特定秘密保護法は、指定の有効期間は通じて30年を超えることができないとした上で、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して内閣の承認を得た場合に限り、指定の有効期間を通じて30年を超えて延長することができる旨規定しています。 なお、この場合でも、5年を超えない範囲内において指定の有効期間を定め、さらに延長する場合には、その都度特定秘密保護法第4条第4項に基づき内閣の承認を得なければなりません。
45		法第4条第4項に関し、「60年を超えた特定秘密においては、その延長期間を1年とし、必要に応じ毎年更新する。指定の延長の妥当性を第三者機関にて監査する」等の運用上の対応が必要と考えられる。	行政機関の長は、指定の理由を点検することとし、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える場合には、法律上、内閣の承認を得なければならず、その場合の基準も示しております。 有効期間が通じて60年を超えた特定秘密についても、運用基準案Ⅲ2(1)の指定の理由の点検が行われ、指定の要件を満たしていないと認めたときは、有効期間満了前であっても、速やかに指定が解除されることとなっています。
46		今回の施行令案には、本法第4条第4項第7号の政令で定める情報が規定されていないが、今後規定すべきでない。 同項では、第1号から第6号で、60年超の秘密指定できる情報を限定列挙しているにもかかわらず、政令でも定めることができるとすれば、法が限定列挙した意義を没却し、法の潜脱ともなりかねない。 したがって、政令で60年超の例外を定めることは原則的に禁止されるべきであるが、今回の施行令案では同項第7号の政令で定める情報は何も規定されておらず、今後も規定すべきではないし、仮に規定されるとしても、極めて限定的な場合に限られるべきである。	現時点で特定秘密保護法第4条第4項第7号の政令で定める重要な情報は想定されないため、施行令案には規定しておりません。 特定秘密保護法第4条第4項が特定秘密の指定の有効期間を通じて60年を超えて延長しようとする例外的な場合の規定であることに鑑み、同項の規定は極めて限定的に解釈していくべきと考えます。
47		内閣に特定秘密を提示する場合の措置としての運搬容器の「施錠」は、容易には開錠できないものとするなど、内容をもっと詳しく書くべきである。	内閣に特定秘密を提示する場合の具体的な内容については、今後の技術の進展等を踏まえて決定する必要があるため、施行令案においては必要最低限の事項についてのみ規定いたしました。
48		「規定する要件を満たさない」ときは、「6ヶ月間公開した後、国立公文書館等に移管するものとする」旨規定すべき。	特定秘密の指定が解除された情報であっても引き続き情報公開法上の不開示事由に該当する場合はあり得ることから、一律に当該情報を記録する文書等を公開することとすることは困難です。
49		「指定を解除すると同時に公開するものとする」旨規定すべき。	
50		指定の解除権者は、指定をした行政機関の長のみであり、行政機関が自己に都合の良い指定をすることを防止できない。	特定秘密保護法第18条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣は特定秘密の指定及びその解除等について改善すべき旨の指示をすることができます。また、運用基準案において、内閣府独立公文書管理監による特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の検証・監察・是正や業務取扱者等による通報について規定しており、内閣府独立公文書管理監は、検証又は監察の結果、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除等が特定秘密保護法等に従って行われていないと認めるときは、当該特定秘密の指定及びその解除をした行政機関の長に対し、当該特定秘密の指定の解除等の是正を求めることができるほか、特定秘密の取扱いの業務を行う者は、特定秘密の指定及びその解除等が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合には通報窓口等に通報することが可能です。
51		指定解除について、適正だったのかの検証をすべき。	
52		解除されたことの通知も、その秘密が解除されたという事実を公表するような仕組みもないのは問題である。	指定が解除されたことの通知等については、施行令案第11条第1項第2号に規定しているもののほか、運用基準案においても当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事する職員に周知するとともに、当該指定に係る情報の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようにする旨規定しています。
53		施行令第11条の特定秘密が解除された場合の通知措置については、その解除理由も通知しなければならない。	施行令案第11条で定める特定秘密の指定の解除に伴う通知措置は、特定秘密の指定の外形の除去を徹底するための措置であることから、当該指定を解除した旨及びその年月日を通知することとしたものです。
54		施行令案第2章第3節について、特定秘密の伝達に従事する人物への秘密保持義務が多すぎる。特にインターネット等で当該秘密情報のやりとりが行われた場合、回線事業者に対して秘密保持義務、適正検査を行うとされ、結果、日本国内の回線提供事業者全てに対して当該義務を要求するものとなっている。	施行令案第15条に規定する適合事業者による特定秘密の保護措置は、特定秘密保護法第5条第4項又は第8条第1項の規定により、行政機関の長が契約に基づき特定秘密を保有させ、又は提供する事業者が講じるべき保護措置について規定したものです。なお、インターネット回線を通じて、特定秘密の伝達を行うことは想定していません。

55	第2章 特定秘密 の指定等	施行令第12条から第15条までに定められた内容については、情報管理規定等の改訂により実現する方が、比較的簡便に状況に応じて変更でき、法令にするより適していると思う。	特定秘密として指定される情報は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であることから、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を特定秘密保護法の委任に基づき施行令第12条で定め、これを確実に講ずる必要があると考えております。
56		施行令第12条、第13条、第15条及び第17条の保護措置は、特に、施設設備の設置には高額な投資が必要と考えられるところ、予算措置が十分になされず、実効性が担保されないことが懸念される。	特別管理秘密制度及び防衛秘密制度において現在用いられている施設や体制を活用することにより、必要最小限の追加的な予算措置でこれらの保護措置を講じてまいりたいと考えます。
57		特定秘密保護法との整合性をなさない施行令第12条は明らかに違法だ。	施行令第12条は、特定秘密保護法第5条第1項の委任に基づき特定秘密の保護に関し必要な措置等について規定したものであり、違法との御指摘は当たらないものと考えます。
58		施行令第12条について、特定秘密の保護措置は、施行令ではなく特定秘密保護法で明記すべき。	特定秘密保護法第5条第1項は、行政機関の長が指定をした場合における特定秘密の保護に関し必要な措置を定めることを政令に委任しており、この委任を受け、施行令第12条においてその措置を規定したものです。
59		特定秘密保護法を適正に運用するため、各行政機関ごとの恣意的な運用をされるため、各行政機関が作成した規程は公開することを定めるべき。	施行令第12条第1項の規定により行政機関の長が定める規程について、情報公開請求がなされた場合には、情報公開法の規定に基づき適切に開示されることとなります。
60		各行政機関が作成する規程が運用基準に基づいて作成されているかは、適正な運用の確保のために重要な意味を持つ。そのため、この規程の作成にあたり、内閣総理大臣の同意を必要とすること、内閣総理大臣は情報保全諮問会議への諮問を義務付けることとすべきである。（公文書管理法における各機関の文書管理規程の作成・公開方法に準ずるべき）。	御指摘のとおり、施行令第12条第1項に規定する規程が、施行令及び運用基準に基づいて作成されているかを確認することは重要であると考えており、このため、運用基準案において、各行政機関の長は規程を定めようとするときは、あらかじめその案を内閣総理大臣に通知することを規定しています。 また、特定秘密保護法の適正な運用に係る事項については、引き続き情報保全諮問会議の委員の方々の御意見を聴いてまいります。
61		規程案の作成と運用に内閣保全監視委員会や独立公文書管理監が関与する仕組みを設けてしるべきである。	施行令第12条第1項に規定する規程が、施行令及び運用基準に基づいて作成されているかを確認することは重要であると考えており、このため、運用基準案において、各行政機関の長は規程を定めようとするときは、あらかじめその案を内閣総理大臣に通知することを規定しています。 更に、内閣保全監視委員会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密である情報を含む資料の提出又は説明を求め、又は実地調査をすることができる旨規定しており、その中でご指摘の規程についても検証を行うことも可能です。
62		保護措置は、国民から情報を秘匿する幾重もの措置をとることを義務付けようとするものである。	特定秘密として指定される情報は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であることから、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずる必要があると考えております。
63		保護措置は、これを講ずべき行政機関、地方行政機関及び事業者に膨大な負担をかけることになる。	
64		特定秘密にさせられた情報を管理する人員と手間の多さが、むしろ秘密にしようとしている情報の漏えいの機会を高めている。	施行令第12条では、法律の委任に基づき、特定秘密の保護に関して講じるべき必要な措置を規定しており、当該措置を適切に講じることにより、特定秘密の漏えいは防止できるものと考えます。
65		特定秘密を適切に保護するための措置には、管理、教育、各種制限、検査などの規定があるが、仮にその一部又は全部を「内輪」で行うのであれば全くのお手盛りの運用となる。	特定秘密保護法第5条第1項及び施行令第12条第2項の規定に従い、行政機関の長は、施行令第12条第1項各号の措置を講ずることとされており、職員が当該規定を遵守することは当然です。また、これらの措置は指定をした行政機関において、特定秘密の保護のために必要な措置として実施するものであることから、行政機関の内部において講じられるものです。 なお、特定秘密保護法及び施行令第12条に反して行政機関の職員が恣意的な運用等を行った場合には、国家公務員法等に従って、適切に対処されるものと考えます。
66		主な保護措置の中で「特定秘密の保護に関する業務管理者を指名」が定められているが、今後規則等で事務担当が決められるなどの実際の体制がどのようなものになるのか、一定の指針や方針が示されていない。	特定秘密の保護に関する業務を管理する者については、運用基準案において、指名することができる者の範囲や、指名された者が講じるべき措置等について規定しております。
67		特定秘密文書の廃棄については、ひとたび特定秘密文書の廃棄を行えば、いかなる内容を特定秘密としたのか、その妥当性等を検証する作業は不可能となる。後に原則公開されるべき行政にまつわる情報が、特定秘密を指定した者の都合不都合によって永久に葬り去られうるとの誹りを受けないためにも、廃棄に関しては行政機関の長にこれを任せず、別途厳格な基準を定めるべきである。	特定秘密文書等は、公文書管理法の適用を受け、廃棄に際しては内閣総理大臣に協議し、その同意を得ることとなります。さらに、運用基準案において、内閣府独立公文書管理監は特定行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置（国立公文書館等に移管するのか、廃棄するのか）についても検証及び監察を行うこととしているほか、廃棄の件数等についても報告する旨規定しています。したがって、特定秘密文書等の恣意的な廃棄が行われることはありません。

68	第2章 特定秘密 の指定等	施行令案第12条第1項第4号について、特定秘密がどの時点で発生するか分からない段階で、どのようにしてその範囲を決定するのか。また、範囲の決定の基準は何か。これらを明確にすべき。	施行令案第12条第1項は、行政機関の長は、特定秘密を適切に保護するために、同項各号に掲げる措置の実施に関する規程を定めることとしたものであり、具体的な職員の範囲の決定は、行政機関の長が特定秘密の指定をしたときに、同条第2項の措置として実施することとなります。 また、その範囲の決定は、行政機関の長が定める施行令案第12条第1項の規程に従って行われることとなります。
69		施行令案第12条第1項第10号の規定は、法律の委任の範囲を逸脱するものであるから削除すべき。上記施行令は特定秘密保護法第5条第1項に基づくものであるところ、同項では政令への委任の範囲として特定秘密文書等の廃棄にまでは言及していない。	特定秘密保護法第5条第1項は、特定秘密の保護に関し必要な措置を定めることを政令に委任しており、秘密の保全上真にやむを得ない場合の措置として、特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態という限られた事態において、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる場合という限定的な条件の下、保存期間満了前の特定秘密文書等を廃棄することができる旨規定することは否定されないものと考えます。
70		施行令案第12条第1項第10号の廃棄の措置を認めるのであれば、法律に規定し、公文書管理法等の関係法令も改正すべきであり、政令に規定するのはおかしい。	
71		緊急廃棄の規定により、秘密文書を破棄する権限を与えることは、国民にとって重要な事実が永遠に秘密にされることになりかねない。	
72		特定秘密文書等の原本は盗難・漏えい等がないよう厳重に管理すべきであり、施行令案第12条第1項第10号の廃棄の措置は、その場合にのみ認めるべき。	
73		緊急廃棄の要件は、廃棄者の独断を許さない程度に厳格に規定されなければならない、また、その要件該当性の判断者を明示すべき。	特定秘密の漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあることを踏まえ、施行令案第12条第1項第10号において、「特定秘密文書等の奪取その他特定秘密の漏えいのおそれがある緊急の事態」との客観的な判断の基準を示し、その漏えいを防止するため他に適当な手段がないと認められる、極めて例外的かつ限定的な場合における廃棄について規定したものです。 同号の緊急の事態については、例えば有事などの際に航空機が不時着し、運搬中の特定秘密が記録された文書等が奪取されるおそれがある場合などやむを得ない例外的な場合を想定しているところですが、そのような事態をあらかじめ限定をして規定することは困難です。 その上で、御指摘を踏まえ、運用基準案において、「 廃棄をする場合には、あらかじめ行政機関の長の承認を得ること。ただし、その手段が無い場合又はそのいとまが無い場合には、廃棄後、速やかに行政機関の長に報告すること。」「廃棄をした場合には、廃棄した特定秘密文書等の概要、施行令案第12条第1項第10号の要件に該当すると認めた理由及び廃棄に用いた方法を記載した書面を作成し、行政機関の長に報告すること。」及び「上記の報告を受けた行政機関の長は、当該廃棄をした旨を内閣保全監視委員会及び内閣府独立公文書管理監に報告すること。」と規定しました。
74		緊急廃棄に関し、情報はバックデータをとっておく必要があると考えるが、その旨の規定がないのは問題ではないか。	
75		情報漏えいのおそれが去った後には、直ちに関係者が再度集合して、廃棄された特定秘密文書の再現を試みる義務を負うことを規定すべきである。	
76		施行令第12条第1項第10号について、本号の規定の適用は極めて例外的な事態であり、簡単に認められるべきものではないので、極めて限定的なものでなければならない。 緊急事態における秘密保護措置としての特定秘密文書等の緊急廃棄については、「特定秘密文書等の廃棄その他特定秘密の漏えい…」とあるのを、「その他」以前の例示を増やした上で、「その他特定秘密の…」として一定の縛りをかけた規定とすべきである。また、要件としての「漏えいのおそれ」は「おそれがあると認められる」とすべきである。	
77		施行令案が「運用基準で定めるところにより」としているにもかかわらず「行政機関の長が必要な事項を定める」旨しか規定していないのは不当。「おそれ」「緊急事態」「適当な手段がないと認められる」などについて明らかにして明確な基準を規定すべき。	
78		運用基準案には、「緊急の事態」がいかなるものかについての記載がなく、各行政機関の運用に委ねられている。「緊急の事態」のすべての類型を記載することは不可能だが、できる限りの例を提示し、濫用を避ける工夫がなされるべき。また、緊急事態における廃棄を行った際には、できるだけ早い段階で内閣総理大臣への報告を義務づける必要がある。廃棄した文書類など、その報告書に記載すべき情報を列記したものを、運用基準案に加筆するべき。関連して、施行令案や運用基準案を見ている限り、緊急事態以外での特定秘密の廃棄を否定する文言がどこにも見当たらない。隠蔽を疑われないためにも、緊急事態以外での廃棄を禁止すると明記すべき。	
79		緊急廃棄の規定が不当廃棄の口実とならないよう、廃棄した場合について、廃棄した特定秘密及びその漏えいのおそれの具体的内容並びに廃棄の方法を記録した文書を作成すること、及び、当該文書の保存期間が満了した後は、国立公文書官等において保管することを行政機関の長に義務付ける旨、公文書管理法に定めるべきである。	

80	第2章 特定秘密 の指定等	「特定秘密文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置」について、これはありうることという想定がなされているわけであり、この条文では、絶対にあってはならないとの認識が不足、かつ罰則等に触れていないことは、公務員による不正の保護にさえ見える。そのためには、その時々を担当者を明らかにし、公務員退職後においても責任追及がなされる条項が不足している。	御指摘のとおり、特定秘密文書等の紛失等の事故はあってはならないものですが、御指摘の規定は、万が一、特定秘密文書等の紛失等の事故が生じた場合には、特定秘密の保護のため、それが特定秘密の漏えい等の被害の発生に至らない段階から早期にそれら被害の発生を防止するための措置を講ずること等を規定したものです。 なお、当然のことながら、特定秘密の取扱いの業務を行う行政機関の職員等が特定秘密文書等の紛失等により特定秘密を漏えいした場合には、その紛失等について、特定秘密保護法や国家公務員法の規定に従って責任追及が行われ、また、特定秘密の取扱いの業務を行っていた者は、その業務を離れた後であっても、当該特定秘密の漏えいを行った場合には、特定秘密保護法の規定に従って処罰の対象となることから、御指摘の条項を敢えて規定する必要はないものと考えます。
81		特定秘密の保護を理由として、秘密を取り扱う労働者の正当な組合活動の制限及び組合役員との接触などを制限するおそれが払拭できない。そのため、憲法第28条及び労働組合法第7条の趣旨を踏まえ、施行令第12条に第2項を設け、「特定秘密の保護措置の運用にあたって労働組合活動を不当に制限するようなことがあってはならない。」と記載すべき。	特定秘密保護法及び施行令第12条の規定による特定秘密の保護のための措置により、適合事業者の従業者等の正当な組合活動を制限することはありません。労働組合法等の適用を受ける者は引き続き、労働組合法等により適切な保護を受けることとなります。
82		都道府県警察の講ずる保護措置は、警察から私企業への情報漏えいを防止するために有効ではない。	都道府県警察が特定秘密を提供できる場合については、特定秘密保護法において限定されており、都道府県警察が任意に事業者に特定秘密を提供することはありえませんが、施行令第13条を的確に運用するにより都道府県警において特定秘密の漏えいを防止できると考えています。
83		民間企業である適合事業者に対し、特定秘密を取り扱う場所やパソコン機器類の区分、人事体制の区分等を義務付けている。適合事業者は、これらの体制が整わなければ国と契約をすることができないのであり、重い負担を課すこととなる。場合によっては、国と特定秘密に関わる契約をすることができる企業が限定され、事実上の独占状態を招く可能性があるのではないか。	特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものであることを踏まえれば、特定秘密を保有する事業者においても、行政機関と同等の保護措置が講じられる必要があると考えます。
84		施行令第14条で適合事業者という記述があるが、特定秘密が民間に流れることを考慮しているのは不思議である。また、どうして適合事業者に関する厳密な基準が設けられていないのか。	特定秘密保護法第5条第4項等において、行政機関の長は、その所掌事務のうち、法別表に掲げる事項に係るものを遂行するために特段の必要があると認めるときは、適合事業者に特定秘密を保有させ、または提供することができることとされています。「特段の秘匿の必要」とは、特定秘密を適合事業者に保有等させなければ、当該行政機関の所掌事務の遂行が立ちゆかないような非代替性が認められる場合であり、例えば防衛装備品の部品等の物件を製造させる場合等が想定されます。また、施行令第14条で適合事業者に係る具体的な基準を定めています。
85		運用基準案には、報道・取材の自由の尊重の記載があるが、そもそもこの基準は、指定及びその解除並びに適性評価の実施をその対象としている。 「知る権利」の奉仕者たる報道機関の「報道・取材の自由の尊重」、とりわけ、記者・報道関係者による情報源の秘匿を「権利」として確立すること、報道機関への捜査(会社・施設等への強制捜査など)の禁止、特定秘密に接触した記者・報道関係者に対する秘密の保護措置などについては、特定秘密保護法第22条の趣旨をもとに、施行令第3節に「報道・取材の自由」について新たな条文を挿入すると共に、適切な運用が図られるよう、別途新たに施行令に規定する規程を定める必要がある。	運用基準は、閣議決定を求めることとされており、運用基準に規定された事項は、内閣の意思決定として、内閣の統括下にあるすべての行政機関を拘束するものであり、各行政機関の関係職員はこれに従って職務を執行する責務を有することとなります。その上で、御指摘を踏まえ、運用基準案においても「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」とを明記するとともに、「 いわゆる国民の知る権利は、憲法第21条の保障する表現の自由や、憲法のよって立つ基盤である民主主義社会の在り方と結び付いたものとして、十分尊重されるべきものであること 」と規定しました。 なお、施行令第14条は、特定秘密保護法において政令で規定することとされている委任事項を中心に規定いたしました。
86	第3章 特定秘密 の提供	法第9条の提供を行う際は、「提供する前に、国会に報告しなければならない」旨規定すべき。	外国の政府等との間において、我が国及び国民の安全を確保するため、的確な情報の収集と共有を促進することは、行政権の行使の一部として政府が当然に行い得るものであることから、特定秘密保護法第9条において、行政機関の所掌事務のうち別表に掲げる事項に係るものを遂行するために必要があると認め、かつ、外国の政府等であってこの法律の規定により行政機関が講じることとされている保護措置に相当する措置が講じられるものに特定秘密を提供することができるとの厳格な要件の下、外国の政府等への特定秘密の提供が認められています。 このような外国の政府等との情報共有は、外国の政府等との間の信頼関係に基づき行われることを踏まえると、一律に外国の政府等へ特定秘密を「提供する前に、国会に報告」する旨規定することは、情報共有に支障を生じることとなるおそれがある場合があるため困難であるほか、提供前の報告を求めた場合、迅速な提供に支障が生じることから、御指摘の報告をすることとするのは困難です。
87		国会における特定秘密の提供に関する政令として、国会の「国政調査権」に抵触してはならない旨規定すべき。	国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府として、これを尊重して特定秘密保護法第10条第1項第1号イに従い、適切に対応することとなります。なお、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、国会法が改正され情報監視審査会が衆議院及び参議院に設けられることになりました。

88	第3章 特定秘密 の提供	秘密保護法違反の裁判において、検察や裁判官には情報の開示が保障されています。しかし、弁護人に対しては場合によってはその裁判に関連する特定秘密の内容が確実に開示される保障はありません。不正な裁判を防ぐためにも、弁護人への情報開示が保障されるべき	逐条解説(未定稿)に記載のとおり、特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、仮に証拠開示決定がなされて、これが確定した場合には、弁護人に対して特定秘密を開示することになると考えますが、証拠開示決定に至らなかった場合には、弁護人に対して、特定秘密を開示することはないものと考えます。 なお、これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する方法がとられています。したがって、特定秘密を扱う事件においても、このような立証方法により、被告人の防御権を侵すことなく、かつ、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、実質秘性を立証し、審理を行うことが可能であると考えます。
89		特定秘密の提供を受けた地方公共団体の長や機関が国の情報公開・個人情報保護審査会に相当する地方公共団体の機関に特定秘密を提供することを可能とするため、特定秘密保護法第10条第2項に相当する規定を設けるべき。	特定秘密保護法においては、都道府県の情報公開審査会等に同法第10条第2項の規定に基づき特定秘密を提供することができるのは警察本部長に限られることから、御指摘の規定を施行令に設けることは困難です。
90		国、都道府県警察及び適合事業者については法の規定により、適性のある者が取り扱うこととなっているが、地方公共団体の長や機関に提供された特定秘密を取り扱うことができる者の資格についても、明確に規定すべき。	地方公共団体の長や機関が特定秘密の提供を受ける場合は、特定秘密保護法第10条の規定による提供となるため、そもそも、行政機関、都道府県警察及び適合事業者において特定秘密の取扱いの業務を行う者にする適性評価を受ける必要が無く、したがって、施行令案第18条に規定する必要もないものと考えます。
91	第4章 適性評価 等	適性評価を要しない者の規定理由がなく、基準が曖昧である。	施行令案第19条では、適性評価を受けることなく特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものとして、合議制の機関を構成する職であって、就任について国会等の同意によることを必要とするもののうち、特定秘密の取扱いの業務を行う見込みが高いと考えられるものについて規定したところです。 これらの者については、職責の重大性から任命及び国会等における同意に当たっては、特定秘密の取扱いの業務を行う蓋然性を考慮することが合理的に期待されるものと考えられるため、適性評価の対象としないことは許容されるものと考えます。また、仮に、適性評価の結果、これらの者が特定秘密を漏らすおそれがないと認められず、特定秘密の取扱いの業務を行うことができないこととなった場合、国会等の同意が必要な人事であるため、すぐに委員等の交代をすることができず、合議制の機関としての意思決定ができない事態が生じてしまうことから、この点についても考慮することが必要と考えます。
92		民間企業である適合事業者の従業者にまで適性評価を受けることを事実上強制しておきながら、第19条各号の者を適性評価の対象から除外することは、バランスを欠いている。原子力規制委員会等には内閣が配置したい人物を自由に配置することができる一方で、国家公務員や民間企業の従業者のプライバシーに関わる情報を適性評価の名の下に自由に収集した上で、不適格者として業務から排除することもできることとなってしまう。	
93		逐条解説によると法第11条第7号(政令で定める適性評価を受けることを要しない者)は、「合議制の機関を構成する職であって、就任について国会の両院の同意によることを必要とするもの等を想定している。」とあり、施行令第19条との齟齬がある。	
94		施行令案第19条で、適性評価を受けることを要しないものとするが、どういう根拠でこのようなことを明記しているのか。適性評価を要しない者がいるということは秘密保持にあたって公正な法とは言いがたい。	
95		施行令第19条の法第11号の第7号の政令で定める者について、ここに秘密情報の運用を監視する第三者機関(内閣府独立公文書委員会、内閣保全監視委員会、情報保全監察室、情報監視審査会)も含めて規定したほうがよい。	

96	第4章 適性評価 等	法第11条第7号の政令で定める者（適性評価を受けることを要しない者）を国民とすること。	特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる者等については、国籍で区別することなく、適性評価を実施することが適当と考えます。
97		必要がある場合のみ、関係者への質問等、公務所その他公私の団体への照会が許されることを明らかにするため、施行令案第20条を「行政機関の長又は警察本部長は、法第12条第1項又は第15条第1項の規定による適性評価の実施に当たっては、評価対象者に法第12条第2項各号に掲げる事項に関する質問票を交付し、これらの事項についての記載を求めるほか、必要がある場合には、運用基準で定める他の方法により、同項（法第15条第2項において準用する場合を含む。）の調査を行うものとする。」と改めるべき。	関係者への質問は、運用基準Ⅳ5(2)イにおいて、「質問票や調査票に記載された事項について疑問点が生じ、これを確認するなど必要があるとき」に行うことが明記されております。 また、公務所等への照会については、運用基準案Ⅳ5(5)アにおいて、「適性評価実施担当者は、評価対象者について保有し、又は調査により収集した情報のみによっては質問票に記載された事項等についての疑問点が解消されず、これを確認するなど必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な報告を求めるものとする。特に行政機関以外への照会については、調査のための補完的な措置として、必要最小限となるようにしなければならない。」と明記されております。
98		結果の理由の通知にあたっては、特定秘密を漏らすおそれがないと認められない具体的な及びそれを認定した資料についても記載すべきである。	理由の通知は、適性評価制度の信頼性を確保する観点から、可能な限り具体的に行う必要があるものと考えます。一方で調査の着眼点や情報源、手法等が明らかとなることで、特定秘密を漏らすリスクがあることを隠そうとする者を利することとなり、関係者から以後の協力が得られなくなったりするおそれがある場合には、具体的な事実等を示さないことも許容されるべきであると考えます。
99		①苦情処理担当者に、当該行政機関以外の者を加えるべきである。 ②苦情申し出者に意見陳述、資料提出の機会を保障すべきである。 ③苦情処理の結果を通知する際、判断の根拠となった事実やその評価について記載すべきである。	①については、運用基準案において、苦情処理の担当者には当該適性評価の調査に直接従事していなかった職員を指定するルールを設けることにより、苦情処理の実効性・効率性を確保しつつ、適性評価の調査の方法や、それにより認定した事実関係を客観性をもって検証し、適切に再検討することができるようにしているところです。 ②については、御指摘を踏まえ、運用基準Ⅳ8(3)に以下のとおり規定しました。 「ウ 苦情申出者が(2)アにより申し出た苦情について意見を述べ、又は資料を提出することを希望したときは、苦情処理担当者は、当該苦情申出者に対し、その機会を与えなければならない。」 ③については、御指摘を踏まえ、運用基準案Ⅳ8(4)に以下のとおり規定しました。 「イ 苦情処理の結果を通知する際は、単に結論を示すだけでなく、判断の根拠等を具体的に説明するものとする。ただし、苦情申出者以外の者の個人情報の保護を図るとともに、結果の通知によって、適性評価の調査の着眼点、情報源、手法等が明らかとなり、適性評価の円滑な実施の確保を妨げられることがないようにしなければならない。」
100		憲法19条で思想及び良心の自由、20条で信教の自由などを保障しているが、特定秘密保護法の適性評価で当該事項を調査するとしても、周辺関係事項として本人だけでなくその関係者もプライバシーを侵害されることが予想される。このような調査を合法的に行うのは憲法違反であるため、施行令で是正し、適性評価の部分を運用で削除すべきである。	特定秘密保護法において、適性評価の実施に当たり、家族や同居人に関して取得する情報は、氏名、生年月日、住所及び国籍に限られており、評価対象者を含め、そのプライバシーを不当に侵害することではなく、憲法に違反するものではありません。
101		職務を離れる場合は、本人に「適性評価書を返却」し、本人は上司立会いの下で廃棄するものとする旨規定すべき。	特定秘密の取扱いの業務から外れた場合であっても、その後再び当該業務を行うことが見込まれ、適性評価を受けることもあり得るところ、その際の参考とすることが可能となるよう適性評価に関する文書等を一定期間保存する必要があると考えます。
102		施行令案第22条の「人事院規則で定める降任若しくは免職の事由」について、既にあるものなのかどうか、明らかにすべき。	施行令案第22条の「人事院規則で定める降任若しくは免職の事由」として、具体的には、人事院規則11-4（職員の身分保障）第10条各号に掲げる事由等が該当します。
103	附則	附則第3条は、従来の自衛隊法に基づく防衛秘密の表示を特定秘密の表示とみなすものであるが、特定秘密と防衛秘密は指定の要件が異なるものであり、防衛秘密の表示がされていたとの外形的な理由のみで特定秘密とみなすべきではない。	特定秘密保護法附則第5条により、防衛秘密に指定していた事項は特定秘密として指定した情報とみなされるものと規定されています。御指摘の規定は、この規定を前提とした移行措置です。 運用基準案において、行政機関の長は、当該行政機関の職員に、特定秘密の指定の理由を点検させ、指定の要件を満たしていないと認めたときには、速やかに指定を解除するものとすることを規定しており、特定秘密保護法附則により特定秘密としてみなされることとなる防衛秘密であっても、特定秘密保護法の施行後は、指定の理由の点検を通じて、特定秘密の指定の要件を満たしているか確認することとなります。

104	附則	内閣情報調査室に対して、秘密保護指定された情報の保護を行う業務を負わせるのは独立性の確保がされないだけでなく、時の政権の恣意性が、特定秘密保護法の運用に強く反映される結果になる。内閣官房から独立した新規の、しかも透明性を強く担保した機関にその保護の事務を負わせるべきである。	内閣情報調査室の事務を掌理する内閣情報官は、特定秘密保護法附則第7条による内閣法の改正により、特定秘密の保護に関する内閣法第12条第2項第2号から第5号までに規定する企画立案・総合調整に関する事務を掌理することとされました。これを踏まえ、施行令案附則第5条において内閣官房組織令の一部改正を行い、内閣情報調査室がこれらの事務をつかさどることとしたものです。
105		内閣官房組織令4条第1項の改正について、2号の機能は内閣情報調査室ではなく、内閣官房内の別組織の事務とすべきである。	
106	別記様式	別記第2様式(指定有効期間満了表示)及び別記第3様式(指定解除表示)の色は、別記第1様式(特定秘密表示)との見誤りを防ぐため、赤色とは別の色にすべき。	指定有効期間満了表示及び指定解除表示のそれ自体が、明確に、かつ、一見して分かるようにするため、これらの表示の色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色としたものです。 なお、特定秘密の指定の有効期間が満了したとき又は指定を解除したときには、施行令及び運用基準案Ⅲ1(2)又は2(3)に従い特定秘密表示を二重線を付すことなどにより抹消した上で、指定有効期間満了表示又は指定解除表示をするため、これらの表示と特定秘密表示との見誤りは生じないものと考えます。
107	その他	特定秘密保護法と施行令案では、秘密指定の立証責任が国にあることが明記されていない。	特定秘密は、行政機関の長が指定することが法律に規定されております(特定秘密保護法第3条第1項)。また、運用基準案において、指定の際には指定の理由を記述する旨規定しており、行政機関の長がどのような理由により指定を行うこととしたのか明らかとなります。
108		本政令の目的を最初に明示するべきである。 その目的には、政府・行政機関の保有する情報は国民共有のものであり、政府・行政機関は国民の付託によりこれを管理するに過ぎないこと、国民主権原理の下で、それらはすべて国民に開示されるべきことは原則であること、政府・行政機関は、その例外として我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあると認められ最小限度の情報について特定秘密の指定をし、管理するものであること、特定秘密と指定された情報は、最終的には全て国民に開示されるものであること及び政府・行政機関の判断で廃棄してはならないことなどを盛り込むべき。	施行令は、特定秘密保護法の規定に基づき制定されるものであるため、御指摘の趣旨の目的規定を置くことは困難ですが、運用基準案において、特定秘密保護法の運用に当たって留意すべき事項等を規定しており、各行政機関は運用基準案に従い適切に法を運用することとなります。
109		特定秘密の指定の期間満了、延長、解除について、国民に告知する制度を設けるべき。	特定秘密の指定等の実施の状況については、法において、内閣総理大臣は、毎年、運用基準に基づく特定秘密の指定等の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされていることに基づき、運用基準案において、内閣総理大臣は、行政機関の長から報告を受けた特定秘密の指定の有効期間の延長、解除等の状況を国会に報告するとともに、公表するものとされております。
110		一般国民にとって、「特定秘密」でない情報を、「特定秘密」であると偽られた場合、国民はただ騙され続けざるを得ないのか。一般国民が求めようとする情報が、「特定秘密か否か」を容易に確認できる方法を、法又は施行令で定めなければならない。	政府として、特定秘密でない情報を特定秘密であると偽るようなことはありません。その上で、特定秘密保護法第18条の規定に基づき、指定等について政府としての統一的な運用を図るために策定される運用基準案において、①法別表に掲げる23の事項の細目を規定し、②特段の秘匿の必要性についての判断の考え方を示し、③行政機関による法令違反の「 事実を指定し、又はその 隠蔽を目的として指定して」はならないことを特に遵守すべき事項として定めているほか、指定するに当たって、国民に対する政府の説明責任を不当に妨げることのないよう、指定する情報の範囲が明確になるよう努める旨定めております。 また、特定秘密の指定等の実施の状況については、特定秘密保護法において、内閣総理大臣は、毎年、運用基準に基づく特定秘密の指定等の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされていることに基づき、運用基準案において、内閣総理大臣は、行政機関の長から報告を受けた特定秘密の指定、指定の有効期間の延長、解除等の状況を国会に報告するとともに、公表するものとされております。 上記の規定の運用を通じ、指定等の実施の適正は確保されることとなるほか、特定秘密が記録された文書についても情報公開法に基づく開示請求制度の適用があります。
111		適性評価の実施に関する事項等、運用基準に設けられた事項について、施行令で定めるべき。	運用基準の策定に当たっては、閣議の決定を求めることとされており、運用基準に規定された事項は、内閣の意思決定として、内閣の統括下にあるすべての行政機関を拘束し、各行政機関の関係職員はこれに従って職務を執行する責務を有することとなります。
112		施行令は、もっと政府の裁量を限定するものであるべき。	なお、施行令案は、特定秘密保護法において政令で規定することとされている委任事項を中心に、特定秘密の表示の方法、指定の有効期間の満了に伴う措置、行政機関の長による特定秘密の保護措置等について規定いたしました。

113	その他	別表に関する政令として、 防衛「技術供与に関するものに限り、5ヶ年で公開」 外交、特定有害活動及びテロリズム「5ヶ年で公開」 と規定すべき。	特定秘密の指定については、特定秘密保護法第18条の規定に基づき、指定等について政府としての統一的な運用を図るために策定される運用基準案において、特定秘密に指定しようとする情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の理由を見直すに当たって適切と考えられる最も短い期間を定めるものとしているところです。その上で、特定秘密の指定が解除された情報であっても引き続き情報公開法上の不開示事由に該当する場合はあり得ることから、一律に当該情報を記録する文書等を公開することとするのは困難です。
114		指定を受けたものが国民に開示されない点について、所定の手続きを行えば誰にでも開示されるべき。	特定秘密である情報を記録する行政文書についても、他の行政文書と同様に情報公開法が適用されますが、特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要なものであるため、「所定の手続きを行えば誰にでも開示」することとするのは困難です。
115		重要な外交、防衛情報こそ国会審議と市民への情報提供が義務付けられるべき。	特定秘密である情報を記録する行政文書についても、他の行政文書と同様に情報公開法が適用されます。また、国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府として、これを尊重して特定秘密保護法第10条第1項第1号イに従い、適切に対応することとなるものと考えます。しかしながら、特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘匿することが必要なものであるため、特定秘密の提供は、法律に規定された場合に限られます。
116		自然災害の場合等、総合的に見て「我が国及び国民の安全の確保に資する」ために、特定秘密を早急に公開するのが望ましい緊急事態の場合を想定した規定を置くべき。	指定に際して解除すべき条件をあらかじめ特定できない場合であっても、指定後に、解除すべきと考えられる条件が生じた場合には、当該特定秘密として指定されている情報の性質を踏まえた上で、特段の秘匿の必要性等を判断する中で考慮することとなります。例えば、国内でテロが発生した際に都道府県知事が行う住民の避難措置のための不可欠な情報といったものについては、特に秘匿することが必要なものとは言えないため、特定秘密の指定を解除することとなると考えられます。指定の要件を欠くに至ったときは、その有効期間内であっても、速やかに指定を解除するものとするのは、特定秘密保護法第4条第7項において規定されています。
117		法第18条第2項の優れた識見を有する者の選考基準を明確化して欲しい。	特定秘密保護法第18条第2項において、内閣総理大臣は、「我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等」に関し優れた識見を有する者の意見を聴くこととされており、経験や実績等を参考としながら、適任者を判断し人選することとなります。
118		本来は法律の段階で、せめて政令の段階で政府の違法行為や汚職腐敗、環境汚染の事実などを秘密指定してはならないことを要件としてきちんと書き込むべき。	運用基準案においては、冒頭の「基本的な考え方」に「拡張解釈の禁止」「基本的人権及び報道・取材の自由の尊重」や「必要最小限の情報を必要最低限の期間に限って特定秘密として指定する」という大原則を明記し、その上で、Ⅱ「特定秘密の指定等」の「特に遵守すべき事項」において、「3つの要件の該当性の判断は、厳格に行い、特定秘密として保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、当該情報以外の情報を指定する情報に含めないようにすること」等を定めています。すべての行政機関の長等は、これらの規定に従って、特定秘密の指定等を実施する必要があります。 また、運用基準案においては、法律の別表に列举された23項目の事項を更に55項目に細分化しています。特定秘密に指定することとなる個別具体的な情報は時々の国際情勢等に応じて多様なものとなり現時点ですべて把握することは不可能ですが、可能な限り具体的かつ明確なものとしています。さらに、行政機関の法令違反行為等を指定したとしても、その指定は有効なものではない旨、これまでも国会で答弁してきたところですが、御指摘を踏まえ、運用基準案上も「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の 事実を指定し、又はその 隠蔽を目的として指定してはならないこと。」と明記することとしました。 さらに、内閣府独立公文書管理監等の指定の適否をチェックする機関に加え、運用基準案において、違法な指定を内部通報する仕組みや毎年の国会報告等についても定めており、恣意的な運用はできないものと考えます。
119		違法秘密や疑似秘密を特定秘密に指定することを禁止すること、公益通報対象事実を隠蔽することを目的とする指定の禁止を明示すべき。	
120		公益通報の対象事実その他の行政機関の法令違反の事実を指定してはならないことを法律、せめて政令のレベルで明記すべき。	
121		法は、特定秘密として指定することができる秘密がどのようなものであるかについて、あいまい不明確な要件しか定めておらず、施行令案によってもその内容は何ら限定されていない。このままでは、例えば行政機関の長が、当該秘密が国民に明らかになった場合には、国民の反対の声が大きくなるだろうことをもって、「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある」(法第3条)と判断して秘密指定することも可能であり、違法な秘密を特定秘密とすることも可能です。このような秘密保護法制は、民主主義と相容れるものではない。	
122		内閣府独立公文書管理監及び内閣保全監視委員会の設置の目的、権能を施行令案に新たな条文を設けて明記すべきである。	
122			内閣府独立公文書管理監及び内閣保全監視委員会の設置の目的や機能等については、運用基準案Ⅴに記載しているとおりであり、運用基準案は閣議決定することとなります。閣議決定は、内閣の意思決定として、その構成員たる国務大臣はもとより、内閣の統括下にある全ての行政機関を拘束するものであり、行政機関の職員はこれに従って職務を執行する責務を有することとなります。これにより、内閣府独立公文書管理監及び内閣保全監視委員会は、その機能を実効的に果たすことができると考えます。 なお、内閣府本府組織令案においても、内閣府独立公文書管理監の職務について規定しています。

○内閣府本府組織令の一部を改正する政令(案)

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	—	特定秘密保護法に基づいて内閣府の組織編成を変更することに反対する。	特定秘密保護法においては、国会での幅広い御議論を経て、附則第9条の規定が設けられ、政府は、独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関の設置等について検討することとされました。この新たな機関について、与野党4党の合意により、特定秘密保護法第18条第4項の内閣総理大臣の指揮監督の仕組みとは別に、各行政機関より一段高い立場から行政の統一を確保するための役割を担う内閣府に情報保全監察に関する機関を設置することとされ、これを踏まえて設置することとしているのが、特定秘密保護法を所管する内閣官房とは別の内閣府に置かれる独立公文書管理監及びその下で実務を担う情報保全監察室です。 閣議決定する運用基準案において、内閣府独立公文書管理監は、各行政機関の長から報告を受け、検証・監察を行い、特定秘密の指定の解除や特定秘密が記録された文書の適正な管理等の是正を求めるものとしており、各行政機関の長は、適切な措置を講じた上で独立公文書管理監に報告することとなります。閣議決定は、内閣の意思決定として、その構成員たる国务大臣はもとより、内閣の統括下にある全ての行政機関を拘束するものであり、行政機関の職員はこれに従って職務を執行する責務を有します。したがって、内閣府独立公文書管理監は、内閣総理大臣による事務の統括、職員の服務の統督に服することになりますが、各行政機関との間で緊張関係を保ちながら、特定秘密の指定等の適正を確保するための検証・監察等の事務を実効的に行うことができるものと考えています。 また、特定秘密の指定等の適正を確保するための事務は、特定秘密の指定等を行う事務とは、任務・所掌事務上明確に異なるものであり、意思決定のラインも分離することを想定しています。したがって、内閣府において特定秘密の指定等が行われる場合には、当該指定等の担当部局に対しても、厳格に事務を遂行することができると考えます。 内閣府独立公文書管理監の具体的な人選は今後の検討事項ですが、専門性や行政実務に精通していることの必要性の観点から、特定秘密を指定する行政機関の職員を内閣府独立公文書管理監に充てることを一律に否定することは適当ではないと考えます。チェック機関として適切に機能するよう、適切な人材配置を行ってまいります。
2		独立公文書管理監は、内閣府に置くべきではない。内閣から独立した組織がよい。	
3		独立公文書管理監は、内閣府本府に置かれ、「命を受けて」職務に従事するとされているが、内閣総理大臣の「命を受けて」職務を遂行するのであれば、特定秘密を指定する行政機関から「独立」しているとはとてもいえない。	
4		内閣府の大臣官房に設置する機関の名称が『「独立」公文書管理監』というのはおかしい。	
5		独立公文書管理監(仮称)の指揮監督権限は内閣総理大臣にあり、十分に機能しない。	
8		独立公文書管理監と情報保全監察室について、説明資料では名称と設置するだけで示されているが、具体的な役割については説明資料だけでは理解不能。設置だけは先に政令で定め、後で役割を明記するのはいかがなものか。	内閣府独立公文書管理監は、特定秘密保護法附則第9条の「独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関」との規定を受けて設置する機関であり、職務規定における文言にかかわらず「独立した公正な立場」にありますが、規定振りを改めることとしました。
9		独立公文書管理監に特定秘密を指定する省庁の官僚が選ばれることのないよう内閣府本府組織令に明記すべき。	
10		知る権利を保障し、違法な指定などを防止、抑制する必要性の観点から、内閣府独立公文書管理監(仮称)は、特定秘密の指定などが法令及び運用基準に従って行われているかどうかを検証し、監察する組織であるから、「特定秘密の指定などを行う行政機関の長から独立した立場と権限に基づき」と明記すべき。	
11		参事官の人数も、独立公文書管理監の重要性に比して少なすぎる。	第20条第3項の改正による参事官は、20人規模の情報保全監察室において、課長級の管理職として所要の職務に当たる官職です。具体的な人数については現在調整中です。
12		第20条第3項の改正案が「四十●人」となっているが、●表示の意味も理由もわからず、不適切である。	第20条第3項の改正案について「四十●人」としているのは、参事官の増設については、現在、関係省庁と調整中であるため、具体的な人数の表記を差し控えたものです。

13	—	内閣府本府組織令改正案では、独立公文書管理監(仮称)が「独立した公正な立場において検証し、及び監察すること」を可能とするような規定は何ら置かれていない。法の適正な執行を確保するためには、本改正案が規定する独立公文書管理監(仮称)とは異なる、真に独立・公正性を保障された内閣から独立した新たな機関を設置すべき。この機関は、人事院のように強い独立性を保障された組織として内閣の所轄の下に置くことも考えられるが、本改正案のように内閣府の下に置くこととする場合には、少なくとも、以下のような組織に改めるべき。 ①内閣府の外局に、公正取引委員会と同様の独立行政委員会(委員会という名称を与えるかどうかは問わない)として設置する。 ②同委員会の委員は複数とし、国会の同意に基づいて内閣総理大臣が任命するものとし、委員の身分及びその職務遂行の独立性を保障するための規定を設ける(公正取引委員会や人事院を参考にする。)。 ③同委員会の事務部門は内閣府の通常の階層的組織から切り離し、同委員会の指揮監督のみに服する独立した事務部門とする。 ④同委員会の組織や権限については独立の法律によって定めることが望ましいが、さしあたりそれが困難な場合には、内閣府本府組織令においてそれを定めるとともに、運用基準においてどの独立・公正性を確保するためのより具体的な措置を定めることとする。	いわゆる独立行政委員会の設置については、 ○ 特に運用開始の初期段階においては行政の実務に精通している者が行わなければ実効ある検証・監察等是不可能的こと ○ その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある特定秘密については取り扱う者はできる限り制限すべきであり、外部の者によって構成される合議制機関が検証・監察等の事務を行うことが適当であるかについては、運用の実態を見つつ慎重に判断すべきであること から、現時点においては、独立行政委員会は設置しないこととしています。 なお、与野党4党の合意においても、より高度の独立性を備えた第三者機関については、施行後の移行が検討課題とされていると理解しています。
14		第三者機関については、法律で直接規定し、その権限を明確かつ十全なものとするべきである。その内容として、独立行政委員会において、不当な秘密指定の解除を実施できる権限を付与し、そのための調査手続きも、協力しない行政機関又は担当者に対する行政罰を定めるなどして、強力な調査権限を付与すべき。	

○その他

番号	項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
		特定秘密保護法に対する御意見	
1	—	特定秘密保護法は市民の知る権利を侵害する憲法21条、自由権規約19条違反の法律であり、廃止すべきである。	特定秘密の指定の対象は、「衛星写真」や、「暗号」、「潜水艦の性能」等、安全保障上の重要情報に限られ、今ある秘密の一部が指定されるもので、その範囲が広がることはありません。 これに加え、特定秘密保護法では、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」と規定し、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないよう、特定秘密保護法の解釈や運用には慎重な態度をもって当たることとしており、国民の知る権利に十分に配慮されています。
2		特定秘密保護法は、市民の知る権利を束縛して国が持つ情報の秘密の壁を高くして集団的自衛権を進めるための軍事秘密を守るものでしかなく、国民の知る権利を保障する憲法21条に反することから、即刻廃止すべきである。	
3		2014年7月26日、自由権規約委員会より日本政府に対して以下のような勧告意見が出された。 「23.委員会は、近年国会で採決された特定秘密保護法が、秘密指定の対象となる情報について曖昧かつ広汎に規定されている点、指定について抽象的要件しか規定されていない点、およびジャーナリストや人権活動家の活動に対し萎縮効果をもたらしかねない重い刑罰が規定されている点について憂慮する(自由権規約19条)。 日本政府は、特定秘密保護法とその運用が、自由権規約19条に定められる厳格な基準と合致することを確保するため、必要なあらゆる措置を取るべきである。とりわけ下記事項は保障されなければならない。 (a) 特定秘密に指定されうる情報のカテゴリーが狭く定義されていること、また、情報を収集し、受取り、発信する権利に対する制約が、適法かつ必要最小限度であって、国家安全保障に対する明確かつ特定された脅威を予防するための必要性を備えたものであること。 (b) 何人も、国家安全保障を害することのない真の公益に関する情報を拡散させたことによって罰せられないこと。」 この勧告にしたがって、日本政府はただちに特定秘密保護法を抜本的に見直すべきである。	

4	—	ツワネ原則に基づき、より情報公開が進められ、市民の知る権利を保障する方向で、以下の諸点を含む全面的な制度の見直しを行うべきである。 ①秘密指定の立証責任は国にあることを法律に明記する。 ②何を秘密としてはならないかを法律に明記する。 ③秘密指定について60年よりも短い期限を法律で定める。 ④市民が、秘密解除を請求するための手続きを法律に明確に定めること。 ⑤刑事裁判において、公開法廷で秘密の内容を議論できることを法律において保障すること。 ⑥すべての情報にアクセスし、秘密指定を解除できる政府から独立した監視機関を法律に基づいて設置すること。 ⑦内部告発者が刑事処罰から解放されることを法律上明記すること。 ⑧ジャーナリストと市民活動家を処罰してはならず、情報源の開示を求めてはならないことを法律で明確に定めること。	ツワネ原則は、私的機関（オープンサイエティ財団）が2013年6月に発表したものであり、各国において立法等の指針を提供するために提言されたものですが、それ自体法的拘束力を有するものではないと理解しています。 その上で申し上げれば、同原則は、情報へのアクセス権が、国の安全保障上必要な場合に、法律により制限されることを認めていると承知しています。なお、特定秘密保護法には、恣意的な法律の運用を防ぐため、二重三重の仕組みが設けられており、国民の知る権利との関係で問題を生じたり、取材の自由を制限したりするものではありません。 （①について） 特定秘密の指定は、行政機関の長が指定することが法律に規定されております（特定秘密保護法第3条第1項）。また、本運用基準案において、指定の際には指定の理由を記述する旨規定しており、どのような理由により指定を行うこととしたのか明らかとなります。 （②について） 特定秘密保護法の下では、特定秘密に該当する情報についてその定義や指定の要件及び手続が法的に明確にされています。特に、指定の要件として、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性が掲げられており、別表該当性については、運用基準に掲げる55の事項の細目に該当する情報のみが特定秘密に指定されます。また、運用基準Ⅱ 1（4）特に遵守すべき事項において、「イ 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として指定してはならないこと。」と明記しました。 （③について） 特定秘密保護法は、「指定の有効期間は、通じて30年を超えることができない」と明記し、30年を超えて延長する場合には、理由を示して内閣の承認を得る必要があります。 なお、暗号や人的情報源に関する情報など、法律に限定列挙する極めて例外な情報を除き、指定の有効期間は60年を超えることはできません。 （④について） 運用基準Ⅱ(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しているとおり、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなります。何人も、特定秘密が記録された行政文書の開示を請求でき、仮に特定秘密が記載された部分について不開示決定がなされ、当該不開示決定について不服申立てがなされた場合には、行政機関の長からの諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会が不開示決定の適否を調査審議することとなります。そして、その過程において、情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提供を求めることができるとされており（いわゆるインカメラ審理）、要求を受けた行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項3号の規定に基づき、特定秘密を提供することになります。そして、調査審議の過程で、特定秘密の指定の適否についてもチェックされ、特定秘密に係る部分を開示することになれば、指定を解除することになります。 こうした点が本運用基準上も明らかとなるよう、御指摘を踏まえ、運用基準Ⅰ（2）に、「なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会（以下単に「審査会」という。）が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）第9条第1項の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号の規定に基づき、審査会に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会による調査審議の結果、行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。」と追記しました。また、御指摘を踏まえ、こうした特定秘密保護法と情報公開制度の関係については、今後とも適切に周知・広報してまいります。 なお、米国の「強制的機密指定解除審査請求（MDR）」は、秘密情報全般を対象とし、その指定の解除の審査を求める制度であると承知しています。特定秘密は、その定義上、情報公開法第5条に掲げる不開示情報よりも範囲が限定されたものであり、特定秘密ではない不開示情報も存在します。そのため、特定秘密の指定の解除とその開示は、情報公開法に基づき行うことが適当と考えます。この意味において、御指摘のMDRによる解除審査請求と類似の機能を情報公開法の開示請求が担うことができると考えます。 （⑤について） 逐条解説（未定稿）に記載のとおり、特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、仮に証拠開示決定がなされて、これが確定した場合には、弁護人に対して特定秘密を開示することになると考えますが、証拠開示決定に至らなかった場合には、弁護人に対して、特定秘密を開示することはないものと考えます。 なお、これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する方法がとられています。したがって、特定秘密を扱う事件においても、このような立証方法により、被告人の防御権を侵すことなく、かつ、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、実質秘性を立証し、審理を行うことが可能であると考えます。 （⑥について） 内閣府独立公文書管理監は、国会での議論を受けて、行政機関の長による特定秘密の指定及びその解除について独立した
---	---	---	---

4			公正な立場において検証・監察するために設けられるものです。このため、運用基準案においては、行政機関の長が内閣府独立公文書管理監への特定秘密の提供に応じない場合には、その理由を疎明しなければならないこととしており、行政機関の長は相当の理由なく提供を拒むことはできません。 また、特定秘密が提供されない場合にも、内閣府独立公文書管理監は、行政機関に対し、特定秘密を明らかにしない形で特定秘密の指定等の必要性の説明を求めることなどではできると、実効的な検証・監察等を行うことができるものと考えます。 運用基準案は閣議決定することとしており、閣議決定は、各行政機関がこれに従う責務を有することから、これにより、チェック機関の検証、監察等の事務や通報制度の実効性を確保することができると考えます。 なお、米国の情報保全監督局と各行政機関との関係は、大統領令において具体的に規定されていますが、その中には、行政機関の長が情報保全監督局長にアクセスを拒否することを大統領に勧める際の手続についての規定があるなど、必ずしも情報保全監督局が各行政機関に対して強制的な権限を有しているわけではないと理解しています。 (⑦について) 本通報制度は、特定秘密の恣意的な指定等を防止するために必要であるとして、本運用基準案に盛り込まれたものですが、特定秘密は、その漏えいにより我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがある情報を指定するものであり、こうした情報は通報の形であっても漏えいされるべきではないことから、要約して通報するなどし、特定秘密を漏らしてはならないこととしています。なお、特定秘密の漏えい罪の成否については、個別の事案ごとに証拠に基づいて判断されることとなります。 (⑧について) 特定秘密保護法第22条において「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定しています。 また、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られます。
5		特定秘密保護法は、指定の対象とされる情報の範囲が明確でなく、広すぎる。	特定秘密に指定する情報については、その定義や指定の要件及び手続が法的に明確にされています（特定秘密保護法第3条及び別表）。特に、指定の要件として、別表該当性、非公知性、特段の秘匿の必要性が掲げられており、別表該当性については、本運用基準案に掲げる55の事項の細目に該当する情報のみが特定秘密に指定されます。
6		特定秘密の指定と解除、廃棄の各段階において、政府の違法行為や汚職腐敗、環境汚染の事実等を秘密指定してはならないことを法律にきちんと書き込むべきである。	
7		運用基準案に記載されている「公益通報の対象事実その他の行政機関の法令違反の事実を指定してはならないこと」を、法律に明記すべきである。	特定秘密保護法上は、特定秘密に指定できるのは、法律の別表に列挙された事項に限っており、本運用基準案で新たに55項目に細分化・具体化し、対象を絞ることとした上で、本運用基準案では、公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として指定してはならないこととしています。
8		特定秘密保護法が施行されれば、私たち市民が必要な情報を得にくくなることは明らかである。	特定秘密の指定の対象は、「衛星写真」や、「暗号」、「潜水艦の性能」等、安全保障上の重要情報に限られ、今ある秘密の一部が指定されるもので、その範囲が広がることはありません。 これに加え、特定秘密保護法では、「国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」と規定し、本来報道されるべき情報が隠されたり、報道機関の正当な活動が制限されることがないよう、特定秘密保護法の解釈や運用には慎重な態度をもって当たることとしており、国民の知る権利に十分に配慮されています。 また、本運用基準案I(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しているとおり、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなります。 したがって、特定秘密保護法の施行によって、国民の皆様に必要な情報が得にくくなることはありません。
9		重要な外交、防衛情報こそ国会審議と市民への情報提供が義務付けられるべき。	特定秘密である情報を記録する行政文書についても、他の行政文書と同様に情報公開法が適用されます。また、国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府として、これを尊重して特定秘密保護法第10条第1項第1号イに従い、適切に対応することとなるものと考えます。しかしながら、特定秘密は、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあり、特に秘匿することが必要なものであるため、特定秘密の提供は、法律に規定された場合に限られます。
10		特定秘密保護法の別表にある「電波情報、画像情報」について、大規模災害時に必要な加工を行った上で迅速に公開・開示し、有効に活用されるようにすべき。	御指摘のとおり、衛星画像情報等については、大規模災害時に活用することを検討することが重要と考えます。

11	—	特定秘密保護法では、内閣が声明を出しさえすれば、特定秘密を国会に提出しなくてよいとしており、これは、国会の行政監視機能を後退させることになる。	特定秘密保護法は、附則第10条の規定に基づいて国会において定める措置を講じ、かつ我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた時、国会に特定秘密を提供するものとする旨規定しています。 これを受け、本年6月20日に成立した国会法等の改正によって、国会において特定秘密を保護するために必要な措置が講じられることとなることから、第三者に提供しない条件を付して提供された情報や人的情報源といった、ごく一部の情報を除き、基本的には、行政機関の長は、情報監視審査会の求めに応じ、特定秘密を提供することとなるものと考えます。 したがって、国会に対し特定秘密を提供するものとする仕組みが整備されることから、これまでよりも国会に機微な情報を提供することが可能となり、今後、より一層充実した国会審議が行われるとともに、特定秘密保護法の適正な運用に資することになるものと考えています。
12		報道関係者・研究者・市民運動家が違法・不当な方法で特定秘密を取得する行為を処罰する旨の規定は濫用される危険が大きく、取材活動・研究活動・市民活動を萎縮させ、報道の自由・学問研究の自由・知る権利を侵害するおそれがあることから、廃止すべきである。	特定秘密保護法第22条において「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る件利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定しており、報道機関による通常の取材行為は処罰対象とはなりません。 また、本運用基準案I2(1)「拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重」において、「出版又は報道の業務に従事する者と接触する際には、特定秘密保護法第22条第1項及び第2項の規定を遵守し、報道又は取材の自由に十分に配慮すること」を明記しています。 なお、御指摘を踏まえ、知る権利については、本運用基準案I2(1)「拡張解釈の禁止並びに基本的人権及び報道・取材の自由の尊重」において「 いわゆる国民の知る権利は、憲法第21条の保障する表現の自由や、憲法によって立つ基盤である民主主義社会の在り方と結び付いたものとして、十分尊重されるべきものであること 」を明記しました。
13		以下については処罰の対象にならない旨を明記すべきである。 ・ 記者の取材 ・ 市民活動 ・ 官僚等の内部告発	特定秘密保護法第22条第2項において、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする」と規定されており、正当な業務による記者の取材等については、処罰の対象とはなりません。 また、市民活動について、公務員等以外の者が処罰の対象となるのは、外国等の利益を図る目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した場合や、特定秘密を取り扱う公務員等をそそのかして特定秘密を漏えいさせた場合等に限られ、これ以外の場合で処罰対象となることはありません。 官僚等の内部告発についても、本運用基準案において「行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として懲戒処分その他不利益な取扱い等を行った職員があるときは、当該不利益な取扱い等を取り消し、又は是正するとともに、当該職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする」と規定しています。
14		一般市民が原発事故によって放出された放射線量の公開を求めてデモ行進を呼び掛けることも、不当な方法による特定秘密の取得行為として取締の対象となることから、廃止すべきである。	御指摘のような行為については、特定秘密の取得行為として罰則の対象となることはありません。
15		煽動、教唆といった表現が行政側の判断で、あらゆる活動に罰則を適用される危険性があります。国民の権利侵害を防ぐため秘密保護法に何が抵触し、何が抵触しないのか、明確な基準を定めてください。	煽動、教唆等については、逐条解説(未定稿(平成26年7月16日現在))(P.135)に記載しています。
16		特定秘密保護法の適性評価は、一種の思想調査を制度化するものであり、行政機関の職員等に対し不当な差別や思想統制をもたらすことになり、憲法14条、19条に違反する。プライバシーの保護についても不確かである。	本運用基準案IV1(1) プライバシーの保護において、「適性評価は、評価対象者のプライバシーに関わるものであることから、そのプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。したがって、評価対象者の選定に当たっては、過不足なく必要な者に範囲を限って行うようにしなければならない。また、適合事業者の従業者は行政機関の職員と異なる立場にあること等を考慮し、適性評価の実施に当たっては、適性評価について分かりやすい説明を行い、その実施についてよく理解を得なければならない」旨明記しています。
17		特定秘密に係る刑事事件の裁判手続において、証拠開示決定に至らなかった場合であっても、弁護人に対して特定秘密を開示すべきである。 また、その旨を逐条解説(未定稿)に記載すべき。	逐条解説(未定稿)に記載のとおり、特定秘密を含む証拠に係る刑事訴訟法第316条の26に基づく証拠開示決定については、仮に証拠開示決定がなされて、これが確定した場合には、弁護人に対して特定秘密を開示することになると考えますが、証拠開示決定に至らなかった場合には、弁護人に対して、特定秘密を開示することはないものと考えます。 なお、これまでも秘密漏えい事件の刑事裁判において、立証責任を全うしつつ、かつ、秘密の内容が明らかになることを防止するために、秘密にする実質的理由として当該秘密文書等の立案・作成過程、秘指定を相当とする具体的理由等を明らかにすることにより、実質秘性を立証する方法がとられています。したがって、特定秘密を扱う事件においても、このような立証方法により、被告人の防御権を侵すことなく、かつ、当該特定秘密の内容そのものを明らかにせず、実質秘性を立証し、審理を行うことが可能であると考えます。

18	—	秘密保護の法制度は、国の事務に関しては包括的かつ一般的に国家公務員法により、防衛事項は自衛隊法により、日米安保条約運用上必要な事項はMDA秘密保護法により既に整備されており、何ら不都合は生じておらず、特定秘密保護法を制定する必要性は認められない。	国家公務員法上の守秘義務は、一般職の公務員を対象とするもので、特別職の公務員や契約業者には及びません。 また、自衛隊法は、自衛隊について規律するものであり、防衛以外の安全保障に関する事項であって特に秘匿することが必要な情報の保護についての規定を置くことはできません。なお、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法によって保護される特別防衛秘密は、特定秘密保護法の適用除外となっています。 このように、安全保障に関する事項であって特に秘匿することが必要な情報の保護についての規定を定めるためには、国家公務員法あるいは自衛隊法以外の新しい法律によることが適切であると考え、特定秘密保護法を制定しました。
19		特定秘密保護法の附則第1条では、「この法律は、公布の日(注：平成25年12月13日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」とあるが、特定秘密保護法の附則には法的拘束力がないのだから、1年経過したことをもって強引に施行すべきでない。	特定秘密保護法の附則には、法的拘束力があります。 したがって、特定秘密保護法附則第1条の規定に基づき、公布の日である平成25年12月13日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、特定秘密保護法は施行することとなります。ただし、特定秘密保護法第18条第1項及び第2項(変更に係る部分を除く。)並びに附則第9条及び第10条の規定については、公布の日から施行しております。
20		国民の生命と安全を守るために、特定秘密保護法の整備を進めてほしい。	御指摘のとおり、特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿の必要性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的とするものです。政府としては、パブリック・コメントを通じて寄せられた御意見について真摯に検討し、しっかりとした政令、運用基準が作成されるように努めていきたいと考えます。
21		特定秘密保護法の罰則をより重くするべきだ。	特定秘密保護法においては、特別防衛秘密の漏えいや営業秘密の開示行為等、窃盗罪の法定刑が懲役10年以下とされていることと比べても、国の安全保障に関する特定秘密の漏えいが国家公務員法の守秘義務違反にとどまることは、バランスを失し、特定秘密の漏えいを抑止する観点からも十分ではないと判断したことから、特定秘密の漏えい行為等についての刑の上限を懲役10年以下としているが、これは、国家公務員法の守秘義務違反(1年以下の懲役)や自衛隊法の防衛秘密の漏えい罪(5年以下の懲役)と比較して重いものになっており、悪質な特定秘密の漏えいの抑止にも資するものと認識しております。
22		法律をそのままにして、運用基準のレベルでチェック機関設置や内部通報制度を確立しても有効に機能しない。	本運用基準案は閣議決定することとしており、閣議決定は、各行政機関がこれに従う責務を有することから、これにより、チェック機関の検証、監察等の事務や通報制度の実効性を確保することができると考えます。
23		チェック機関は法律に基づいて設置すべき。	
24		内部通報制度は法律で位置付けるべき。	
25		チェック機関は行政府から独立し、司法機関に所属させるべき。	三権分立の観点等を踏まえると、独立公文書管理監が果たすこととしている役割を司法機関に担わせることは困難と考えます。 なお、米国においても、情報保全監督局や省庁間上訴委員会は行政府に置かれており、これら機関の局長や議長は大統領の承認又は指名により選ばれるものと理解しています。
26		国民が、秘密指定解除を請求するための手続を法律に定めるべき。	運用基準案I(2)「公文書管理法と情報公開法の適正な運用」で明記しているとおり、特定秘密である情報を記録する行政文書についても、公文書管理法や情報公開法の適用を受けることとなります。何人も、特定秘密が記録された行政文書の開示を請求でき、仮に特定秘密が記載された部分について不開示決定がなされ、当該不開示決定について不服申立てがなされた場合には、行政機関の長からの諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会が不開示決定の適否を調査審議することとなります。そして、その過程において、情報公開・個人情報保護審査会は、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密の提供を求めることができるとされており(いわゆるインカメラ審理)、要求を受けた行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項3号の規定に基づき、特定秘密を提供することになります。そして、調査審議の過程で、特定秘密の指定の適否についてもチェックされ、特定秘密に係る部分を開示することになれば、指定を解除することになります。 こうした点が運用基準上も明らかとなるよう、御指摘を踏まえ、運用基準 I (2)に、「 なお、当該特定秘密に係る部分について不開示決定がなされた場合であって、当該不開示決定について不服申立てがなされたときは、行政機関の長の諮問に応じ、情報公開・個人情報保護審査会(以下単に「審査会」という。) が当該不開示決定の適否を調査審議することとなる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開・個人情報保護審査会設置法(平成15年法律第60号)第9条第1項の規定に基づき、当該行政機関の長に対し、当該不開示決定に係る行政文書の提示を求めることができ、提示を求められた当該行政機関の長は、特定秘密保護法第10条第1項第3号の規定に基づき、審査会に特定秘密を提供することとなる。そして、審査会による調査審議の結果、行政機関の長が当該特定秘密に係る部分を開示する際は、その指定を解除することとなる。」と追記しました。
27		国民自身が直接秘密の解除を請求できるようにすることも重要だが、何が秘密になっているのかが分からない中では、請求権があったとしても、国民はこの権利を使いこなすことができない。	

28	—	国会の情報監視審査会は、委員の人数が少なすぎ、秘密が情報監視審査会の委員等より他に伝達ができず、予算・法案・人事に関する権限が明定されておらず、個別の特定秘密についての権限もないので、機能しない。	政府としては、国権の最高機関たる国会に設置された情報監視審査会における審査の結果、勧告が行われた際には、これを真摯に受け止め、かつ、これを尊重し、適切に対応してまいります。 なお、国会に設置される情報監視審査会の具体的な在り方については、国会において御議論が行われるものと認識しています。
29		衆参両院に設置される情報監視審査会は秘密の解除を勧告できるが、強制力がなく、機能しないのではないか。審査会の権限を強くするために強制力を持った秘密解除命令にすべきと考える。	
30		衆参両院に設置される情報監視審査会への通報も独立公文書管理監に対する通報と同様に認めるとともに、通報者の保護が図られるべき。	
31		専門家有識者や全ての党派の平等な参加で構成される国会の機関が監視すべき。	
32		政令や運用基準の制定そのものに反対。	政府としては、これまで国民から特定秘密保護法に対する懸念や批判の声があったことを踏まえ、パブリック・コメントで寄せられた御意見について真摯に検討し、しっかりとした政令、運用基準が作成されるように努めていきたいと考えます。
33		今回の意見募集の対象物は極めて膨大かつ難解であり、意見募集に当たっては、各地で説明会等を開くなど、国民の理解を促すプロセスが必要だが、何も行われていない。	政府としては、最大限の透明性を確保すべく、これまでの検討経緯については、数次にわたりホームページに公開してきた他、また、これまでの情報保全諮問会議の委員とのやりとりを含む配布資料も内閣官房ホームページに公開しました。また、こうした資料のホームページを公表した後、一週間程度の周知期間を設けた上で、パブリック・コメントを行ったところです。 今後とも、より一層国民の皆様の理解を深めるべく、努めていきたいと考えています。
34		パブリック・コメントの正確な結果の公表を求める。ウェブ上でも公表すべきである。	パブリック・コメントで寄せられた御意見については、総数、項目（施行令、運用基準、組織令）毎の内訳を記載した最終集計結果とともに、情報保全諮問会議の委員の御意見を伺って、この資料を作成・公表することとしました。なお、本資料については、内閣官房ホームページにも公表します。
35		パブリックコメントの結果について、情報保全諮問会議において公開の場で複数回議論すべきである。	
36		特定秘密保護法の施行に当たっては、慎重に議論を重ねていただきたい。	政府としては、これまで国民から特定秘密保護法に対する懸念や批判の声があったことを踏まえ、パブリック・コメントで寄せられた御意見について真摯に検討し、情報保全諮問会議の委員の御意見も伺いながら、しっかりとした政令、運用基準が作成されるように努めていきたいと考えます。